

点、昨日の委員会を受けまして総理に見解を伺いたいと思います。

昨日、存立危機事態への対応ということが戦争への参加なのかという質疑が行われたと承知しております。この存立危機事態というのは、我が国がまだ直接攻撃を受けていない、しかし我が国と密接な関係にある他国に対する攻撃があつて、それによって我が国に対して我が国が直接攻撃を受けたと同様の重大かつ深刻な被害が明らかである、こういう事態を存立危機事態というわけであります。この存立危機事態への対応が戦争への参加なのかどうかという質疑だったというふうに承知をしております。

戦争という概念は、昨日もございましたけれども、これは国際法上違法でございます。そして、この戦争という言葉には、侵略戦争とかあるいは違法な武力の行使といったニュアンスがあるのでないかというふうに思うわけであります。我が国が直接攻撃を受けて対応する個別の自衛権の措置の際、戦争に参加するとは言わないわけであります。

そこで、今回の平和安全法制における、憲法九条の下でさえ許される自衛の措置というものが、我が国に対する攻撃があるときはもちろんありますけれども、まだ我が国に対する攻撃がなくても、密接な関係する他国に対する攻撃がきつかけとなって、我が国に甚大な影響を及ぼす明らかな客観的な危険がある、こういうときに対応するといふものでございまして、これを戦争への参加といふふうに呼ぶには、ちょっととというか、かなり違和感がござります。

そこで、こういう存立危機事態への対応というのは、戦争への参加ではなくて、我が国のかくまでも自衛のための措置でありますし、また我が国を防衛するための実力の行使である、こういうふうに言わなければならぬのではないかと思ひます、総理の見解をお伺いいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 西田委員御指摘のとおり、国連憲章の下では戦争は違法化されてい

ます。国連憲章の下で違法でない武力の行使は、個別の自衛権によるもの、集団的自衛権によるもの、国連安保理決議に基づく集団安全保障措置の三つのみであります。これらは、国連憲章の下で違法とされている戦争とは明確に区別されています。

我が国が新三要件が満たされた場合に行う武力の行使は、あくまでも我が国の自衛のための措置であり、国際法上も正当な行為であります。にもかかわらず、戦争をする、戦争に参加するという表現を用いることは、あたかも違法な行為を我が国が率先して行つていると誤解されかねない、極めて不適切な表現であると思います。我が国の自衛のための措置、我が国の防衛のための実力の行使という表現を用いることが適切であると考えます。

○西田実仁君 もう一つお伺いしたいと思いま

る同じく存立危機事態への対応ということが、我が国への攻撃はまだないのにそれに対して対応するというのは先制攻撃ではないか、こういう趣旨の質疑も昨日あつたかと記憶をしております。

そもそも、先制攻撃というのは、相手方が武力を行使していないにもかかわらず先に武力を行使すること、これが先制攻撃です。しかし、今回の存立危機事態における対応というのは、我が国と密接な関係にある他国に対する攻撃があつて、これが大前提なんですね、あつて、それをきっかけとして、我が国に対して我が国が直接攻撃を受けたのと同様の重大かつ甚大な被害が客観的に明らかに、こういう場合に対応するものであります。そもそも武力の行使をしている国に対して自衛の措置をとることは先制攻撃というような不法な、そもそも武力の行使をしてくるものであります。

○国務大臣(岸田文雄君) 国連憲章におきまして自衛権が認められているのは、武力攻撃が発生した場合に限られています。したがって、いわゆる

先制攻撃のように、何ら武力攻撃が発生していないにもかかわらず我が国が自衛権を援用して武力を行使すること、これは国際法上合法とは言えません。

一方、集団的自衛権とは、国際法上、自國と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自國が直

接攻撃されていないにもかかわらず実力をもつて

阻止することが正当化される権利とされています。

ここにおいては、他国に対する武力攻撃の發

生、これが大前提であります。この集団的自衛権

は、国連憲章上、加盟国に認められた固有の権利

です。個別の自衛権、さらには国連憲章第七章に

おける集団的安全保障と併せて、武力の行使の違

法性を阻却するものとして認められております。

ですから、国際法上合法と言えない先制攻撃とこ

の集団的自衛権、これは全く異なるものであります。

そして、昨日の議論で、この二つ、先制攻撃と

見えるのではないか等、これ混同される可能性が

ある、こういった指摘がありました。これは、

集団的自衛権を行使しますと、その後

国連の安

保理に対しましてしっかりと報告をしなければな

りません。これは内容をしっかりと説明する義務

が生じるわけです。

また、今回、限定された集団的自衛権の行使を

新三要件に基づいて行使するということにつきま

しても、国内法においてしっかりと対処基本方針

を策定して国会に承認を求める、こういった手続

もあります。これは混同されることはないと考え

ております。

○西田実仁君 それでは、質問に、用意されたも

のから入りたいと思います。

なぜ今平和安全法制なのか、国民の皆様方を守

るという視点から具体的に議論を深めなければな

らないというふうに思います。今回の平和安全法

制が違憲なのか合憲なのかということにつきまし

ても、まさにこの日本を取り巻く安全保障環境の

変化をどう見るかに懸かっているわけでありま

す。

なぜならば、今回の平和安全法制の中で、從来

から政府が取つてきた基本的な論理、考え方を変

えておりません。しかし、その当てはめを変える、

それは日本を取り巻く安全保障環境がどう変わつ

たのかという認識によつて変わつてくるわけであ

りますので、ここが大変重要なつてくるとい

うことであります。

また、安全保障環境、これに対する認識を共有

できるのであれば、この参議院での議論というも

のもより充実されていくんではないか。そうした

環境変化にどう対応するのか、政府が提出了した法

案で十分なのか、それとも何か別の対案があり得

るのか、はたまた何もしないでよいのか、こうし

た議論こそ参議院にふさわしい生産的な議論では

ないかというふうに思います。

そこで、最近、様々新聞の投書等も拝見をいた

しますと、こんな投書がございました。この法案、

平和安全法制の推進派というのは、海外進出を進

める中国や核、ミサイルを開発する北朝鮮の脅威

を挙げると。しかし、冷戦時代にもソ連の脅威が

強調されていた。爆撃機や軍艦が日本周辺に頻繁

に出没し、核、ミサイルが日本を射程に入れてい

るとも言われた。そうしたソ連の脅威が言われ

ていた冷戦期とはどう今の日本を取り巻く安全保障

環境が変化しているのか、どう厳しくなつてい

ました。この当時と比べて、じゃ、今どう違う

のか。私の考えでは、一番大きな変化は、一つは

軍事技術の高度化であろうと、そしてもう一つは

アジアにおけるパワー・バランスの変化である、こ

のようになつておるわけであります。

こうした日本を取り巻く安全保障環境の議論の

実としての安全保障環境の厳しさを認識するとい

うことあります。何か特定の国の脅威をあお

ることで法制を整備するべきことではないとい

うことであります。抑止力を高める法制度の意義は

当然強調されしかるべきでありますけれども、

抑止力の向上が決して軍拡競争のようなものにつ

ながつてはならない、安全保障環境の厳しさに對応する抑止力の向上が外交で諸課題を解決する推進力になるということが大切であるということをまず強調しておきたいと思います。

その上で、客観的な事実として、日本を取り巻く安全保障環境の厳しさについて政府の認識を順次問うていきたいと思います。

ハネルをお願いいたします。（資料提示）
これは、一昨年、政府が閣議決定をいたしました
国家安全保障戦略の改定です。【改定】
（改定）

が国家安全保障戦略の指標であり、我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題

題」ということについて三つ挙げられております。特に、一番目は「アジア太平洋地域の戦略環境の特性」であり、二番目には「北朝鮮の軍事力の増強と挑発行為」、そして三番目には「中国の急速な台頭と様々な領域への積極的進出」、この三つが掲げられております。

「北朝鮮の軍事力の増強と挑発行為」ということに對しまして、日本を含む地域の安全保障環境について具体的にどのような課題と認識をされてい るのか、また、それに対する対処は日本単独で可能なのか、それとも日米等の共同対処が必要なのか、できるだけ分かりやすく總理にお答えいただければと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　まず前提として、この国家安全保障戦略を策定していく上においても、ここに書かれておりますように、日本を取り巻くアジア太平洋地域の戦略的な安全保障上の環境が大きく変わっている。その中においては、パワーバランスの変化、軍事技術の向上、委員が御旨簡潔にしてござりますようおつげられること。

北朝鮮については、日本の大半を射程に入れる数百発もの弾道ミサイルを配備をし、発射されればおよそ三千キロメートルを僅か十分で到達するという状況にあります。また、二〇〇六年以降、三回の核実験を繰り返し、ミサイルに搭載できる核兵器の開発を進めていたなど、地域の安全保障に与える脅威が深刻化をしています。このような北

朝鮮のミサイルの脅威に対しましては日米で構築しているミサイル防衛体制が必要不可欠であり、日米の共同対処が死活的に重要であると考えています。

また、中国につきましては、公表国防費が一九八九年以降ほぼ毎年二桁で伸びておりますて、過

去二十七年間で四十一倍でありまして、今年度においては中国の国防費は日本の防衛予算の三・三

軍事力を広範かつ急速に強化を
倍に達しており、東シナ海においては、尖閣諸島周辺を海域ごとに

て中国公船による領海侵入が繰り返され、境界未画定海域における一方的な資源開発が行われてい

ます。南シナ海においては、中国が活動を活発化をし、大規模かつ急速な埋立てを一方的に強行し

ている。このような既存の国際秩序とは相入れない独自の主張に基づき力による現状変更の試みを

行つてゐる。こうした中国の姿勢は、その安全保障政策に関する透明性の不足と相まつて、我が国を含む国際社会に懸念感となつて、います。

を含む国際社会の懸念事項となっています。中国に対しましては、戦略的互恵関係の考え方に基づいて関係を改善をしていくとともに、中国に

よる力による現状変更の試みに対しても、我が国としては、事態をエスカレートさせることなく、

引き続き冷静かつ毅然として対応していく考え方であります。

いずれにいたしましても、こうした安全保障環境の変化に対し、まずは大切なことは、外交を

通じて平和を構築していくことが重要であることは言うまでもありません。そして同時に、我が国を取り巻く、安全保障環境などを踏まえ、中長期的な視点で、防衛力の強化を図ることをめざしてまいります。

では、日米安保体制を更に強化をするとともに、地域の内外のパートナー国との協力関係を深める

ことによって紛争や戦争を未然に防ぐ力を整えていくことが重要であります。それがいわゆる抑止

力であります、抑止力を一層強化をし、紛争を未然に防いでいかなければならぬと、こう考え

てあるところです。

第三十二部 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第四号

平成二十七年七月一十九日

【參議院】

して、さらに、これらの新たな活動を効果的に遂行するために、平素から幅広い種類の訓練そして演習、これを実施できるようになります。

これらによりまして、様々な危機に対応する日本米の共同対処能力、これは飛躍的に向上いたしまして、もし日本が危機にさらされたときには、日本同盟、これは完全に機能をするようになります。また、そのことを世界に発信することによって、紛争を未然に防止をする力、すなわち抑止力、これは更に高まり、日本が攻撃を受ける可能性、これは一層なくなつていくものだと考えております。

○西田実仁君 ただいまは、抑止力の強化、向上ということがこの平和安全法制によって成し遂げられるというお話をいただきました。

他方、先ほど総理も少しお話をされましたけれども、中国は、例えば海洋における不測の事態を回避、防止するための取組にも大変強い関心を示しているわけであります。一昨年九月には、日中防衛当局による海空連絡メカニズムの早期運用開始に向けた協議の再開で原則一致をいたしました。昨年十一月の日中首脳会談の成果を踏まえまして、今年六月には第五回目の共同作業グループ協議も実施をされております。

抑止力を高めるということはもちろん大事ですが、当然に多国間の対話、また二国間の対話も併せて行うべきでありますので、まず日中間の海空連絡メカニズムにつきまして防衛大臣にお聞きしたいと思います。

この海空連絡メカニズムは、具体的に日中間でのような意思疎通が図られるようになるのか、それは日中間の課題解決にどんなことが期待されるのか、その早期運用開始の見通し等も併せてお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(中谷元君) 日中防衛当局間の海空連絡メカニズム、これは現在、まず定期会合の開催、ホットラインの設置、艦艇、航空機間の直接通信、これで構成するということで日中間で合意をいたしております。

このメカニズムというのは、まさに不測の衝突を回避することでございまして、海空域における不測の事態が軍事衝突あるいは政治問題、これに発展することを防止をするということを目的とする日中防衛当局間の枠組みでありまして、このメカニズムの早期運用の開始、これは日中の相互信頼、そして相互理解、この増進及び防衛協力強化に資するものと考えております。

この具体的な内容につきましては、鋭意日中間で調整をしているところでございまして、現時点において署名又は運用の開始時期等の詳細について固まっているわけではございませんが、現在、協議を実施をいたしておりまして、このメカニズムの早期運用の開始に向けて、引き続き努力を重ねているところでございます。

○西田実仁君 一昨年、政権交代してすぐであります。一月の二十五日、我が党の山口代表は訪中をいたしまして、総理から親書をいただき、習近平氏と約七十分間意見交換をいたしました。その際、この海空連絡メカニズムの早期開始を山口代表から強く促させていただきまして、先方からも、様々な課題に対する立場とか意見というものは違う、しかしこの立場や意見が違うことが問題なのではなくて、それを対話として協議によってコントロールしていくことが大事である、こういう趣旨のお話がありまして、あくまでも話合いによつて問題を解決をしていくことが強調されたわけであります。

昨年七月一日の閣議決定におきましても、戦後日本が歩んできた平和国家としての歩み、それは、やはり外交とそして抑止力ということが車の両輪のようにしてそれを成し遂げてきて、それを更に強固にするものが今回の平和安全法制であると、強調するものが今回の平和安全法制であります。

このメカニズムにつきまして防衛大臣にお聞きしたいと思います。

このメカニズムは、具体的に日中間でのような意思疎通が図られるようになるのか、それは日中間の課題解決にどんなことが期待されるのか、その早期運用開始の見通し等も併せてお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(中谷元君) 日中防衛当局間の海空連絡メカニズム、これは現在、まず定期会合の開催、ホットラインの設置、艦艇、航空機間の直接通信、これで構成するということで日中間で合意をいたしております。

したいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 日中関係というのはまさに最も大切な国際関係の一つであろうと、重要な「国際関係」の一つであると、こう考えていますが、例え東シナ海につきましては、この海を平和、協力、友好の海とするため協力します。

互信頼、そして相互理解、この増進及び防衛協力強化に資するものと考えております。

この具体的な内容につきましては、鋭意日中間で調整をしているところでございまして、現時点において署名又は運用の開始時期等の詳細について固まっているわけではございませんが、現在、協議を実施をいたしておりまして、このメカニズムの早期運用の開始に向けて、引き続き努力を重ねているところでございます。

○西田実仁君 一昨年、政権交代してすぐであります。一月の二十五日、我が党の山口代表は訪中をいたしまして、総理から親書をいただき、習近平氏と約七十分間意見交換をいたしました。その際、この海空連絡メカニズムの早期開始を山口代表から強く促させていただきまして、先方からも、様々な課題に対する立場とか意見というものは違う、しかしこの立場や意見が違うことが問題なのではなくて、それを対話として協議によってコントロールしていくことが大事である、こういう趣旨のお話がありまして、あくまでも話合いによつて問題を解決をしていくことが強調されたわけであります。

また、私は習近平国家主席に対しまして、昨年十一月の日中首脳会談の際に、ガス田開発を念頭に東シナ海での協力の必要性に言及をいたしました。さらに、本年四月の日中首脳会談においては、東シナ海で緊張状態が継続していることを指摘をしつつ、二〇〇八年六月合意の実施に向かって協議を加速させたい旨を働きかけを行つております。

また、私は東シナ海で緊張状態が継続していることを指摘をしつつ、二〇〇八年六月合意の実施に向かって協議を加速させたい旨を働きかけを行つております。

先ほど既に指摘をされました海空の連絡メカニズムにつきましても、これは第一次安倍政権の際に、首脳会談の際、先方に申入れを行つたところですがございますが、残念ながら実質的には動かなかつたのでございますが、先般、御紹介されたように、山口代表が訪中をされ、そしてその後、私が二度にわたつて首脳会談を行つたことによつて、やつとこれが動き始めているわけでございました。

ガス田の問題もそうであります。対話を通じて問題を解決していくべく努力をしていきましたが、我が国としてもこのような働きかけを継続し

ていくとともに、戦略的互恵関係の原点に立ち戻る、常に立ち戻りながら両国関係を両国で発展させていくように努力をしていきたいと思います。

○西田実仁君 今御指摘ありました二〇〇八年の日中共同声明、この協議を更に加速をしていくと、こういう話もいただきました。

次に、平和安全法制によって抑止力がどう高まるのかという先ほど来からお話をございますが、もう少し踏み込んでお聞きしたいと思います。

今回の法整備により、これまでできなかつた対応ができるようになるものにはどういったものがあるのか、今回の法整備でどう抑止力が高まるのか、言い換れば、どう紛争を未然に防ぐことができるのか、今回の法整備でどう抑止力が高まるのか、応できるようになるものにはどういったものがあるのか、今回の法整備でどう抑止力が高まるのか、もう少し踏み込んでお聞きしたいと思います。

そこで、自衛隊が米軍等の部隊と連携して活動し、有事には至らないよう、紛争を未然に防げるよう、連携活動をしていく際にお互いの武器を守り合う、いわゆる武器等の防護、これにつきまして、その基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

そこで、自衛隊が米軍等の部隊と連携して活動し、有事には至らないよう、紛争を未然に防げるよう、連携活動をしていく際にお互いの武器を守り合う、いわゆる武器等の防護、これにつきまして、その基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

合衆国軍隊等の部隊と自衛隊とがお互いの武器等を守り合うことができるのは双方どのよう連携活動を行つてあるのか、お聞きしたいと思います。

○大臣政務官(石川博崇君) 私からお答え申上げます。

御指摘の今般新設させていただきます武器等防護の規定、自衛隊法第九十五条の二でござりますが、我が国の防衛に資する活動というのはどういう活動なのか、どこまで含まれるのか、公明党を

始め、与党協議の場でも精力的に御議論いただいだところでございます。この我が国の防衛に資する活動とは、例えは平素から行われるものといたしまして、弾道ミサイルの警戒を含む我が国の防衛に資する情報収集・警戒監視活動や、自衛隊と米軍等が各種事態、状況の下で連携して行う活動を想定した共同訓練が考えられます。また、重要な影響事態に際しまして行われます輸送、補給等の活動が考えられるところでございます。

また、本条に基づく警護の対象となる外国軍隊の部隊というものははどういうものなのかこれについても御議論いただいたところでございますが、この外国軍隊の部隊とは、自衛隊と連携してこのような我が国の防衛に資する活動に従事する部隊であり、また自国の部隊等の警護を我が国の自衛隊に依頼するという事柄の性質から、情報分野を始め防衛分野において我が国と緊密な協力関係にある国におのずから限られると考えております。

以上でございます。

○西田実仁君 今お話をありました、今回の自衛隊法九十五条を改正して九十五の二にこの武器等防護の拡大ということが盛り込まれたわけありますけれども、今お話しのように、防衛大臣が判断をするというふうになつてるのはなぜか、また内閣がどう関与していくのか、これにつきましてお聞きしたいと思います。

○大臣政務官(石川博崇君) お答え申し上げます。

今般、この武器等防護の警護を行うか否かを防衛大臣が判断するものとさせていただいております。これは、警護の要請のあった米軍等の部隊が自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動を行う米軍等の部隊に該当するか否か、また、自衛隊が警護を行う必要か否かの判断について、当該活動の目的、内容のほか周囲の情勢等の様々な関連情報を踏まえて判断を行うことのできる立場にある者により行われる必要があることから、自衛隊の隊務を統括する防衛大臣が行うこととさ

せていただいております。

ただし、警護を行うか否かの判断につきましては、より慎重な判断を確保する観点から、警護の要請があつた場合における手続等に係る運用上の

枠組みや重要影響事態における運用等について

は、国家安全保障会議における審議も含め、内閣

が、この平和安全法制でありますが、だからと

止力を高めていく、そのため日米の共同対応能

力を向上させる、それは平時からいろんな手だ

す。

○西田実仁君 今お話をございましたように、抑

由の明記が義務付けられております。事態対処法九条二項一号でございます。これも我が党の強い主張によって盛り込まれたわけであります。この規定は従来の旧三要件にはなかつたものでありまして、武力攻撃事態対処法に定めはありませんでした。

我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適當な手段がないということを対処基本方針に記すということは、政府が国会に対して、他に適當な手段がないという、その説明責任を負うことになるのではないかというふうに理解してよろしいのか、総理にお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今委員がお示しをいただきましたように、我が国として武力の行使を行うことが憲法上許容されるのは新三要件全てを満たすときだけであります。

そして、委員御指摘のとおり、新三要件のうち第二要件については、今回の法整備において、新たに事態対処法改正案第九条において、武力攻撃事態又は存立危機事態に至ったときに、政府が策定する対処基本方針に、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適當な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由についても明記することを義務付け、これを含め直ちに国会の承認を求めておるところです。したがいまして、存立危機事態を認定した後、自衛の措置としての武力の行使はあくまでも最後の手段であり、紛争の平和的解決のために外交努力を尽くすことが当然の前提であります。そうした他の手段を尽くさずして武力の行使を行ふことが憲法上許容されることは当然であり、これを国会や国民に対してしっかりと説明する責任を政府に義務付ける今般の法案は、武力の行使についての明確な歟止めとなつていると考えております。

○西田実仁君 今お話をありましたように、他に適當な手段がないということを政府が国会にきちんと説明をする、その義務が負わされたといふことだとござります。そうであれば、仮に、任務遂行

中に他に適當な手段があるというふうに判断した場合、それは国会が対処措置を終了すべきことを議決するということがあつた場合、政府は対処基本方針の廃止について閣議の決定を求めなければならぬというふうに考えられます。

と申しますのも、現行の武力攻撃事態対処法第九条第十四項にはこのように規定されております。「内閣総理大臣は、対処措置を実施する必要がなくなつたと認めるとき又は国会が対処措置を終了すべきことを議決したときは、対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めるべき」と、このように規定をされております。

今回の平和安全法制全体でもこの武力攻撃事態対処法第九条第十四項は変わらないと思いますので、申し上げたとおり、他に適當な手段があると国会が判断をしてこの任務をやめるべきである

と、こういうふうに決めたときには直ちにこれはやめなければならなくなると、こう理解してよろしいのか、総理にお聞きしたいと思います。

○國務大臣(中谷元君) 西田委員御指摘のとおり、この新三要件の第二要件については、武力の行使を開始するための要件であるとともに、これを継続するための要件もあるわけございましては、新三要件を満たさなくなるために武力の行使を含む対処措置、これを終了しなければなりません。

この事態対処法の第九条において、内閣総理大臣は、対処措置を実施する必要がなくなつたと認めるとき又は国会が対処措置を終了すべきことを議決したとき、これは対処基本方針の廃止につきましては、ございません。

○西田実仁君 変わるものではないということで改

ありますので、それだけ国会の責務は大変に重いというふうに思います。

統いて、自衛隊を海外に派遣する際の三つの原則を新たに設けるよう主張をいたしました。それがなくなつたと認めるとき又は国会が対処措置を終了すべきことを議決したときは、対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めるべき

歟止め、すなわち自衛隊を海外に派遣する際の三原則を新たに設けるよう主張をいたしました。それは、自衛隊の海外派遣が時の政府の自由になりたいと思います。

公明党は、与党協議におきまして、法制度上の歟止め、すなわち自衛隊を海外に派遣する際の三原則を新たに設けるよう主張をいたしました。それは、自衛隊の海外派遣が時の政府の自由になりたい」と、このように規定をされております。

今回の平和安全法制全体でもこの武力攻撃事態対処法第九条第十四項は変わらないと思いますので、申し上げたとおり、他に適當な手段があると国会が判断をしてこの任務をやめるべきである

と、こういうふうに決めたときには直ちにこれはやめなければならないすると、こう理解してよろしいのか、総理にお聞きしたいと思います。

○國務大臣(中谷元君) 西田委員御指摘のとおり、この新三要件の第二要件については、武力の行使を開始するための要件であるとともに、これを継続するための要件でもあるわけございました。

パネルを御覧いただきたいと思います。まず、国際法上の正当性の確保についてでございますが、ここにござりますように、例えれば、国連平共同対処事態における協力支援活動は、国連の総会又は安保理の決議が存在する場合、そして、法文上、国際平和支援法、この三条一項一号に定めをしております。

また、国際連携平和安全活動におきましても、次のいずれかが存在する場合ということで三つ法律によつて定めございますが、その中で、例えば②の次の国際機関が行う要請というところで、国連の難民高等弁務官事務所又は欧州連合、こうしたことを見定めているわけでありまして、全て要件が法律によつて定められておりまして、基本計画は国会報に關わるところの重要影響事態法におきましてはそうした定めはございません。承認の対象となるのは、法文上「対応措置を実施すること」というふうに定められておりまして、基本計画は国会報告はされるんですけども、いわゆる承認案件に後方支援一般法のように添えて基本計画が国会に提出されるわけではございません。

そこで、重要な影響事態、これにつきましてはその基本計画は閣議決定をされます。したがつて、閣議決定される前には、一体何を具体的に記載するのかについてお聞きしたいと思います。

今申し上げましたように、我が国の平和と安全に關わる重要な影響事態、これにつきましてはその基本計画は閣議決定をされます。したがつて、閣議決定される前には、一体何を具体的に記載するのかについてお聞きしたいと思います。

我が国の平和と安全に関わるところ、原則、事前の国会承認、あるいは国際平和共同対処事態、こほいわゆる後方支援の一般法のところでございまますけれども、これは当初事前に国会の承認を得ることとするという議論もございましたけれども、しかし、我が党が与党協議の中で大変強く主張をいたしまして、例外なき事前承認といふ形になつたわけでございます。

その他、ここにござりますように、国際連携平和安全活動、あるいは存立危機事態への対処のための防衛出動、船舶検査活動と、それぞれ国会の関与など民主的な統制を図るべく、きちんと法律によって定めさせていただいているわけであります。

それだけ国会の責任は大変重くなつてゐるということでありますけれども、ここでちょっとと気にるのは、何を国会承認するのかという、より具体的な話であります。

先ほど申し上げました、この例外なき事前承認になりました国際平和支援法におきましては、基本計画を添えて国会承認といふふうになるわけですから、そのことは、何を国会承認するのかという、より具体的な話であります。

公開されているんだろうというように思われますけれども、国会として責任ある判断を下すためにも、内閣から当該対応措置に係る十分な情報というものが提供をされなければ責任ある判断はできないと、このように思うわけであります。この重要な影響事態安全確保法に基づく国会承認案件にどういった内容を記載していくのか、十分な情報提供はなされるのか、これについてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(中谷元君) 重要な影響事態法におきましては、自衛隊による後方支援活動、捜索救助活動、船舶検査活動、この実施につきましては、国会

承認を求めるところとして、その承認に際しましては可能な限り最大限の情報を示して丁寧に説明をする考へでございます。

そのため、国会に提出する基本計画、ここに

は重要な影響事態に際し自衛隊が実施することとしてお

りまして、さらに、今回の改正におきまして、新たに事態の経緯、我が国の平和及び安全に与える

影響、我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由、これを基本計画に記載す

ることを法定化をいたしまして、政府として国会

に対してもしっかりと情報提供を行うことを一層明確にいたしました。

○西田実仁君 国会承認について、存立危機事態

への対処のための防衛出動に係る点をお聞きました

いと思います。

昨日も議論がございました。存立危機事態であつても武力攻撃事態等にはならないケースがあ

り得る、これは別の観点、概念であるためとい

ことが議論を、衆議院でも、昨日もされていました

承知しております。ただ、現実の安全保障環境を

いといふうには、存立危機事態に該当するよう

な状況は同時に武力攻撃事態等、すなわち日本が

直接攻撃をされるような事態に該当することが多

いといふうに整理をされております。論理的に

は確かに武力攻撃事態等と存立危機事態が重なら

ない場合が例外的にあり得るといったしまして、そ

うした重ならない極めてまれなケースにおける国際の関与はどうあるべきなのか、これについて議論をしたいと思います。

こうした存立危機事態でしかし武力攻撃事態等ではない場合の国会承認、これは、我が党としては、そうした極めてまれなケースというのは、時間的な余裕ということも考え合わせますと、国会の承認は事後ではなくて事前の国会承認になるんではないかと理解しておりますけれども、総理、この点いかがでございましょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 現実の安全保障環境を踏まえれば、存立危機事態に該当するような

状況は同時に武力攻撃事態等にも該当することが多い、委員の御指摘のとおりであります。そう考へられますが、存立危機事態に認定されるよう

な場合が同時に我が国に対する武力攻撃が予測あ

るいは切迫しているとは認められないこともあります。

存立危機事態を認定して自衛隊に防衛出動を命ずる場合には、事前の国会承認により難い場合に事後承認が認められておりませんが、原則はあくまでも事前承認であることから、

政府として、存立危機事態であるが武力攻撃事態

ではない場合も含めて可能な限り国会の事前承認を

追求していく考へであります。

そこで、そうでない場合は、例えばホルムズ海峡の機雷封鎖に起因する存立危機事態とい

うことが考えられるわけですが、ホルムズ海峡における機雷封鎖に起因して存立危機事

態を認定し、自衛隊に防衛出動を命ずる場合には、

いたしました。可能な限り事前承認、特に例外

的ホルムズの話もなさいましたけれども、これ

は事前承認というお話をございました。

続けて、三原則の三つ目、自衛隊員の安全の確

保というパネルに移りたいと思います。

自衛隊員の安全確保につきましても、パネルの

ように、全て関連規定が法案に盛り込まれており

ます。それぞれ、安全配慮規定あるいは実施区域の設定等々でございます。

衆議院の特別委員会は私の地元の埼玉において参考人質疑が開催されました。その際、埼玉県の商工会連合会また防衛協会の会長でもある佐伯鋼氏は、自衛隊のリスクを強調し、自衛隊員やその家族に無理に不安を抱かせるべきではない、リスクを最小限にする処置や、名誉や待遇も含めてどのように支援するかを建設的に議論すべきではないかと指摘をされておりました。全く同感でございます。

そこで、まず、国際平和支援法におきまして、後方支援活動を行つてある際に状況が変化した場合に、現に戦闘行為が行われてある現場となつているかどうかは誰がどのように判断するのか。現場の指揮官が判断するんだありますけれども、かつて、防衛大臣がそうした現場で判断するときには、ある種の外形標準のようなものを設けてより判断をサポートすべきではないかといふ議論もあつたかと記憶しております。

防衛大臣にお聞きしたいと思います。後方支援

における休止、中断の判断について、それをどの

ようにお考へなのか、お聞きします。

○國務大臣(中谷元君) 後方支援活動等を行つて

いる自衛隊の部隊が活動している場所若しくはそ

の近傍において戦闘行為が行われるに至つたか否か、そのようなことにつきましては、その部隊等の長又はその指定する者これが、そのような、人を殺傷し又は物を破壊する行為が現に行われる

いるか否かという明らかな事実により客観的に判

断をし、一時休止するなどして危険を回避するこ

ととなります。このような一時休止等の仕組みは、

旧特措法、これと変わりはございません。部隊等

の長がかかる判断を適切に行われるようになります。

田舎かつ安全に活動できるという要件は重い

ものであり、現在戦闘が行われていないとい

だけではなく、部隊等が現実に活動を終えるまで

間、戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を

実施区域に指定することは当然であります。

具体的には、今般の法制においては、実施区域

は防衛大臣が定める実施要項の中で指定します。

そして、法律上、防衛大臣は、実施要項について、

内閣総理大臣の承認を得た上で自衛隊の部隊等に

為が行われているかどうかを最終的に判断し、もし戦闘行為が行われるに至つたと判断する場合には、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であるとして、防衛大臣は、活動の中止又は実施区域の指定の変更、これを命じなければならないといたします。

○西田実仁君 自衛隊が後方支援する際の実施区域の指定につきまして、今現在戦闘行為

員からの質問に対しまして、総理は、後方支援に

おきまして、我が党の荒木議

一昨日の本会議におきまして、域の指定につきましてお伺いしたいと思います。

○西田実仁君 自衛隊が後方支援する際の実施区域の指定につきましてお伺いしたいと思います。

参考人質疑が開催されました。その際、埼玉県の商工会連合会また防衛協会の会長でもある佐伯

鋼氏は、自衛隊のリスクを強調し、自衛隊員や

その家族に無理に不安を抱かせるべきではない、

リスクを最小限にする処置や、名誉や待遇も含め

てどのように支援するかを建設的に議論すべきで

はないかと指摘をされておりました。全く同感で

ございます。

そこで、まず、国際平和支援法におきまして、後方支援活動を行つてある際に状況が変化した場合に、現に戦闘行為が行われてある現場となつているかどうかは誰がどのように判断するのか。現場の指揮官が判断するんだありますけれども、かつて、防衛大臣がそうした現場で判断するときには、ある種の外形標準のようなものを設けてより判断をサポートすべきではないかといふ議論もあつたかと記憶しております。

防衛大臣にお聞きしたいと思います。後方支援

における休止、中断の判断について、それをどの

ようにお考へなのか、お聞きします。

○國務大臣(中谷元君) 後方支援活動等を行つて

いる自衛隊の部隊が活動している場所若しくはそ

の近傍において戦闘行為が行われるに至つたか否か、そのようなことにつきましては、その部隊等の長又はその指定する者これが、そのような、人を殺傷し又は物を破壊する行為が現に行われる

いるか否かという明らかな事実により客観的に判

断をし、一時休止するなどして危険を回避するこ

ととなります。このような一時休止等の仕組みは、

旧特措法、これと変わりはございません。部隊等

の長がかかる判断を適切に行われるようになります。

田舎かつ安全に活動できるという要件は重い

ものであり、現在戦闘が行われていないとい

だけではなく、部隊等が現実に活動を終えるまで

間、戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を

実施区域に指定することは当然であります。

具体的には、今般の法制においては、実施区域

は防衛大臣が定める実施要項の中で指定します。

そして、法律上、防衛大臣は、実施要項について、

内閣総理大臣の承認を得た上で自衛隊の部隊等に

為が行われているかどうかを最終的に判断し、もし戦闘行為が行われるに至つたと判断する場合には、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であるとして、防衛大臣は、活動の中止又は実施区域の指定の変更、これを命じなければならないと

いたします。

○西田実仁君 自衛隊が後方支援する際の実施区域の指定につきましてお伺いしたいと思います。

参考人質疑が開催されました。その際、埼玉県の商工会連合会また防衛協会の会長でもある佐伯

鋼氏は、自衛隊のリスクを強調し、自衛隊員や

その家族に無理に不安を抱かせるべきではない、

リスクを最小限にする処置や、名誉や待遇も含め

てどのように支援するかを建設的に議論すべきで

はないかと指摘をされておりました。全く同感で

ございます。

そこで、まず、国際平和支援法におきまして、後方支援活動を行つてある際に状況が変化した場合に、現に戦闘行為が行われてある現場となつているかどうかは誰がどのように判断するのか。現場の指揮官が判断するんだありますけれども、かつて、防衛大臣がそうした現場で判断するときには、ある種の外形標準のようなものを設けてより判断をサポートすべきではないかといふ議論もあつたかと記憶しております。

防衛大臣にお聞きしたいと思います。後方支援

における休止、中断の判断について、それをどの

ようにお考へなのか、お聞きします。

○國務大臣(中谷元君) 後方支援活動等を行つて

いる自衛隊の部隊が活動している場所若しくはそ

の近傍において戦闘行為が行われるに至つたか否か、そのようなことにつきましては、その部隊等の長又はその指定する者これが、そのような、人を殺傷し又は物を破壊する行為が現に行われる

いるか否かという明らかな事実により客観的に判

断をし、一時休止するなどして危険を回避するこ

ととなります。このような一時休止等の仕組みは、

旧特措法、これと変わりはございません。部隊等

の長がかかる判断を適切に行われるようになります。

田舎かつ安全に活動できるという要件は重い

ものであり、現在戦闘が行われていないとい

だけではなく、部隊等が現実に活動を終えるまで

間、戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を

実施区域に指定することは当然であります。

具体的には、今般の法制においては、実施区域

は防衛大臣が定める実施要項の中で指定します。

そして、法律上、防衛大臣は、実施要項について、

内閣総理大臣の承認を得た上で自衛隊の部隊等に

為が行われているかどうかを最終的に判断し、もし戦闘行為が行われるに至つたと判断する場合には、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であるとして、防衛大臣は、活動の中止又は実施区域の指定の変更、これを命じなければならないと

いたします。

○西田実仁君 自衛隊が後方支援する際の実施区域の指定につきましてお伺いしたいと思います。

参考人質疑が開催されました。その際、埼玉県の商工会連合会また防衛協会の会長でもある佐伯

鋼氏は、自衛隊のリスクを強調し、自衛隊員や

その家族に無理に不安を抱かせるべきではない、

リスクを最小限にする処置や、名誉や待遇も含め

てどのように支援するかを建設的に議論すべきで

はないかと指摘をされておりました。全く同感で

ございます。

そこで、まず、国際平和支援法におきまして、後方支援活動を行つてある際に状況が変化した場合に、現に戦闘行為が行われてある現場となつているかどうかは誰がどのように判断するのか。現場の指揮官が判断するんだありますけれども、かつて、防衛大臣がそうした現場で判断するときには、ある種の外形標準のようなものを設けてより判断をサポートすべきではないかといふ議論もあつたかと記憶しております。

防衛大臣にお聞きしたいと思います。後方支援

における休止、中断の判断について、それをどの

ようにお考へなのか、お聞きします。

○國務大臣(中谷元君) 後方支援活動等を行つて

いる自衛隊の部隊が活動している場所若しくはそ

の近傍において戦闘行為が行われるに至つたか否か、そのようなことにつきましては、その部隊等の長又はその指定する者これが、そのような、人を殺傷し又は物を破壊する行為が現に行われる

いるか否かという明らかな事実により客観的に判

断をし、一時休止するなどして危険を回避するこ

ととなります。このような一時休止等の仕組みは、

旧特措法、これと変わりはございません。部隊等

の長がかかる判断を適切に行われるようになります。

田舎かつ安全に活動できるという要件は重い

ものであり、現在戦闘が行われていないとい

だけではなく、部隊等が現実に活動を終えるまで

間、戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を

実施区域に指定することは当然であります。

具体的には、今般の法制においては、実施区域

は防衛大臣が定める実施要項の中で指定します。

そして、法律上、防衛大臣は、実施要項について、

内閣総理大臣の承認を得た上で自衛隊の部隊等に

為が行われているかどうかを最終的に判断し、もし戦闘行為が行われるに至つたと判断する場合には、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であるとして、防衛大臣は、活動の中止又は実施区域の指定の変更、これを命じなければならないと

いたします。

○西田実仁君 自衛隊が後方支援する際の実施区域の指定につきましてお伺いしたいと思います。

参考人質疑が開催されました。その際、埼玉県の商工会連合会また防衛協会の会長でもある佐伯

鋼氏は、自衛隊のリスクを強調し、自衛隊員や

その家族に無理に不安を抱かせるべきではない、

リスクを最小限にする処置や、名誉や待遇も含め

てどのように支援するかを建設的に議論すべきで

はないかと指摘をされておりました。全く同感で

ございます。

そこで、まず、国際平和支援法におきまして、後方支援活動を行つてある際に状況が変化した場合に、現に戦闘行為が行われてある現場となつているかどうかは誰がどのように判断するのか。現場の指揮官が判断するんだありますけれども、かつて、防衛大臣がそうした現場で判断するときには、ある種の外形標準のようなものを設けてより判断をサポートすべきではないかといふ議論もあつたかと記憶しております。

防衛大臣にお聞きしたいと思います。後方支援

における休止、中断の判断について、それをどの

ようにお考へなのか、お聞きします。

○國務大臣(中谷元君) 後方支援活動等を行つて

いる自衛隊の部隊が活動している場所若しくはそ

の近傍において戦闘行為が行われるに至つたか否か、そのようなことにつきましては、その部隊等の長又はその指定する者これが、そのような、人を殺傷し又は物を破壊する行為が現に行われる

いるか否かという明らかな事実により客観的に判

断をし、一時休止するなどして危険を回避するこ

ととなります。このような一時休止等の仕組みは、

旧特措法、これと変わりはございません。部隊等

の長がかかる判断を適切に行われるようになります。

田舎かつ安全に活動できるという要件は重い

ものであり、現在戦闘が行われていないとい

だけではなく、部隊等が現実に活動を終えるまで

間、戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を

実施区域に指定することは当然であります。

具体的には、今般の法制においては、実施区域

は防衛大臣が定める実施要項の中で指定します。

そして、法律上、防衛大臣は、実施要項について、

内閣総理大臣の承認を得た上で自衛隊の部隊等に

為が行われているかどうかを最終的に判断し、もし戦闘行為が行われるに至つたと判断する場合には、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であるとして、防衛大臣は、活動の中止又は実施区域の指定の変更、これを命じなければならないと

いたします。

○西田実仁君 自衛隊が後方支援する際の実施区域の指定につきましてお伺いしたいと思います。

参考人質疑が開催されました。その際、埼玉県の商工会連合会また防衛協会の会長でもある佐伯

鋼氏は、自衛隊のリスクを強調し、自衛隊員や

対応措置の実施を命ぜるものとしています。この

ように、実施区域の指定については、内閣の長たる内閣総理大臣が、内閣全体として得た情報等に基づき、実施要項の承認を通じて適切に判断をします。

したがって、部隊等が現実に活動を終えるまでの間、戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定することは、内閣総理大臣及び防衛大臣が関与するプロセスを通して法律上十分に担保されています。

○西田実仁君 今総理から明確に御答弁いただきましたように、総理大臣また防衛大臣、内閣としてしつかり関与した上で、自衛隊の安全確保たる後方地域支援でそうした期間中にそうした戦闘行為が発生しないということがきちんと指定をされるという手続面に踏み込んでの御答弁もいただきました。

続きまして、今回の平和安全法制では船舶検査活動法も改正されております。与党協議におきましては、当初、船長の同意なしの船舶検査という議論もございました。と申しますのも、そもそも、この船舶検査活動法の制定時から、乗船検査において船長の承諾を要する、あるいは任務遂行型の武器使用が認められない、こういうことではその実効性についてどうなのかと、こういう議論があつたわけでございますが、今回は、我が党の主張もございまして、船長のあくまでも同意なしにはなしえないという形に整理がなされました。

こうした今回の船舶検査法の改正に当たりまして、船長の同意が全て必要というふうにした理由は何か、防衛大臣にお聞きしたいと思います。

○國務大臣(中谷元君) 現行の船舶検査法は、強制措置、これに及ばない範囲で船舶検査活動を実施するということにいたしております。乗船検査については船長等の承諾を得て行うということに規定をいたしております。これは、乗船検査に際しまして、不測の事態、これが生じることがないようにするために、船内における書類及び積荷の検査、確認を円滑に行うこと目的としたも

のでございます。

我が国による船舶検査活動を適切、円滑に行うため、法改正においても引き続きこの規定、これを維持することといたしておりまして、国際社会におけるこれまでの船舶検査活動の状況を踏まえれば、強制措置に及ばない態様であつても国際社会と連携をした取組の中で実効的な対処、これは十分可能であると判断をしたわけでございます。

○西田実仁君 それでは、先ほん三重の歯止めという話で憲法適合性、法制度の話をしました。そしてもう一つ、政策判断ですね。憲法には当然適合していなければならぬ、そして法律上もきちんと定められていなければならない、しかし、法律上できるからといって全てやるわけではない。これは、しつかりとした政策判断というものが必要なことになります。

その自衛隊を海外に派遣する際の政策判断として、三つの視点ということが掲げられてございました。本会議におきましても総理から御答弁をいたしましたが、この三つ、一つは我が国の主体的判断として一つ目には自衛隊にふさわしい役割、そして三つ目には平和外交努力と、この三つが政策判断として、その視点を持つて、そして海外へ派遣するかどうかということを決めていくというふうにあります。

政府として自衛隊を海外に派遣する際に、こうした三つの視点から判断したんだと国民の皆様に理解をいたやすく、理解を求めるということが大変必要であります。これは大変大事な総理の御答弁であろうというふうに思つております。

○西田実仁君 今総理からは、こうした三つの視点を踏まえて適切に実施計画あるいは基本計画に盛り込んでいくと、こういうお話をございました。そこで、一つ一つちょっと掘り下げてお聞きしたいと思いますが、まず一番目の視点である我が国の主体的判断ということについてはどのようになされていくのかをお聞きしたいと思います。

よく言われますように、どこかの国が言つたからやる、派遣をするとか、あるいは法律上でできるから何でもやるんだと、こういうことが意図的に曲解されたりする事がござりますけれども、あくまでも我が国の主体的判断で派遣するかどうかを決めていく、日本にとつて必要なものに曲解されたりする事がござりますけれども、あくまでも我が国の主体的判断で派遣するかどうかを決めていく、それは具体的にどう判断をするかを決めていく、それは具体的にどう判断をする際の判断要素をお考えになつておられるのか、総理に御答弁をいただきたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 自衛隊の活動の実施は、内閣総理大臣にお聞きしたいと思います。それで国民の皆さんにも理解を得ていいんだどうります。

その我が国の主体的判断という意味でいいますと、例えばISILに対する作戦の後方支援、これは実施するお考えがあるのか、一つの事例として総理に御答弁いただきたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今御指摘をいたしましたISILに対する作戦の後方支援について、国際平和支援法の下で我が国が後方支援を行ったためには、要件となる国連決議の存在に加えて、我が国が国際社会の一員として主体的かつ積極的に寄与する必要があるかを含め、法律に定めた要件を満たすか否かを個別具体的に判断し、かつ事前に国会の承認をいただく必要があります。

そして、その上で申し上げれば、政府としては、政策判断としてISILに対する軍事的作戦を行う志連合に参加する考えはありません。ISILに対する作戦への後方支援を行うことは全く考えていない。これは今回の法案が成立した後であつても変わりはございません。

我が国は、今後とも、難民、避難民に対する食糧・人道支援など我が国ならではの人道支援を拡充し、非軍事分野において国際社会における我が国の責任を毅然と今後も果たしていく考え方であります。

ます。

○西田実仁君 あくまでも我が国の主体的判断としてISILに対する作戦の後方支援は行わない、というお話をございました。

三つの視点の二つ目でございますけれども、自衛隊にふさわしい役割とは一体何かということについてお聞きしたいと思います。

自衛隊の能力、装備、また経験などから、今回の平和安全法制が成立をいたしたとしても、何でも自衛隊ができるわけでは当然ありません。一定の制約があると承知しております。自衛隊はあくまでも専守防衛の自衛隊でありますし、また財政制約も当然あります。この自衛隊にふさわしい役割について判断する際のその判断要素は一体どういうものなのか、お聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 自衛隊にふさわしい活動は何かということでございますが、国際協力を行つに当たりましては、自衛隊にふさわしい役割を果たすことが重要と考えています。したがつて、今回の法整備が行われた後であつても、実際の自衛隊の派遣に当たつては、当該派遣が国益に資するものであるかどうか、また自衛隊の能力、装備、経験等に適合するかについて考慮する必要があると考えています。

具体的に申し上げますと、例えば、自衛隊の国際平協力活動は我が国の防衛に支障のない範囲で行われるべきであること、また我が国が適切に対応することが可能な分野であるか、派遣地において自衛隊が十分に活動できる治安情勢であるかなど、自衛隊の能力が適切に発揮できるものであること、さらに活動の実施が派遣地の現地社会や国際社会から評価され、さらに我が国の国民からも支持されるものであることなどを、そうしたことをなどを考慮する必要があると考えています。

こうした要素を考慮した上で、我が国が国際社会の一員として、国際社会の平和と安全により一層積極的な役割を果たせるよう取り組んでいく考

えでございます。

○西田実仁君 三つの視点の三つ目であります

が、平和外交努力、これは前提として外交交渉を尽くしていく上で判断をするという意味であろうかと思います。加えて、非軍事分野での貢献も必

要であると。今年二月に開発協力大綱の基本方針の第一には、「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」を挙げております。

そこで、総理にお聞きしたいと思いますが、日本ができることは何か、どう取り組んでいくのか、この非軍事的協力について総理の決意をお聞きしたいと思います。

本ができるとは何か、どう取り組んでいくのか、この非軍事的協力について総理の決意をお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我が国は、人間の安全保障の観点に立ちまして、紛争終結後の平和と安定、安全の確保のため、ODA等を活用して緊急人道支援から復旧復興・開発支援まで切れ目のない支援を行うなど、国際社会から高い評価を得ています。

また、今回の法整備においては、紛争終結後の国に対する人道復興支援や国づくり支援等にも更に貢献できるよう、PKO法を改正することとしています。また、このような取組として、例えばカンボジアに對しては、我が国初のPKOを派遣し、同国にとつて最大の援助パートナーとして社会開発の促進やガバナンス強化等のODAを通じた支援を行つてきています。

こうした協力は、戦闘行為が当面終結した後、内戦に逆戻りしないようにする上で有意義であり、積極的平和主義の考え方の下で今後とも一層強化をしていきたいと考えております。

○西田実仁君 今総理から三つ目の視点として平和外交努力、特に内戦に逆戻りしないようにするために日本ができるなどを挙げていただきました。

残り僅かでございますが、PKO協力法について少しだけお聞きしたいと思います。

今回の国際平和協力法における自衛隊員の安全確保ということにつきましてお聞きしたいと思

は一体何なのか、国連が持つていい防護を必要とする基準は何か、またいわゆる安全確保業務はどう

ように実施されていくのか、国連PKOの実態に即してお聞きしたいと思います。

またあわせて、防護を必要とする住民等の存在が認められれば、派遣先国の領域内であればどこでも自衛隊が派出して安全確保業務を実施するのか、この安全配慮規定というものに絡んでお答えを最後いただきたいと思います。

○國務大臣(中谷元君) 近年の国連のPKO活動、こういった活動におきましては、国家間の紛争から内戦型のような紛争への対処が必要となつてきているところでございまして、任務が多様化をする中で、切迫した暴力からの脅威、これから住民の保護等を始めとする安全な環境の確保、これが重要な任務となつております。それぞれ住民の防護を含めた各業務を行つに当たつては、PKOのマンデート、これに基づき、国連が定める武器使用基準によつて各国がそれぞれ定める規定に基づき行うものと承知をいたしております。

したがいまして、我が国が業務を行つに当たつては、このような基準の範囲内で、改正PKO法を根拠として、我が国が定める武器使用権限を含めた隊員の行動基準に基づき対応を行うということをございます。

また、住民の防護等につきまして、自衛隊を派遣する際に、国連等と合意した活動地域の範囲内におきまして、PKO等の司令部と治安情勢、また自衛隊の対応能力等の各種の要素を考慮して調整した上で個別具体的に決定されるものであります。住民等の防護についても、かかる範囲において安全確保業務の一環として実施するものであります。派遣先の領域内のことでも向いて実施をするものではないと。常に隊員の安全、これに重視をして活動を実施したいということございます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 確かに今、片山先生が御指摘になられましたように、国民の理解が進んでいない。私どもから考えますと誤解されることは言われましたけど、もう一度ちょっと総理のお覚悟といふのがお気持ちを。

新たに安全確保業務が追加をされました。國連PKOが住民等の防護に当たるようになった背景

ます。

順次質問させていただきますが、まず、私は毎回同じことを言つてゐるんですけど、できるだけ分かりやすい質問をいたしますので、できるだけ分かりやすい答弁、さらに、できれば簡潔で明快な答弁をお願いしたいと思います。

それで、分かりやすくとりますと、私はびっくりしているんですよ。世論調査を見ますと、この安保関連法制の審議が進めば進むほど、分からぬとか説明が不十分だととかという数字が増えるんですね。私は、どうなつてゐるか、事柄は難しいですよ、そんな簡単に分からぬ。事柄は難しくですが、やっぱりこれは、例えば答弁や説明の方に、まあ歯切れが悪いと言つたらいいのです。歯切れが悪かつたり、少し曖昧で腑に落ちないところがあつたり、いろいろ問題がある。質問の方も全部いいとは言えませんよ。とにかく野党だから攻撃せなしょがない。それから、細かいこと、技術的なことを言う。見ていて国民の皆さんには分かりませんよね。

それがあの数字に私はなつてゐるんぢやないかと思うので、参議院では、総理は国民に分かりやすい審議、国民に分かりやすい答弁、説明ということを言われましたけど、もう一度ちょっと総理の覚悟といふのがお気持ちを。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 確かに片山先生がおっしゃつておられるように、なるべく歯切れよく、国際情勢に關わるものでございませんから、完全に歯切れよくというわけにはいきませんが、しかし、国民の皆様から、ああ、こ

ういうことを言つてゐるんだなというふうに考えていただきやすく答弁をしていきたいと考えておられます。

○片山虎之助君 私は昔、公務員というか役人をやりまして、その頃悪い先輩に教わつたんですよ。やまといふのはうそを言つちやいかぬと言つてお

ります。

○片山虎之助君 私は昔、公務員というか役人をやりまして、その頃悪い先輩に教わつたんですよ。やまといふのはうそを言つちやいかぬと言つてお

すよ、うそを言つたらばれますからね、分かつちやう。

しかし、本当のことを言わぬでもいいと言つ

ことですよ。うそを言つちやいかぬけれども本当の

ことを言わなくてもいいと。どういうことですか

と聞きましたら、百の眞実があつたら八十まで言

うんだと言つうんです。二十は残すんです。八十は

本当ですよね。だから、うそじやない、本当。

しかし、百を言わぬといふことは、あることにつ

いてはこれも本当じやないんですよ。

大丈夫でしうね、防衛大臣、外務大臣。その

伝で答弁していなゐと思いますけれども、どうで

すか、中谷大臣。

○國務大臣(中谷元君) 努めて分かりやすく、正

直に、丁寧に答弁をいたしております。

○片山虎之助君 ああいう淡々と言つうのが怪しい

けれども、岸田大臣、どうですか。

○國務大臣(岸田文雄君) 私も、丁寧に、謙虚

に、分かりやすく答弁を努めております。引き続

きその姿勢を大切にしていきたいと考えます。

○片山虎之助君 ところが、総理の側近で本当に

正直な人がおりますよね。名前は言いませんけれども、某補佐官は、あれは自分の本当のことと言つたんだと思いますよ。

しかし、言つていいこと悪いことがあるわね。

法的安定性といふのは憲法やいろんな法律の命で

すよね、本質ですよね。それは変わつてもいいん

ですよ、変わつてもいいんだけれども、もう頭から

安定性は関係ないといふような言い方は非常に

困るんですが。

総理、総理の補佐官なんですよ、官房長官の補

佐官じやないの。どうされますか、注意ぐらいで

いいのかな。いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 法的安定性につい

ては極めて重要なことでございまして、補佐官に

対しましても、官房長官からも、私からも、昨日

の答弁におきましても、こうした誤解を与えるこ

とのないよう気を付けなければならぬと、こ

のように申し上げているところでござります。

○片山虎之助君 私も満更知らないわけじやない

のであれですかれども、ひとつよろしくお願ひします。憲法を守るというのが閣僚や公務員のある

意味じや最大の義務なのでね。それは将来変える

と、いう、変えればまた別ですよ。しかし、今の憲法を守るうと、いうことは基本なんですよ、今度の

安保法制でも。改正しない限りは現行憲法を尊重し、守り、その枠内でやるということを是非申し上げたいと思うんです。

これから参議院の審議が始まりますよね。それ

で、早めに衆議院をお通しになつたから、六十日間ルールが九月の十四日から恐らく適用になるん

ですよね。丁寧に分かりやすくと皆さんも言われ

て、いるので、そういう審議になりますよね。そう

なって、六十日を超えて六十日ルールなんとい

うのは使わぬよう、これは与党の党首として、

総理、お願いしますが、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに参議院の審

議は昨日から本格的にスタートしたばかりでござ

いまして、この良識の府たる参議院におきまして

議論が深まつて、いく、参議院側の御判断に従うべ

きことと、こう考へておるわけであります。い

づれにせよ、国民の皆様の御意見に真摯に耳を傾

けながら、今後の法案審議においても工夫を凝ら

して、分かりやすくしっかりと答弁していきたい、

説明していきたいと考えております。

○片山虎之助君 国会は国会として十分、六十日

ルール対応は私は考えなきゃいかぬと、こういう

ように思つております。

そこで、私どもの維新の党は参議院で対案を出

させていただきたいんですよ。安保の関係できちつ

と条文まで細かく書いて、かなり膨大な、総括し

た法案を出した例は私は今まで余りないんじやな

かろうかと。それはそれなりに自負しているんで

あります。残念ながら、参議院では合意には至りま

せんでしたが、採決直前まで与党と維新の党との

間で誠実に修正協議が行われ、一定の共通の理解

が得られたものと認識をしております。

協議は今後も継続されるものと承知をしており

ますが、法案は、まさに国民の命と平和な暮らし

そういうことですから中断ということになります

わね。

継続ど、いうことのようですがれども、やっぱり

それは参議院でもどうするかというのが当然ある

ので、私個人は、対案を作れば出すべきで、国民

の皆さんに判断してもらう。政府案と対案を並べ

て細かく議論することが、両案の良さも悪さも分

かるんですよ。だから、それをどう本当にいいも

のにするかということが、これは国会なんです。

与野党の審議なので、出されたものは尊重しても

らわないと。五時間じや困りますよね、強行採決

じゃ困る、総理。だから、その態度をしつかり

と聞いておかなかつたら、我々はどうするかとい

うことを考えないかぬ。いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 参議院におきまし

て維新の党には法案を提出をしていただきまし

て、国会での審議は更に深まり、建設的な議論に

なつたと、このように思います。

六十時間以上の審議を重ねてきた上において、

その論点を踏まえて維新の党において法案を出さ

れたわけでありますから、ある程度煮詰まつた上

において維新の党の皆様に法案を出していただい

たということにおきましては、その後の審議にお

なつたと、このように思います。

そこで、私どもの基本的な立場は、今の日本を

取り巻く安全保障環境のある意味での激変を考え

るとき、安保法制を見直して、一種の切れ目の

ない安全保障体制をつくるということは私たち贊

成なんですよ。日本がコンビを組んで、同盟を強

化して抑止力の向上を図るということも私どもは

必要だと考えております。

だから、それをどうやるかということ、憲法

改正ならないですよ。九条の、憲法の改正が不

可以上、現行の枠内で、違憲違憲と言われる中では

私はやるべきじゃないと思う。やっぱり合憲の範

囲でやる、そこがポイントなんですね、そこが

それをぎりぎりどこまで考えるかと、いうこと

で、恐らく与党の皆さんと私どもの方が、若干と

いうのか、かなりというのか、相当というのか、

ずっととというのか、その乖離が、そこがどう埋

められるかと、いうことがこれから大きな私は焦

点だと思いますけれども、今の御答弁で真摯に

重く受け止めてまいります。

そこで、今の現行憲法の枠内で、合憲の中で、

違憲じゃなくて合憲の中でやられるということに

について、総理、もう一度御答弁ください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回の平和安全法制の整備は、これはあくまでも憲法の許容する範囲内でこれを行うものであり、これは当然のことです。憲法改正ができないから解釈変更を行ふものではないということは、はつきりと明確に申し上げておきたいと思います。

我が国を取り巻く国際情勢が大きく変化する中において、国民の命と平和な暮らしを守るために、砂川判決の言う必要な自衛の措置とは何かをどことん考え抜いていかなければならぬわけでありまして、現実に必要な安全保障政策を講じる必要が、考え抜いていく必要があるわけでありまして、この点は我が党も御党も同じであるうと。この必要な自衛の措置とは何かということを考えた中ににおいて、我が国に対する武力攻撃が発生していなか中において自衛の措置をとり得るということについては、先ほど申し上げましたように、御党も考へ抜いた上で、それも憲法の許容する範囲内であるということについては、ここは一致をしていらるんだろうと思います。

今回の平和安全法制は、そうした政治の責任において必要な自衛の措置を國民を守るために考え抜いた結果、昭和四十七年の政府見解で示した憲法解釈の基本的論理は全く変わっていないわけであります。これは砂川事件に関する最高裁判決の考え方とも軌を一にするものであります。平和安全法制はこの最高裁判決の範囲内であり、違憲ではないということは繰り返し申し上げたいと思ひます。

○片山虎之助君 それと、総理、もう一つ、七年掛かって日本国民がみんなで築き上げた平和国家というイメージがあるんですよ。戦争しない国、血を流さない国という、このイメージは私は大切にせないかねと思うんです。

だから、それも大きな、これは情緒論ですよ、しかし、これも大きな、いろんなことをこれから考えていく上に、安全保障法制を、大きなこれもポイントだと思いますが、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 七十年前、一度と

申しあげておきたいと思います。

我が国を取り巻く国際情勢が大きく変化する中において、国民の命と平和な暮らしを守るために、砂川判決の言う必要な自衛の措置とは何かをどことん考え抜いていかなければならぬわけでありまして、現実に必要な安全保障政策を講じる必要が、考え抜いていく必要があるわけでありまして、この点は我が党も御党も同じであるうと。この必要な自衛の措置とは何かということを考えた中ににおいて、我が国に対する武力攻撃が発生していなか中において自衛の措置をとり得るということについては、先ほど申し上げましたように、御党も考へ抜いた上で、それも憲法の許容する範囲内であるということについては、ここは一致をしていらるんだろうと思います。

今回の平和安全法制は、そうした政治の責任において必要な自衛の措置を國民を守るために考え抜いた結果、昭和四十七年の政府見解で示した憲法解釈の基本的論理は全く変わっていないわけであります。これは砂川事件に関する最高裁判決の考え方とも軌を一にするものであります。平和安全法制はこの最高裁判決の範囲内であり、違憲ではないということは繰り返し申し上げたいと思ひます。

○片山虎之助君 それと、総理、もう一つ、七年掛かって日本国民がみんなで築き上げた平和国家というイメージがあるんですよ。戦争しない国、血を流さない国という、このイメージは私は大切にせないかねと思うんです。

だから、それも大きな、これは情緒論ですよ、しかし、これも大きな、いろんなことをこれから考えていく上に、安全保障法制を、大きなこれもポイントだと思いますが、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 七十年前、一度と

戦争の惨禍は繰り返してはならない、この不戦の誓いの下、戦後、日本は平和國家としての歩みを進めてきたわけでございます。この日本の歩みは、国際社会からも評価されている。そして、平和を守っていくためには、日本一国ののみではなくて、国际社会と協力して地域や世界の平和をしっかりと守り、そしてつくり上げていくことも大切であります。今後、より一層そうした役割も果たしていくたい、そのための法制でもあると、このように考えております。

○片山虎之助君 集団的自衛権なんですが、どちらに持つていているけれども使えない、憲法九条で、心に持つていているけれども使えない、憲法九条で、まあほぼ確定というか確立したと思いますね。

それで、私ももう相当いい年なんですけれども、私は、物が幾らか分かるようになったときから、持つているけれども使えないというのはおかしいじゃないかと、私は個人的には思っている。私個人の考え方ですよ。持つていてるものを使えないといふのは持つていていないことなので、持つていて以上、私は必要最小限度は使えるんじゃないかと。その必要最小限度が難しいだけれども、個別の自衛権も集団的自衛権も、持つていてるなら必要最小限度は使えるという解釈があつてもいいじゃないかと思つてきたんです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そもそも、日本は憲法九条、特に二項の制約があるわけでありまして、その中で、果たして我々は自衛権があるのか、自衛のための措置を、対応を取ることができるのかどうかという議論があつたわけでございますが、憲法の最終的な判断を行う、これは憲法にも書いてありますが砂川判決において、これは、争われたのは日米同盟に関わることでござりますが、その前提としての重要な要素を構成する自衛権について、必要な自衛の措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならぬと、こう明示したわけでございません。それで、自衛権はありますよということでございまして、防備であつていいということではないということであつたわけでございます。

この必要な自衛のための措置をずっとこれは歴代の政権が考え抜いてきたわけでございますが、かつては米ソの冷戦構造時代があり、アメリカは圧倒的な言わば西側自由主義陣営においてはリーダーであり、軍事的な力も有していただけてございましたし、自衛隊の能力というのは、まだまだ發

理がお引きになつたときから中断をして、五年掛けつてまたお始めになつたと。途中民主党党政権時代もありましたけれども。それが何でそういうことになるのかなということが一つ分からぬ。

それから、更に言わせていただきと、歴代の法制局長官がえガテイブな意見ですよ、どちらかといふと、今回の安保法制に。これも、まあこれは分かるんですよ。法務局長官が一生懸命頑張つてこられた説なんだから。それがまた今変わった法制局というのは政府の機関で、総理の下ですよ。しかし、これは一種の専門性と権威を持たせて内閣の中で特別なあれにしてきたんですね。それがまた変わる。

その辺が私は國民の多くが分からぬ原因じゃなかと思いますが、総理、いかがですか。これは私の私見が相当入っています。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そもそも、日本は憲法九条、特に二項の制約があるわけでありまして、その中で、果たして我々は自衛権があるのか、自衛のための措置を、対応を取ることができるのかどうかという議論があつたわけでございますが、憲法の最終的な判断を行う、これは憲法にも書いてありますが砂川判決において、これは、争われたのは日米同盟に関わることでござりますが、その前提としての重要な要素を構成する自衛権について、必要な自衛の措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならぬと、こう明示したわけでございません。それで、自衛権はありますよということでございまして、防備であつていいということではないということであつたわけでございます。

この必要な自衛のための措置をずっとこれは歴代の政権が考え抜いてきたわけでございますが、いつも国会を中心いろいろな議論の中で、持つていてる限り度は使えるという解釈があつてもいいじゃないかと思つてきたんです。

ところが、歴代それをずっとやつてきたのは自民党政権なんですよ、声高にやつて。その先頭に立つたのは法制局長官なんですよ。そこで、初めて総理がアクションを起こしてこういうことをやりになつた。歴代の、何でそれが自民党的な組織でしかなかつたのでございますが、その間、まさに法制局においても、それはとことん議論していく中において昭和四十七年の見解が出されたわけです。

しかしながら、一度やはり出したものは、これは法的安定性もございますから、自民党政権もこれを維持しつつ、しかし、国際情勢との関係において、例えは四十七年の見解を出したときから、米軍、これは兵隊の数においても艦船も、そして航空機も約半分になつております。一方、自衛隊は米軍と協力をしながらミサイルを撃ち落とす能力を勝ち得てゐる。他方、北朝鮮はミサイルを撃つ能力を、日本に撃ち込む能力、数百発の能力を持ち、さらにそのミサイルには核兵器もこれ搭載し得る能力を開発をしてゐるという中において、このミサイル防衛を日本と米国においてしっかりとしたものとして發揮をしなければ日本の存立は危うくなる。

その一角が崩されるということは我が国の存立にも関わるという、これは大きな変化が起つてゐる中において、我々は今回、そうしたことも踏まえて、國民を守つていくという責任を果たしていき上において、必要な自衛の措置の中に、今回、國の存立に関わり、行政は認め得ると、こう考えたわけでございます。

○片山虎之助君 総理、総理の熱意や思いは分かるんですよ。しかし、それが昔からの自民党全体のお考えだったのか、あるいは法務局がどうだつたかというところに私はちょっと疑問、今申し上げたんですけど、今言われた昭和三十四年の砂川判決、それから四十七年の政府見解が今回の法律

制定の論拠になつていいようですが、それ、昭和三十四年というのは古いわね。それから傍論ですよ。傍論というのは傍らの論ですよ、乱暴な論じやありませんよ。傍論で、あのときは、裁判官によつては意識された方もおるんだけれども、集団的自衛権、意識していないんですよ。意識していないから排除していいんですよ。

だから、排除していいから論拠になるといつのはいかにも牽強付会の感じを与えるし、それから、昭和四十七年の政府見解は、あれは集団的自衛権を否定するために作った政府見解なんですよ。それ、理屈だけ持つてきて結論が百八十度変えるというのは、いやいや、私はこれは無理筋ではないのかなという気が個人的にしているんです。

だから、国民は分からないんです。分からない私は原因の一つはこれだと思うんです。いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 砂川事件、そしてまた昭和四十七年の見解、それぞれ確かに古いわけでございますが、自衛権について判断が下されたのは砂川判決でございます。古くともこれは最高裁の判決であり、そしてまた四十七年の見解も、今日までこれは維持をされてきたものでござります。かなりの経過はしているのでございますが、これらの中に憲法第九条に関する基本的考え方方が示されておりまして、今日でも重要なものだと思つております。

限定的な集団的自衛権の行使容認について、昭和四十七年の政府見解で示した憲法解釈の基本的な論理は全く変わつていないわけでありまして、これは政府の基本的考え方が一貫していることの証左であります。

また、砂川事件の最高裁判決は、先ほど申し上げましたように、我が国が自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならぬと明確に述べているわけでありまして、砂川事件につきまして

は、自衛隊の合憲性や我が国による武力の行使の回避そのものが争点となつた事件ではないといふことは先ほど申し上げたとおりでござりますが、最高裁判所があえて判断の過程で考慮したことを持つて受け止めるべきものと考えています。新三要件の下で認められる限定的な集団的自衛権の行使は、我が国の自衛の措置に限られるものであり、砂川判決の範囲内のものであると、こう考へているところでございまして、憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する唯一の機関は最高裁判所であり、その考え方へ沿つた判決の範囲内のものである限定的な集団的自衛権の行使は憲法に合致したものであると考えております。

○片山虎之助君　それは總理、最終的には最高裁判所の判断ですよ、違憲立法審査権もちゃんと憲法に認められているんですねけれども、日本の最高裁は伝統的に、統治行為的に積極的に口を出すあるいは判断を示すような癖がないんだね。訴訟が起ころなきや駄目なんですね。だから、我々は、これは別のあれなんだけれども、憲法裁判所をつくるべきだと、最高裁の中にも憲法部をつくるべきだと、憲法部、そういうことを言つていいんですね。

最高裁の判断にそれはまたざるを得ませんけれども、しかし、現実に憲法学者の大多数が違憲論を展開する、それから、今言つた法制度局長官の〇Bもどちらかというとそっちの方がほとんどだと。こういうことの中でどうかといつところが、やっぱり違憲論をクリアする、違憲でないといふ感じを国民に与えるということが、私は、国民の理解を増やすゆえんだし、それは今後の日本にとっても、迂遠ですよ、ちょっと後退するかも知れない、しかし、それが一歩後退、二歩前進、三歩前進になると思いますけれども、いかがですか。とにかくばばっといきますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)　今、片山先生がおっしゃつたのも一つの御見識だと、こう思つておりますが、我々は、今申し上げましたように

大きく国際環境が変化している中において、国民の命を守るために必要な自衛の措置はどこまで認められるかということを、これも考へているわけでありますし、先ほど御紹介いただきましたように、一〇〇六年のときからずっと私も、これは狼談会をつくり、議論を重ねてきたところでござります。

また、先ほど、砂川判決においては、これは集団的自衛権という認識がなかつたんではないかと、いう御指摘もございましたが、しかし、砂川判決の中において、国連憲章は全ての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認していると、こう述べておりますので、それは認識をしておられた上での判断ではないかと、こう思つておりますが、しかし、もちろん、自衛の措置としか述べていなければ、これは先ほど申し上げたとおりであります。しかし、そういう認識はあつたのではないかと思います。

いずれにいたしましても、この私どもの法制は当然憲法の範囲内であることは重ねて申し上げたいと思います。

○片山虎之助君 今、私はだだつと申し上げたんです、原案を一つも変えずにこのままで採択まで持ち込まれますかという意味なので、ちょっと端的なあれですけれども、なるほどという意図があるであつたら修正される。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 政府としては、もちろん私どもがお出しをしているこの法制はベストなものと考えておりますが、まさに、今この委員会において議論をしていただいておりますので、この中におきまして、様々な御議論また御党から案が提出をされるでしょう、また協議が進んでいくわけでございますから、そうした協議において合意が得られれば、我々は当然真摯に対応していくたいと思つております。

○片山虎之助君 それじゃ、私どもの基本的な考え方と政府案の対比について、これから少し質問をさせていただきたいと思うんです。

パネル一を出してください。(資料提示)

私どもの自衛権の考え方方は、このパネルあるいは資料のようございまして、これまでには個別の自衛権と集団的自衛権は別のものであったと、分かれておつた。もう次回に説法ですが、御承知のように、個別の自衛権は自國が攻撃されたときに反撃する権利ですね。集団的自衛権は、他国が、自國と密接に関係はあるんだけれども、他国が攻撃されたときに反撃する権利です、自國側が、自國は攻撃されていないのに。これがまあこれまでのあれでございましたが、安全保障環境の大きな変化、あるいは核やその他のいろんな戦略兵器その他の変化等を踏まえて、今は我々は個別の自衛権と集団的自衛権が重なる部分があるんではないかというのがこの表でございます。

他国が攻撃されたんだけれども、それは即自國に跳ね返る、自國と一体の攻撃だと。その場合には、今までの個別、集団でなくて新しい対応ができる。これを集団的と言ふか個別的と言ふか、好みの問題と言つたらまた語弊がありますけれども、実態は個別的なだけれども形式は完全に集団的ですね。そういう新種というのか新しいことが、私は今の時代にあつてもいいといつて考えておるのが我々の考え方。總理、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに今委員がおっしゃったように、我々も三要件を、この三要件満たす場合は集団的自衛権、武力行使ができることになつておりますが、三要件は、まさに我が國の存立が脅かされ国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される危険ということございまますから、今この委員がお示しになつた憲法上、憲法との関係においてはこういう概念、言わばそういう、先ほど申し上げましたように、ミサイル防衛の一角が崩される、これはまさに、純粹にフルに他国が攻撃されたからその他に行つてそこを防衛するということとは違うというふうな事態も生じ得るという時代になつたということにおいては、今委員がおっしゃったこととこれは大体同じではないかと。

ただ、国際法的には、それでも我が国に対する

Digitized by srujanika@gmail.com

攻撃が発生していませんから、これは集団的自衛権に当たるというのは、これはそういうことでないかと、このように思います。実態は個別的自衛権的です。

○片山虎之助君 だから、これを個別的か集団的と言わざると困るんですよね、ようかんの切り方で名前を別々に付けるようなものなんですから。だから、我々は自衛権の再定義、自衛権の範囲の見直しと言つてはいるんですよ。

そこで、今問題は、パネル二を。

総理が言われた、これが中核ですよね。国際的に言う集団的自衛権行使の場合なんですが、これ見ていただくように、政府案の新三要件の第一です。第一、第三は必要最小限度と何かに手段があるかないかというあれですか。第一なんですが、政府案では、もう何度も皆さん御承知だからしつこく申し上げませんが、我が国と密接な関係のある他国に対する武力攻撃が対象で、武力攻撃やった場合にどういうことの危険かというと、國の存立、生命、自由、幸福が根底から覆される明白な危険がある場合にその自衛権の発動ができる、武力行使ができると、こういうことです。政府の案は。

維新の案は、明白な外形基準、歯止め、線引きをやっているんです。まず、日本周辺でなきやいかぬと。我が国と密接な関係があるという曖昧なあれじやなくて、日本周辺でなきやいかぬと。そして、日本と条約を締結した國の軍隊でなきやいかぬと。國じやないんでよ、関係のある他国じやないの。他国じやうと、民間だつてその他だつて入りますよ。それから、日本の防衛のための活動中の外國の軍隊に対する武力攻撃なんです。他国に対するふわっとした、漠然とした武力攻撃じゃない。それから、國の存立、生命、自由、幸福を根底から覆される、言葉は大仰でおどろおどろしいんですが、中身は分からぬ、これ、簡単に言うと。読みようによつてはどうにでも読める。そこで、日本に対する武力攻撃が発生する明白な危険が見えるとき、我々はこう考へてはいるんですよ。国民に理解を求めるべきです。日本の国民は、その場合に初めて自衛権が発動ができると。

だから、この案については多くの憲法学者が合憲と言つています。実態は個別的自衛権的です。しかし、今総理が言られたように、国際法的に言うと集団的自衛権の分野に入る、分類に入る。このうきものを見つめないと、事実上不都合がいつぱいできている、日本周辺で。それが我々の基本的な考え方ですが、総理、いかがでござりますか。まあとここまで入れるか、いろいろありますけれども。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、言わば政府案を更に限定したもの、つまり、例えば条約締結国の軍隊といえども、もうこれは米国だけでござります。実際、安保法制懇においてもいろんな議論がなされました。私自身も、議論をする中において、これは、同盟国である米国にだけこれは限定すべきかどうかということも考えたわけでございますが、しかし、実際に、例えば近隣諸国でそうした紛争が起つて我が国に飛び火しそうな状況が起つていて、米艦だけかといえば、これはそうではない可能性も今は現実に出てきているわけでございまして、例えば豪州とは、2プラス2、あるいは日米豪のこれは外相会談、防衛相会談も行なながら、防衛当局間の連携も共同訓練も進んでいる中において、これは条約締結国だけに限るべきでないという結論に至つたところでございます。

また、日本周辺だけに限るかどうかということについては、これはかなり、実際にこれは様々なことが起こり得るということを考えて、我々は事態にこれは着目すべきだということをございまして、現時点では我々はそういう考え方を持つているところでございます。

○片山虎之助君 我々の中にもいろんな意見あるんですよ。私個人も意見あるんですけど、やっぱり違憲では困るんですよ、合憲でなきや困るんですね。憲法適合性が念頭にあるんですよ。そのことは是非お考へいただきたい。

私は、堂々とやるのなら憲法改正だと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私は分かつてくれると思う、いろんなことを。た

だ、時間や手間が掛かりますよね。今、それを強引に解釈で押し切るのがいいのかどうか。国民の国論を二分して、いろんな騒動を起こしながら。そこなんですよ。

だから、この案もいろいろ効果があるのか、どれだけのあれがあるのか。しかし、今よりはずつと前進なんですよ。それが次の道につながるんですよね、総理。しかも、憲法適合性なんですよ。

今ある憲法は、それは否定なのか肯定なのか分かりませんよ、これからそれは最高裁の判断をまたなきや。しかし、そういう大きな議論があるときに強行するのがどうかというのが我々の考え方で、そこについてもう一度答弁できるなら言つてください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 確かに、今こうして考え方の政府案との違いを示していただきながら、同時に、我が国に対する武力攻撃が発生していない中においても、我々は、武力攻撃が発生していない中においても、武力の行使が憲法との関係でもこれはできるという考え方は、ここは同じだということは、大きなこれは一致だらうと思いま

すが、この上において、この参議院の場において、

御党とのこのまた案について、御党の案に我が党の議員もこれは質問もさせていただきますし、議論を深めていく中において更に一致点が見出せれ

ば、それは広い国民的な理解につながつていくも

のではないかと、このように思つております。

○片山虎之助君 それじゃ、パネル三を出してくだ

さい。

それで、今一番ポイントを申し上げましたが、

それ以外で維新案と政府案の対比を見ていただきたいと思います。

まず、ざつと説明いたしますと、維新案の方は、

憲法の適合性は合憲と今言つていただいておるの

で、憲法学者の皆さんやその他に、政府案の方に

は、決まったわけではありません、これはバツを

付けて申し訳ないんですけど、バツと言う人が多い

ものですから、一応バツにさせていただきました。

それから、海外派兵については、後ほどまた申

し上げますが、我々はできないですね。政府の方

もできないんですけど、例外としてホルムズ海峡の

機雷掃海が出てまいります。私どもの方は経済的

要因は入れておりませんから、外国の軍隊に対する

武力攻撃が発生しなきやいけませんから、だから憲法適合性があると、こういう意味でございます。

それから、海外派兵については、後ほどまた申

し上げますが、我々はできないですね。政府の方

もできないんですけど、例外としてホルムズ海峡の

機雷掃海が出てまいります。私どもの方は経済的

要因は入れておりませんから、外国の軍隊に対する

武力攻撃が発生しなきやいけませんから、だから憲法適合性があると、こういう意味でございます。</

献については、国連の安保理七章決議、授權法議のきちつとしたものだけが対象にすると。関連決議を含む国連決議については、政府案はそれを対象とする。

それから、例の後方地域支援等で問題になる武力行使の一體化でございますが、我々は現行の非戦闘地域に限定した方がいいと、これは憲法との関係であります。それから、戦闘準備のための航空機への給油や航空機の整備は認めないと、武器弾薬の提供も認めないと。それで、政府の方は、現に戦闘が行われている現場を除く地域はいいと、給油や整備もいい、武器弾薬の提供もいいと。こういうことなんですが、政府の方は、現場を除く地域といいながら実施地域をおつくりになるということは、同じじやないですかね、非戦闘地域と。その辺の考え方がよく分かりませんので、是非そう書いていただきたい。

それから、防衛出動の承認なんですか、私どもは、国会で多数でさつと承認するんじゃなくて、できれば専門委員会的なものをつくるて、実質審議して承認を厳格化したらどうかと、そのぐらいのこととて対応すべきではないかということですが、これについては提案でございまして、今後、制度設計等については、もしこれでいこうといふことになると与野党で十分協議すべきことだと、こう考えておりますが、政府の方は通常の国会承認手続。

全般に大変限定期的、抑制的、厳重化であります、私どもの方は、それは例でかといふと、現行憲法との適合性を考えているからでございまして、根っこに、その辺が政府のあれとは違うのかなど思いますが、

そこで、防衛大臣、中谷防衛大臣、どこにでも行けるようになると、今の自衛隊の能力で対応できますか。周辺が一番大事なんですよ。周辺に一番問題のある国があるんです。そういうことを言つちやいけませんが、そのときに、そこに集中すべきじやないの、力を。それをどこでも行けますと言つて、まあいいですよね、宣伝といふこと

は、各国に 対してはいいけれども、それはいかがかななどいう氣はいたしますが。
今 の 自衛隊の 実力から見て、ずっとと 領域が広がる、業務が 広がる、店が 広がるといふことが本 当に 対応が 可能かどうか。率直なところ、本 当のことを言わなければ せんよ。うそでない 本當は駄目。よろしくお願ひします。

○ 国務大臣(中曾根元君) 基本的には自衛隊は 我が国を 防衛するということを 主任務といたしておりますが、重要影響事態等におきましては、これは我が國の 平和と 安全に重要な影響を与える事態といふことで、従来は周辺事態といふことでございましたが、これはこの地域につきましておのずと限界があると考えてきましたけれども、現実の問題として、片山先生が御指摘のように、我が国近くで起きた事態の方が我が國の 平和と 安全に影響を与える程度は相対的に高くて、重要影響事態に当たる蓋然性もより高いと考えておりますけれども、しかし、国家間の相互依存関係が深化して安全保障環境が 大きく変化した現在におきましては、我が國の 平和と 安全に重要な影響を与える事態が生起する地域においては特定の地域をあらかじめ排除することは困難でございまして、こういった事態にも対応する必要があるということです。法律の整備をいたしました。

現時点におきましても、海賊対処ということですが、ジブチにおいて国際的な貢献もいたしておりますが、これはあくまでも我が國を守る自衛隊の能力の範囲内で行つてることでございますが、自衛隊といたしましては、我が國の 平和と 安全に関わることにつきまして、与えられた任務を果たすために実力をまた維持をして対応していきたいと いうことでございます。

○ 片山虎之助君 いや、私が言うのは、今の現員の自衛隊の隊員の数、あるいは予算、機器、そして仕組み、そういうことで、もしいろいろなところから注文が来てと言つたらおかしいですけど後方支援関係や周辺事態の拡大の関係で來たとき

に対応できますかということを言つてゐる、現実に。だから、人を何万人増やすとか予算を幾ら取るとかといふ、こういうことが必要なんぢやないですかということを申し上げてはいるんですが、いかがですか。それだったら、総理どうぞ。

○内閣總理大臣(安倍晋三君) 今の委員の御指摘はもつともだと、このように思います。

この法制が成った段階においても、もう既に我々、中期防衛計画で自衛隊の予算というのはござつて、八%ずつ伸びていくという計画が決まっております。その範囲内において、先ほど防衛大臣から答弁をいたしましたように、まず我が国事態これが最優先であることは当然でございます。この中における自衛隊という資源をいかに有効に活用し得るかという中において政策判断をしていくわけでありますから、当然、我が国の防衛にこれ支障が出るようなことがあっては決してならないわけでありまして、当然、我が国事態そして我が国周辺、その上において我々が得ることを行つていく。

先ほど公明党からの質問にもお答えをさせていただきましたが、自衛隊を海外に出す場合においては、基本的なこの政策判断の視点というものを持ちながら、自衛隊のまさにある意味では分り合つたもの、自衛隊の能力に適した形で行つていただきたいと、このように考えております。

○片山虎之助君 それはその支障が出れば断るということです、それじゃ余り店を広げない方がいいんじゃないかという気もするんですけどね。

そこで、今そういう話が出ましたから申し上げるんですが、自衛隊員のリスクということで、よく衆議院でも議論になりました。それを普通に常に識的に考えると、総理、仕事が広がつて、行くところが広がつたらリスクは増えるんですよ、これから、リスクができるだけ減らす、こうやって、普通は、普通は。ただ、増やさない努力というのは要りますよ。

だから、リスクが増えるということをお認めになつて、しかし国のために仕方がないんだと。だから、リスクができるだけ減らす、こうやって、

それから、もし万一いろいろなことが起こつたらきちっと手当てをする、処遇をすると。そういうことを言わされた方が私は分かりやすいと思う、これもう分かりやすさらいうと。

今みたいにリスクが広がつてもリスクは変わりませんと言うんじや分からないですよね。だから、本当は隠しているんじやないかと、分かりませんよ、というようなことになつて、それじや自衛隊員になる人がおるんでしようかということを普通の主婦や何かに私は聞かれるんですよ。だから、それはおるでしようと、今も大勢志望しているんだから、あるいはお金を出だからというようなことを申し上げてあるいはいるんですけど。

だから、そこははつきり言わされた方がいい。それが徴兵制なんということの宣伝に私は使われてゐると思いますよ。いかがですか、総理でも防衛大臣でも。

○國務大臣(中曾元君)　自衛隊はリスクはないといふうには申したことはございません。

片山委員がおつしやるよう、新たな任務に伴う新たなリスクが生じる可能性、こういうものは事実あるわけでございまして、本日も、御嶽山において昨年の噴火のまだ行方が分からぬ方の捜索を始めたわけでござりますが、この去年の御嶽山の捜索においても、かなりのリスクを生じながら自衛隊は捜索活動をいたしました。

現在も、自衛隊の任務をいたしまして、やはり事に臨んでは身の危険を顧みず、国民の負託に、負うために様々な任務を様々にリスクを抱えつつ実施をしておりまして、その辺は自衛隊は危機管理のプロでありますので、いずれのリスクにおいてもしっかりと自分で管理をし、そして運用し、そして任務を果たすということでございますので、新たな任務に伴つてこの新たなリスク等につきましても、実際実施するときは様々な観点でリスクを極小化をして実施をさせていきたいというふうに思つております。

○片山虎之助君　よく自衛隊員の方とコミュニケーションをおやりになつた方がいいと思うわ

ね。初めての事態でもないんだが、初めての事態みたいなものですね。そういう私は心配があるんじゃないかと思います。

ちょっと時間の関係あります。次に、パネルの四で、ホルムズ海峡機雷掃海の法的検討と。お手元に資料もあると思います。

もう御承知のことをそこに書いておりますが、ホルムズ海峡には公海部分がありません。紛争中の機雷掃海は国際法上武力行使に当たると、こういうことでございまして、紛争中の機雷掃海は事実上やらないということを総理は答弁されたと私もは承知しております。

そこで、右の方を見ていたら、紛争続

続下に我が國自衛隊がホルムズ海峡で機雷掃海することは、海外派兵ですから憲法違反となります。

ただし、これまでの衆議院における総理の答弁では、新三要件に該当すればできると、機雷掃海が

可能となる場合があるというんでしょうか、できることでございますし、この新三要件におきま

すけれども、総理、そういうことでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 一般に海外派兵は禁じられている。これは、必要最小限度を上回るものという観点からこれは海外派兵はできないと

いうことでございまして、この新三要件におきましても、第三要件に必要最小限度の実力行使にとどまるべき」とございましたから基本的に海外

派兵はできないわけございますが、しかし、ホルムズにおけるこの機雷の掃海におきましては極めて受動的であり限定的であることから必要最小限度を超えるものではないと考え得ると考えてお

りますが、しかし、第一要件、國の存立、言わば國の存立に関わるかどうかと、國の命に関わるか

どうかということにおいては、これはまだ総合判断をしなければいけませんから、そういう機雷封鎖が行われたら直ちにそうなるかどうかと、い

うとではございませんが、当たり得るということでお答えさせていただいているところでございます。

○片山虎之助君 だから、根底から國民の生命、自由、幸福追求権利がひっくり返るようなケース

ですね、第一要件に該当せないませんから。

しかし、そういうことが機雷掃海云々だけでなるのかなというのが、これも分からぬ大きな要因

なので、維新的案では経済的要因は全部要件から外していますから。

そこで、そこにありますように、憲法上、より

正当性がある機雷掃海は後方支援でできないかと遺棄機雷になるとそれは廃棄物みたいなもの

ですから自衛隊法ができるそうでございますが、憲法上、遺棄でない機雷掃海の後方支援でできな

いから。その場合に、国連の安保理七章決議によ

る機雷掃海は、これは国際法上問題がないと。米

国が多国籍軍等による場合には、これは問題があ

る場合もあるし、ない場合もある。こういうこ

とでございまして、機雷掃海が例の存立危機事態

の中にどんと座っているのですから、全体が分

からなくなつて收まりを悪くしているんですよ。

だから、これを、ホルムズ海峡だけを外せばもつ

と私は分かりが良くなるし、國民は理解すると思

いますけれども、総理、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) このホルムズ海峡

においては、まさに一般に禁止されている海外派

兵の例外として扱つております。ですから、片山

委員が御指摘になられるように、國民の皆様にと

りまして論理的な面において複雑だという印象を

持たれるかもしれない、こう思うところでござ

りますが、この必要最小限度の範囲内であるとい

うのが我々の、政府としての考え方でござります

が、実際に、もしこれは停戦が合意されれば、こ

れはもうあとは遺棄機雷として除去していくこと

ができるわけでございますが、事實上の停戦状態

とはなつたけれども正式に停戦がなされていない

たとしても、これは相當重要な影響を我が國に与

えて第一要件にも適合し得る可能性もあると、こ

ういうことで考へているところでござります。

○片山虎之助君 だから、遺棄機雷になれば問題

ないんですよ。今総理言われておるそれは一ヶ月

ぐらいだそうですよ、二か月ぐらい。だから、そ

れは後方支援でやつたらどうかというのが当方の

提案でござりますけれども、これは是非検討して

いただければいいと思います。

そこで、今の東シナ海のガス田付近における、

中国が構築物、ステーションというんですか、そ

れを十六基も造つてあるといいますけれども、こ

れは約束違反でしょ、外務大臣。

中国が構築物、ステーションというんですか、そ

れを含む連携を

かなりこれは強化をさせているわけでございま

す。

また、役所間の繩張争いではないか、それで今

の対応能力の向上を行い、情報共有を含む連携を

確かに、かつては相当これ繩張争いがあり、情

報は自分で抱え込み、なかなか連携もしない、海

保と海自同じ船の名前があつたり無線の連絡もな

かなか難しかつたという時代もあったのでござ

いませんですか。こういうところで事を荒立てた

くないというお気持ちちは分かりますよ。しかし、

やつぱり國益は守らないと。

○國務大臣(岸田文雄君) 今申し上げましたよう

に、日中間では二〇〇八年六月の合意に基づいて

共同開発を行うということになつております。

よつて、中國が一方的な行動を行つてることに

対しましては、我が國は抗議を行つております。

○國務大臣(岸田文雄君) 今申し上げましたよう

に、日中間では二〇〇八年六月の合意に基づいて

共同開発を行つておりります。

よつて、中國が一方的な行動を行つてることに

○片山虎之助君 そのためにも領域警備法はある方がうまくないですか。そこが分からぬ。領域警備法的なものがあつた方が。いかがですか。

○國務大臣(中谷元君) これはあくまでも不測の事態の防止のための中間のルールを定めようとするものでございまして、それぞれの体制等につきましてはそれぞれの国で整備をするものでございまして、我が国におきましては、警察、海保、自衛隊という関連機関の中でこういつた事態に対応する体制というものを逐次検討して取つて行くということをご存じます。

○片山虎之助君 まさにグレーゾーンだから、軍じゃないわね、軍の前ですよよね。

だから、それ、やっぱり私は個人的には領域警備法というのを御検討を真摯に願いたいと思ひます。総理、いかがですか。

○内閣總理大臣(安倍晋三君) 我々、今般の閣議決定において、先ほど申し上げましたように十分に対応できること、こう思つておりますが、片山委員からの御指摘、また法案の提出をしておられるわけでございますから、この委員会においてまた議論が進んでいくことを期待をしたいと、こう思つておりますし、我が党もかつてこの法制化についてずっと議論をしてきたところでもございました。

○片山虎之助君 もう時間おしまいになつてしまつましたが、戦後七十周年総理談話というのはお出しになるというような報道でございますけれども、いつ、どういう形で、言える範囲で結構ですけれども、お出しになりますか。

○内閣總理大臣(安倍晋三君) 戦後七十年を迎えたわけでございますが、七十年前、我々は戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないと、この決意の下、そして不戦の誓いの下に平和国家として歩んできました。我々、過去への反省、そしてこの七十

て歩んでいくのか、そして日本はこれからどういう国としていくのかということについて七十年を迎えたこの機に発信をしていきたいと、こう考えていたるところでございますが、その上において、現在、有識者の皆様に御議論をいただきまして、この有識者の皆様から提言をしていただきまして、その提言の上において談話を作成していくべきだと思っております。

○片山虎之助君 五十年、六十年と出してまいりまして、今年は七十年で、出すことに意味があると思いますが、これもう未来永劫続くんでしょうか。そういうことですがまた、ちまたというか、そういうことでも議論になつておりますと、そういう総理のお気持ちは分かりますよ、そのお気持ちはの談話が出ると、前と比べてここがおかしい、これが後退、ここはないではないかと、こういうデメリットというのか、そういうことだけ指摘されるおそれもあるんですね。褒めてもらえるといふんじやなくて、むしろ、これは変わつた、これは後退、これは何だと、こういうことになるんで。今のお気持ちはよく分かりますよ。今までの七十年の本当に頑張り、未来志向の平和国家への更なる発展というのか、分かるんだけど、その辺が私はどうかというのと、これはずっと、総理は十一年後も総理をやつているとは思ひませんけれども、また八十年、九十年とやるんでしょうかね。総理のお考えがあれば。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それはその時々の、八十年、九十年、百年とあるわけでありますのが、未来はあるわけでありますと、それはその時々の総理が判断されるんだろうと、こう思うところでございますが、私どもの談話につきましては、基本的には、今後、更に今後の十年後、二十年後、三十年後等を見据えながら談話を発出していきましたと、こう思つていろいろところでござります。

○片山虎之助君 談話とも一番関係があるし、一
番近い国は中国と韓国ですよね、北朝鮮とい
うと、ちょっと変わった国を除きますと。これとの外交

的な前進というものが私はこの全体に言えると思うんです。安保法制についても、その辺についての総理の大きい戦略があれば、是非最後お聞かせいただきたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)　中国、そして韓国とも関係を改善していきたいと、こう思つております。

中国につきましては、習近平主席と一度にわたり首脳会談を行いました。先ほど御紹介をいたしました海空の連絡メカニズムについて発動させたいくといふことについても一致をしているところでござりますし、こうした対話を積み重ねていただきたいと思いますし、また、日韓におきましては先般、日韓の国交樹立五十周年の機会に外相会談が実現をしたところでございまして、日中韓の外相会談も行われたわけでございますが、これを日韓の首脳会談につなげていきたいと、こう考みてござるところでございます。

韓国も日本と戦略的な利益を共有する大切な隣国でございます。この平和安全法制についても説明もしてきたところでございますし、また、のみならず、アジア、ASEANの十か国も含めてアジアの国々とも更に関係を緊密にしていきたいと思います。

○片山虎之助君　今日、割に長い時間、総理始め皆さんと対話をができましたので、我々も参議院において対案をどうするか、あるいは与党協議をどうするか、十分みんなで相談して、適正な結論を出して、またお話しに入らせていただきたいとこう思います。

どうもありがとうございました。終わります。

○小池晃君　日本共産党の小池晃です。

本法案への反対の声は日を追うごとに広がっております。数万人の市民が連日国会を取り囲んでおります。安保法制に反対する学者の会のアピールへの賛同者は一万二千四百六十一人。私も、周辺事態法、テロ特措法、イラク特措法などで国会で論戦取り組んでまいりましたが、こんな経験は今までなかつたですよ。

山口県の日置、首相の祖父である安倍寛さんの出身地です。今は長門市の油谷・日置地区、その浄土真宗本願寺派山口教区大津西組の組長が総理宛てに、安全保障関連法案に反対し、廃案を求める要望書を出しておられます。そこにはこう書かれています。

貴殿の祖父安倍寛氏は、戦争遂行の翼賛体制の中、理想を求め、反戦の立場より、翼賛体制に座ることなく批判し、無所属で立候補し見事に当選されました。御尊父晋太郎氏は、俺は安倍寛の息子だと父を誇りとされていたのです。なぜ貴殿が安倍家の誇りを大切にされず、受け継がれず、日本を危険な方向に導かれるのでしょうか。昨年七月のこの要望書、これは、地元事務所のあなたの秘書は、選挙区の皆さんとの声として安倍に伝えますというふうに答えたそうですが、今度の要望書も届いているかと思います。

総理は、御自身の地元中の地元のこの批判の声はどう受け止めていらっしゃいますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今御紹介をいたしましたように、私の祖父の安倍寛は、翼賛会開設の際に、非翼賛会、翼賛会の非推薦で当選を果たしたところです。言わば、日米の開戦につきましても、東条内閣に反対の立場であったわけですが、しかし、それは、当然そのときの国際情勢を見ながら国際協調を進めるべきである、そして、国の安全を守り、国民を守らなければいけないと立場を一貫させたところです。さいますが、その立場は私も全く変わりがないわけですが、

もちろん、私の地元にも様々な御意見がございます。そうした御意見に真摯に耳を傾けることは、地域の代表でもある国会議員としての役割でもあります。間違なく国民の命を守り、平和な暮らしを守りたいと思いますので、そうした様々な声に目を通しておられるところでございますが、今回の法制は、抜くためのものであり、必要な自衛の措置とは何かをことんと考え抜いた上において今回の法制を

行わなければならぬと、こう決意したところでございます。

○小池晃君 国民はそう受け止めていないから、本当に立場の違いを超えて反対の声が広がっているんじゃないですか。これだけの世論調査の結果、憲法学者の反対、こういうことが起こっているわけであります。

しかも、丁寧に説明すると総理は言いながら、先日のテレビでの説明、あれは何ですか。まともな議論にこれは値しない。戦争と火事は本質的に異なるのに、これを説明したわけですね。私は、これは、総理が法案についてまともに国民に説明する能力も論理も持っていないことを自ら告白するようなものだというふうに言わざるを得ないと思うんです。

衆議院での強行採決の前後に一体何が起こったか。これは、陸上自衛隊幕僚監部によるイラク復興支援活動行動史であります。これは衆議院の審議中に墨塗りの形で提出をされました。委員会強行採決後に、ようやく墨塗りを外したものが出でたわけであります。一体どこが墨塗りになつていたか。

第一次イラク復興支援隊が活動を開始した直後の平成十六年四月七日及び四月二十九日に宿营地近傍に迫撃砲弾が着弾する事案の発生。あるいは、平成十六年十月三十一日、発射されたロケット弾は、駐屯地内の地面に衝突した後、鉄製の荷物用コンテナを貫通して土壤に当たり宿营地外に抜けており、一つ間違えば甚大な被害に結び付いた可能性もあつた。そのほかにも、自衛隊の車両に、IED、いわゆる即席爆発装置、路肩爆弾と言われるようなものが、その攻撃が二〇〇五年六月、翌年五月と続いたことも記録されているし、こうした緊張状態の中で、メンタルヘルスストレス傾向が見られたということも書かれております。

私は、この問題、昨年の予算委員会でも総理と、サマワの宿营地がいかに危険だったのか、非戦闘

地域でこれだけのことが起こったではないかといふ議論もさせていただいた。そのとおりのことが起こつていたことを自衛隊が認めていた。自衛隊の海外での活動を大幅に拡大する議論に当たって、直近の活動についての情報は必要不可欠です。

何でこういう重要な問題を墨塗りにしたんですか。まともに国民に説明もしないでやり過ごそとした、そう言われても、大臣、仕方がないじゃないですか。

○国務大臣(中谷元君) その資料につきましては、陸上自衛隊のイラク復興支援活動行動史でござります。その内容等につきましては、活動をまとめたものでございますが、これまでその情報公開に際しましては、部隊の編成、運用、指揮系統等に関する情報につきましては一部不開示としたところでございます。

○小池晃君 部隊の編成と全く関係ない部分ですよ、これは。答えになつていないです。

何で隠したんですか。

○国務大臣(中谷元君) その部分、私も先ほど挙見をいたしましたが、訓練を行つた内容とか、また部隊の編成等に係る記述等もございまして、この点につきましては部隊の運用また指揮系統等に関する情報でございまして、一部不開示としたところでございます。

○小池晃君 先ほど見たといふことは、墨塗りにしたのは、じゃ、大臣は関与しないんですね。官僚が隠すわけですね。そんなことで議論ができるんですか。大問題ですよ。

○小池晃君 防衛省は今でもこうやつて墨塗りにする。しかし、いろいろ言われたけど、墨塗りにしているのは、もうほとんど全ページ墨塗りだつてあるわけですよ。部隊の編成何人か、そういうふうなところ

わけですよ。情報全体が秘匿されるわけです。

政府は、政府が全ての情報を総合して、客観的、合理的に判断すると言ふけれども、特定秘密にされたら、じゃ、誰が合理的に判断するんですか。国民は判断のしようがないじゃないですか。今でもこれだけ墨塗りにする。こんなことが許されてどうやってそれを合理的、客観的に判断できるんですか。

○国務大臣(中谷元君) は、平成十六年の五月及び十月に情報公開法に基づく開示決定を行いまして、一部を開示として開示を実施したわけでございます。

特定秘密におきましては、特別にやはりこういった情報の管理、これはしっかりといるわけだと思いますが、こういったものに対する情報公開等につきまして、やはり国民や皆様方にも御理解を得る必要がございます。特に、自衛隊の武力行使や海外派遣などについては国会による民主的統制が適切に確保されるということが必要でございます。

いまして、平和安全法制につきまして、自衛隊の活動に当たつてはその必要性等について閣議決定により明らかにするととしておりまして、例えば存立危機事態の認定に当たりましては、事態の経緯、

事態の認定の前提となつた事実、武力行使が必要な理由などを記載した対処基本方針を閣議決定して、国会の承認を求めて、これに對して周知を図るということで、必要な情報が適切に公開をされるように努力をいたします。

そこで、特定秘密が含まれる場合も考えられますが、その場合には、情報のニュースソース、また具体的な数値そのものは明示をしない形で情報を整理するなどして、特定秘密の漏えいとなる形で国会や国民の皆様に事実の認定の根拠をお示すべきものと考えております。

○小池晃君 特定秘密になつてはいる部分が肝腎な部分でしょうが、それを出さないでどうやつて国民は判断できるんだかということだと思うんです。

私は、この記録読んでみるとほかにも発見ありました。政府は今回の法案でも国会答弁でも後方支援という言葉を使つていますが、この行動史には後方支援という言葉は出てきません。全て兵たんと言つています。自衛隊内では後方支援ではなくと云つています。

く兵たんという言葉なんですね。

○国務大臣(中谷元君) 法律としては後方支援でございます。これはロジスティックということです。

○小池晃君 ございまして、これを訳せば後方支援ということだと思いますが、兵たんにも当たるわけでございます。そういう意味で、部内の検討資料といたしましては兵たんという言葉を使うこともございまます。

○小池晃君 国民向けには後方支援という言葉でございまして、これを訳せば後方支援ということだと思いますが、兵たんにも当たるわけでございます。そういう意味で、部内の検討資料といたしましては兵たんという言葉を使うことでもあります。

○小池晃君 政府提出法案には、武力行使をしている米軍への兵たんを定めた二つの法案があります。一つは重要影響事態法案もう一つは国際平和支援法。この二つの法案では、これまで政府が戦闘地域としていた場所まで自衛隊が行って兵たんを行なうことがあります。

衆議院の特別委員会では、我が党の志位和夫委員長の質問に對して総理は、戦闘地域にまで行けば自衛隊が攻撃対象となる危険性も認められた。さらに、攻撃された場合に武器を使用することも認めた。しかし、それは自己保存のための武器使用であつて、これは武力行使ではないと弁解された。それに対しても志位委員長は、国際法上、自己保存のための自然権的権利と、うべき武器の使用という特別な概念や定義があるわけではないといふ外務省の資料も示して厳しく批判しました、国際的には全く通用しないと。総理もこのやり取りを覚えていらっしゃると思うんです。(資料提示)

そこで、お示したのは、これは私がも入手した海上自衛隊の幹部学校作戦法規研究室による平和安全法制案についてという内部資料であります。

す。今年六月のものであります。この中に、武器使用と武力の行使との関係というページがあります。それをお示しております。武器の使用と武力の行使について、我が国政府の考え方と外国の考え方を対比しているとても分かりやすい資料になっています。

これによれば、我が国の考え方は、武力攻撃発生までは武器の使用だが、それ以後が武力行使だと、そういうふうになっている。しかし、その下、他国の一例では、ユース・オブ・フォースとしか書かれておりません。

外務大臣、ちょっと一般的に、ユース・オブ・フォースって何ですか。

○國務大臣(岸田文雄君) ユース・オブ・フォース、そのまま訳せば武力の行使かと思います。

○小池晃君 他国の例には武器使用という言葉はありません。ユース・オブ・フォース、すなわち今言われたように武力の行使であります。

総理にお聞きしますが、あなた方が武器の使用といふに呼んでいるものが、外国から見ればこれは武力の行使となる。これは当然だと思いますが、お認めになりますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 確かに、国際法上、自然権の武器の使用という特別な概念や定義があるわけではありません。しかし、国際法上合法な活動を行っている自衛隊の部隊等が急迫不正の侵害にさらされている際に、生命や身体を防護するという言わば自己保存のための自然権的の権利といふべきものとして必要最小限の実力を行使したとしても、これは国際法上禁じられた武力の行使には当たりません。これは明確でございます。そういうべきものとして必要最小限の実力を行使して、このような自己保存のための自然的権利というべきものとしての武器使用権限は、PKO法に始まり周辺事態安全確保法等の従来の法律においてこれは規定されてきたものであります。一般の平和安全法制においてもその考え方や位置付けにこれは何の変更もないということでございま

す。

○小池晃君 全く答えていないですね。禁止されている武力行使じゃないと言つたけど、これ、武力行使という概念に当たるということじゃないですか。これ、自衛隊自身が認めているじゃないですか。

大体、防衛大臣、これは海上自衛隊で使われていい内部資料ですよ。しかも、法案の審議中にもかかわらず、国会では一回も使つたことないような資料を使って内部で説明している。防衛省は

○國務大臣(中谷元君) まず、御提示の資料につきましては、少なくとも防衛省としてこれまで公表した資料にあるとは承知をいたしておりませんので、どういった経緯によつて入手されたものか明らかでない限り、当資料の位置付けについてお答えすることはできません。

なあ、もう一点、ユース・オブ・フォースにつきましては、外国においては武器の使用と武力の行使を区別せずに用いられているわけですが、私は、これが国におきましては、「自己保存のための武器使用」ということで、武器の使用でございます。

○小池晃君 ユース・オブ・フォースが武器の使用だつて、そんなことを世界で言つたら笑われますよ。もうめちゃくちゃな話ですよ、今のはね。しかも、公表されていないと、実際の資料だと。こういうことを公表していないことが大問題じゃないですか。国会に一度も出さない資料で内部で検討している、大問題じゃないですか。これだけで法案審議止めてもいいぐらいの話ですよ。

○國務大臣(中谷元君) そのとおりでござります。○小池晃君 しかし、実際には運んでいたわけあります。

しかし、法律上は、したがつて、これらの特措法と比べれば、陸上であれどこであれ、米軍など他国軍隊の武器を輸送できるようになる点も変わることになります。

○國務大臣(中谷元君) 今回の重要な影響事態法案と国際平和支援法案で、法律上、こういう武器は運んではいけないというものはあるんでしようか、大臣。

○國務大臣(中谷元君) 活動の支援内容、また種類等については法律に書いた限りでござります。

す。

○委員長(鴻池祥肇君) ただいまの小池委員の発言につきましては、後の理事会において協議をいたします。

○小池晃君 自衛隊が、じゃ、どういう内容の兵たんを行うのか。その内容も今回の法案で大きく変わつてまいります。

これまでの周辺事態法、テロ特措法、イラク特措法では、補給に関して、弾薬、武器の提供を含まない、戦闘作戦行動に発進準備中の航空機への給油、整備は行わないとしておりました。

今回の重要な影響事態法案と国際平和支援法案では、ここを変えて、武器の提供以外はできるようになつた。それから、これまできなかつた戦闘機も、作戦行動に発進準備中の航空機に対する給油や整備もできるようになる。しかし、可能になったのはそれだけではありません。

防衛省に聞きます。テロ特措法では、物品の輸送には、外国の領域における武器弾薬の陸上輸送は含まれないとしていた。間違いないですね。

○國務大臣(中谷元君) 御指摘のとおりでございました。

○小池晃君 イラク特措法では、法律上の規定はありませんが、実施要領において、物品の輸送に関しては、武器弾薬の輸送を行わないとされています。間違いないですね。

○國務大臣(中谷元君) そのとおりでございません。

○小池晃君 しかし、実際には運んでいたわけあります。

しかし、法律上は、したがつて、これらの特措法と比べれば、陸上であれどこであれ、米軍など他国軍隊の武器を輸送できるようになる点も変わることになります。

○國務大臣(中谷元君) 現に戦闘行為が行われている現場では実施しないということになつております。

○小池晃君 資料をお示しをしております。先ほどの海上自衛隊資料の別のページであります。これは重要な影響事態と国際平和共同対処事態の際の実際の運用を踏まえたイメージ図であります。

○國務大臣(中谷元君) これを見ますと、米軍のヘリが敵潜水艦を探知する。で、追加部隊が投入をされる。で、敵潜水艦を攻撃した後、米軍ヘリが海上自衛隊のDDH、ヘリ空母に着艦して燃料補給を行う。

法律が成立して、発進準備中の航空機に対する給油活動が可能になつたらば、大臣、こういう活動が可能になるという理解でよろしいですね。

○國務大臣(中谷元君) 揭示されている資料に付
きましては、日米共同による対潜水艦作戦における後方支援の一つをイメージとして表したものと考えられます。この資料の中では、作戦行動のために発進準備中の米軍のヘリに対して給油、整備を行う海上自衛隊の護衛艦、これは魚雷等の攻撃を受けない安全な場所で活動を行うことを示しております。自衛隊が支援活動を行際に安全な場所において行うことが大前提であることと、魚雷の射程まで書いてあります。魚雷の射程という側面から示したものでございます。

○小池晃君 戰闘現場でやらないということは、魚雷の射程の外であればやつていいということですね。

○國務大臣(中谷元君) この図は、そういうた意味におきまして、魚雷等の攻撃を受けない安全な場所で活動を行うとすることを示したものでございます。

○小池晃君 これ、重大じゃないですか。こんなことも今まで一切示されていないですよ。魚雷の射程外だったらこんなことまでやつていいんだと。

大臣、追加で聞きますが、それでは、この図に更に付け加えて、海上自衛隊が、これで着艦してDDHで燃料補給しますよね。この米軍ヘリがまた飛び立つてこの敵潜水艦に対する武力攻撃を行ふ、それも可能なんですね。

○國務大臣(中谷元君) これは、現に戰闘行為が行われているかどうか、そういうた現場では実施をしないということです。

○小池晃君 いや、魚雷の射程の外だった何でもできるんだと、米軍のヘリが、攻撃したヘリが給油で自衛隊のヘリ空母に戻ってくる、そこで給油をする、整備をする、それがまた飛び立つて攻撃をする、また戻ってくる、これができるんですね。これはできるということですね。

もう一回確認します。それが魚雷の射程の外であれば可能だというのが今度の法案だということですね。はつきり答えて。

○國務大臣(中谷元君) 現実には、法律で、防衛官が円滑かつ安全に活動を実施する区域を示すということです。そして、そこの範囲等につきましては、現に戦闘行為が行われている現場に加えまして、期間中において戦闘行為が起こる見込みがない現場、こういうことを指定をして安全を確保するということです。

○小池晃君 今度の法律ではそれができるんですねということをイエスかノーで答えていただきたいたい。今の前提で、できるということですよねと確認します。

○國務大臣(中谷元君) 先ほどお話をした安全を確保できる地域においてしか実施ができないということです。

○小池晃君 できるということですよ。安全を確保する地域というのは、魚雷の射程の外だったらいいということですよ。こんな状況でもう一切やると。自衛隊のヘリ空母で給油、整備された戦闘ヘリがヘリ空母から飛び立つて攻撃を行つて、また戻ってきて給油する。

総理、今のやり取り聞いていただいたと思うけど、これ、誰がどう見たって完全に米軍と一緒になった武力行使じゃないですか。これが世界から見て、これが世界から見て別のものだつてなりますか。もう外国から見て、これは一緒になつて、米軍と一緒になつて自衛隊が戦争をやつているというふうにしか見えない。これは世界中の誰が見たつて、日本国民が見たつて、この構図の中で自衛隊がやれば、これは一緒に戦争している、そういうことになるじゃないですか。一体となつて、まさに一体となつて武力行使をしているといふふうになるんじゃないですか。どうですか、総理。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まず前提として、重要影響事態、我が国に極めて重要な影響のある事態が発生したと、そのままではまさに我が国に対して大変大きな重大、深刻な影響があるといふ、そういう事態、そしてまた、あるいは国際平和協力法において国連決議等々がある場合に後方支援をするわけでございます。そういう前提の下に、

我が国の平和を守る、あるいは世界の平和を構築をしていく、守つていただくために行う活動に対しても自衛隊が後方支援を行つ。

そして、一体化しないというのは、まさにこれでは憲法の要請がありますが、この一体化しないといふ中においての後方支援でございますが、実際に実施していく上においては、まさに戦闘現場とならない地域を実施区域に厳格に指定をしていくということになるわけでございます。

○小池晃君 いや、これね、自衛隊がこういうふうなとをやると、イメージだと出してきているもの、それで、しかも、今總理はそういう活動を否定されませんでした。結局、魚雷の射程の外であればやれるということですよ。

で、私が聞いていることに全く答えていない。こういうことをやれば、これは米軍の武力行使と一体だと誰が見たって思うでしょうと私聞いているんです。イエスかノーかで答えてください。

○内閣總理大臣(安倍晋三君) まず、魚雷の射程の外であればできると、魚雷の射程の外であれどもできるということではなくて、魚雷の射程の外であれどもできるということではなくて、実際に戦闘現場でないところで行うことになります。そこで、まさに我々は、一体化しないということを私は先ほどから申し上げているとおりでございます。そこで実施区域を定めるわけでござります。そこで、まさに我々は、一体化しないという考え方の下に、一体化しないという考え方の下にこの後方支援活動を行うわけでございます。

○小池晃君 我々がどう考えているかというあなたの方の理屈を聞いているんじやない。あなた方がこれは一体化していないと言ふんでしよう。世界の誰が見たつて、これ一体じゃないですか。そういうふうに見られるでしようと私は率直にそう聞いているんですよ。世界はそう見るでしよう、どう考えたつてこれは米国と――ちょっと、いろいろ耳打ちしないでくださいよ、私は、当たり前総理の感覚を聞いているんですよ。これは、世界中の誰が見たつて一体としてやつてあるというところになるじやないですかと聞いている。答えてく

ださい。はつきり答えていただきたい。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) だから、先ほど答弁しているように、これは、我が国としてはまさにこれは一体化しないと判断をしているわけでござりますし、我々も、国際社会に対しましては、我々が行い得る活動は後方支援に限られ、そしてそれは武力行使と一体化しないものに限られる、これは憲法上の要請であるということは、これは説明をしているわけでございます。

○小池晃君 これ全く駄目ですね。これ駄目ですよ。こんな、米軍のヘリが敵潜水艦を攻撃して、それが海上自衛隊のヘリ空母に戻つて着艦して給油して、そしてそれが戻つてまた攻撃をする、これを繰り返す。これ、世界がどう見るか。もう誰が見たって、これは一体としての行動ですよ。敵国からすれば、これは明らかに交戦国ですよ、日本は。そういうことになりますよ、これは。そういうことも認めようとしたし。

私は、これ本当に危険だということが今日の議論を通じてはつきりしてきたというふうに思いました。戦闘地域での兵たんは、武器の輸送、弾薬の提供、戦闘作戦行動への発進準備中の航空機の給油、整備、これはもう明らかに他国の武力行使と一体の活動、若しくは武力行使そのものであるということがはつきりしたというふうに思います。それを地理的限定なく地球の裏側まで行って行う、明白な憲法違反であるということを申し上げたい。

ちょっと切りのいいところで、午後は兵たんの危険性について議論させていただきたいというふうに思います。

○委員長(鴻池祥肇君) 午前の質疑はこの程度でとどめます。

午後一時まで休憩といたします。

午前十一時五十二分休憩

国際社会の平和安全法制に関する特別委員会を開いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

本日、大塚耕平君及び西田実仁君が委員を辞任され、その補欠として加藤敏幸君及び矢倉克夫君が選任されました。

○委員長(鴻池祥肇君) 休憩前に引き続き、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

午前中に引き続いて質疑をさせていただきま

す。午前中の質疑では、戦闘地域で行われる自衛隊の兵たんが米軍などの武力行使と一体不可分の活動である、あるいは武力の行使そのものに当たる、憲法違反であるということを指摘をいたしました。

午後は、こうした兵たんがいかに危険な実態を伴うものであるか、このことに絞つて議論をしたいと思います。

アメリカ海兵隊の海兵隊教本、この兵たんの部分には、なぜ兵たんが危険なのか、その理由が詳しく書かれております。

巨大な距離、短い対応時間に対応しなければなら

ず、兵たんはほかの機能以上に、常套手段、計算さらに予測を用いる、これらの活動の全ては、予想外の出来事、我々の間違いあるいは敵の行動によって容易に影響され妨害される、その結論として、兵たんの部隊、設備、施設は、単なる攻撃対象ではなく、軍事行動の格好の標的であることを認識することが重要であると、こう書かれているんですね。

つまり、兵たんというのは、これは大量の物資

を計画的に届けるわけですよ、計画的に前もって、事前に周到に計画を立てて。そうしなければいけないから、もう事前に綿密な計画を立てなければいけない。だから、今の対テロ戦争のような突然の攻撃に大変弱いんだということなんですね。これは最近の、アメリカ海兵隊が二〇一〇年に発表したエネルギー戦略と実施計画、この中にも、コ

ンボイ、輸送車隊は伝統的戦闘や非対称の攻撃、いわゆるテロ攻撃ですよ、脆弱で攻撃目標になるとしております。

総理は、この兵たん問題、この間、国会での答

弁で兵たんは重要であるというふうに繰り返されています。重要な点であるからこそ安全確保しなければいけないんだと答弁されています。しかし、ア

メリカのこの海兵隊の文書を見ても、兵たんは軍事行動の格好の標的であるし、特に昨今の対テロ戦争のような相手が無秩序に突然の攻撃を仕掛けてくる、こういう攻撃には最も弱いものだと。そ

いいただきたい。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先般も答弁をした

ことがございますが、軍事技術が発達した今日においては、部隊は食料や物資の供給がなければ、

いや、今日においても、部隊は食料や物資の供給がなければ活動はでき

ず、後方支援は不可欠であります。また、補給を受けている間は攻撃に対して極めて脆弱な状態に

あるため、現に戦闘行為が行われているような状況の下では有効な後方支援を行うことは困難であ

ります。

このため、軍事技術の発達した現代においても、

後方支援に際しては、危険を回避して安全を確保することは当然であり、合理性のあることであり

ます。これは同時に、後方支援を十全に行うため

にも必要なことでございます。今日においても実際このような形で後方支援が行われております

し、十分な情報収集を行うことによつて、安全を

確保した上で後方支援を行うことは可能であります。

○小池晃君 いや、安全確保するのは当然でしょ

うが。それ書いてあるからといって大丈夫だとい

う議論というのは成り立たないです。私が言つ

てることに全く答えていないじゃないですか。

一般的な攻撃じゃなくて、今の対テロ戦争という

のは、いつ何どき本当に攻撃が起くるか分からな

いような実態の中でやっている。だから、最も弱

いんだと、脆弱なんだと言つていいわけですよ。

いいただきたい。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先般も答弁をした

ことがございますが、軍事技術が発達した今日においては、部隊は食料や物資の供給がなければ、

いや、今日においても、部隊は食料や物資の供給がなければ活動はでき

ず、後方支援は不可欠であります。また、補給を受けている間は攻撃に対して極めて脆弱な状態に

あるため、現に戦闘行為が行われているような状況の下では有効な後方支援を行うことは困難であ

ります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、小池委員の御

質問に答えますが、確かにこれ軍事技術は発達を

しておますが、同時に、これは攻撃能力だけ

ではなくて、情報収集能力も大幅に向上しているの

も事実であります。情報部の分析や評価の技術

も発展しております。衛星等からの情報を取り集め、それを分析をしていくシグント等のまた別途能力

も向上しているわけであります。したがって、

十分な情報収集を行うことによつて安全を確保

した上で後方支援を行うことは可能である。他方、

安全が確保されない限り、自衛隊による後方支援

を行なうことはないわけであります。

○小池晃君 中谷大臣、陸自教範に今議論してい

る法案に基づくものが書いてあつたら大問題じゃ

ないです。書いてあるわけがないんですよ。何

を言つてあるんですか。ばかな答弁しないでいた

だきたい。

それから、総理の答弁は、やつぱり実態を全く

私は分かつていないと、いうか、対テロ戦争の現場

の実態に目を背けた議論だつうふうに言わざる

を得ないと思うんですね。私は、今日は実態に即

して議論をしたいというふうに思つてます。

アメリカの陸軍の環境政策研究所がまとめたレ

ポートがございます。これによりますと、これは

二〇〇三年から二〇〇七年までの間にイラクとア

フガニスタンでの補給任務での死傷者数、これ見

ますと、陸軍だけで、イラクで二千八百五十八人、アフガンで百八十八人に達しております。補給物資の五〇%は燃料、二〇%が水、その他三〇%。アフガンで、パネルにしましたが、〇七年度だけですが、輸送回数、燃料は八百九十七回、水は四百三十八回です。その八百九十七回の輸送のうち死傷者が三十八人出ています。実に二十四回に一人の割合で死傷者が出ているわけです。水と燃料の輸送でこれだけの被害が出ている、これが戦場の実態なんですよ。

大臣、このレポートでは、イラクとアフガンにおける補給任務での死傷者数は深刻であると、米陸軍の死傷者の一〇%から一二%であると、その大多数は燃料と水の輸送に関係しているというわけです。

総理、これが実態なんです。このレポートの書き出し、最初の一文は何と書いてあるかといふと、戦場での燃料、水の補給は命懸け。兵たんがどれほど危険かを示すレポートだと私は思うんですね。対テロ戦争の現場では兵たんほど狙われやすい、こういう実態があるということを総理はお認めにならないんですね。

私が聞いているのは、いや大丈夫です大丈夫ですって、こういう危険があるということを、これは当のやつぱりアメリカの陸軍あるいは海兵隊、そこがはつきり言っている。それなのに、そのことをお答えにならないのは極めて不誠実ですよ。それを自衛隊員にやらせようとしているときに、そのことを明白に言わない。こんな無責任な態度ないですよ。はつきり答えていただきたい。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) アフガンにおける活動についてのお話でございますが、我が国はアフガンに部隊を送っているわけではございませんので、諸外国が実施した諸活動や派遣に係る制約や法律上の規定を受けて、今現在戦闘行為が行

ますと、陸軍だけで、イラクで二千八百五十八人、アフガンで百八十八人に達しております。補給物資の五〇%は燃料、二〇%が水、その他三〇%。アフガンで、パネルにしましたが、〇七年度だけですが、輸送回数、燃料は八百九十七回、水は四百三十八回です。その八百九十七回の輸送のうち死傷者が三十八人出ています。実に二十四回に一人の割合で死傷者が出ているわけです。水と燃料の輸送でこれだけの被害が出ている、これが戦場の実態なんですよ。

大臣、このレポートでは、イラクとアフガンにおける補給任務での死傷者数は深刻であると、米陸軍の死傷者の一〇%から一二%であると、その大多数は燃料と水の輸送に関係しているというわけです。

総理、これが実態なんです。このレポートの書き出し、最初の一文は何と書いてあるかといふと、戦場での燃料、水の補給は命懸け。兵たんがどれほど危険かを示すレポートだと私は思うんですね。対テロ戦争の現場では兵たんほど狙われやすい、こういう実態があるということを総理はお認めにならないんですね。

私が聞いているのは、いや大丈夫です大丈夫ですって、こういう危険があるということを、これは当のやつぱりアメリカの陸軍あるいは海兵隊、そこがはつきり言っている。それなのに、そのことをお答えにならないのは極めて不誠実ですよ。それを自衛隊員にやらせようとしているときに、そのことを明白に言わない。こんな無責任な態度ないですよ。はつきり答えていただきたい。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) アフガンにおける活動についてのお話でございますが、我が国はアフガンに部隊を送っているわけではございませんので、諸外国が実施した諸活動や派遣に係る制約や法律上の規定を受けて、今現在戦闘行為が行

われていないというだけではなくて、自衛隊の部隊等が現実に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定しまして、最初把握していないところについては把握をしておりませんから、他の部隊がどのような行動の基準を持つているか、我が国は明確に憲法九条の制約がある上においての法律のつどつて活動するということは申しあげておきたいと思いますので、よって、一ヶ月後に後方支援という切り口で日本と諸外国を比較することはできないと思います。

○小池晃君 イラクとアフガンの兵たんの実態を把握していない、そんな中でそれを実際に可能にする法案を出す、こんな無責任な話ないです。

しかも、今、兵たんについて、自衛隊が現実に活動を行う期間について戦闘行為がないと見込まれる場所を実施区域に指定すると、そうおっしゃいました。条文のどこに書いてあるんですか。言つてください。

総理が言つたことですよ、総理が言つたことですから、総理、答えてください。

○國務大臣(中谷元君) 条文につきましては、実施区域を指定する際に、防衛大臣は、現に戦闘行為が行われておらず、活動の期間に戦闘行為が行われる見込みがないということで、円滑かつ安全に実施できる区域を指定するというふうに記述をされております。

○小池晃君 法律の何条に書いてあるんですか。

今言つたことは何条に書いてあるんですか。

○國務大臣(中谷元君) 七条三におきまして、防衛大臣は、部隊による活動が円滑かつ安全に実施することができるよう実施区域を指定すると規定をいたしております。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こして。

○國務大臣(中谷元君) 七条三におきまして、防衛大臣は、部隊による活動が円滑かつ安全に実施することができるよう実施区域を指定すると規定をいたしました。それを分析したのがこのパネルであります。

アフガン戦争では、カナダ軍の犠牲者は百五十八人、そこから事故や自殺などいわゆる非敵対的な理由による死亡を除くと百三十一名、そのうち、IEDそれから自爆による死者が百五人で八〇%です。五十四人が死亡したドイツでも、事故などを除く三十六人のうち、IEDや自爆攻撃などによる死者が二十二人で六一%です。四十三人が死亡したデンマーク軍でも同様にIEDなどによる死者が六八%、四十八人が亡くなつたイタリア軍

われていないというだけではなくて、自衛隊の部隊等が現実に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定しまして、最初把握していないところについては把握をしておりませんから、他の部隊がどのような行動の基準を持つているか、我が国は明確に憲法九条の制約がある上においての法律のつどつて活動するということは申しあげておきたいと思いますので、よって、一ヶ月後に後方支援という切り口で日本と諸外国を比較することはできないと思います。

これは、法律上、防衛大臣に対して安全に活動できる場所を指定することを義務付けるということとでございまして、これは今現在戦闘行為が行われていないというだけではなくて、部隊等が現実に活動を終えるまでの間、戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定することは、円滑かつ安全に活動を実施する上で当然のことですござります。

○小池晃君 私が聞いたのは、自衛隊が現実に活動を行う期間について戦闘行為がないと見込まれる場所という言葉がどこに書いてあるのかと聞いたんです。法律にはそんなことは一言も書いていないんじゃないですか。書いていないと、いうことを認めてしまい。イエスかノーカ。

○國務大臣(中谷元君) この点の記述は、先ほどお話ししました七条の二、防衛大臣は、円滑かつ安全に実施することができるよう協力支援活動を実施する区域を指定するものとするということです。安全な地域ということをございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こして。

○國務大臣(中谷元君) 七条三におきまして、防衛大臣は、部隊による活動が円滑かつ安全に実施することができるよう実施区域を指定すると規定をいたしました。それを分析したのがこのパネルであります。

アフガン戦争では、カナダ軍の犠牲者は百五十八人、そこから事故や自殺などいわゆる非敵対的な理由による死亡を除くと百三十一名、そのうち、IEDそれから自爆による死者が百五人で八〇%です。五十四人が死亡したドイツでも、事故などを除く三十六人のうち、IEDや自爆攻撃などによる死者が二十二人で六一%です。四十三人が死亡したデンマーク軍でも同様にIEDなどによる死者が六八%、四十八人が亡くなつたイタリア軍

によりまして、防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該協力支援活動を実施する区域、これを指定するものといったところにあります。

これは、法律上、防衛大臣に対して安全に活動できる場所を指定することを義務付けるということとでございまして、これは今現在戦闘行為が行われていないというだけではなくて、部隊等が現実に活動を終えるまでの間、戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定することは、円滑かつ安全に活動を実施する上で当然のことですござります。

○國務大臣(中谷元君) このIEDというの、道路の横に仕掛けられた爆薬等であります。自衛隊は、非戦闘地域、すなわち戦闘行為が行われるおらず、活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域で安全に細心の注意を払いつつ活動を行いまして、一人の犠牲者、これが出ていないと、いうことでござります。

○小池晃君 聞いていないことを答えないとください。

○國務大臣(中谷元君) この点の記述は、先ほどお話ししました七条の二、防衛大臣は、円滑かつ安全に実施することができるよう協力支援活動を実施する区域を指定するものとするということです。安全な地域ということをございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こして。

○國務大臣(中谷元君) 七条三におきまして、防衛大臣は、部隊による活動が円滑かつ安全に実施することができるよう実施区域を指定すると規定をいたしました。それを分析したのがこのパネルであります。

アフガン戦争では、カナダ軍の犠牲者は百五十八人、そこから事故や自殺などいわゆる非敵対的な理由による死亡を除くと百三十一名、そのうち、IEDそれから自爆による死者が百五人で八〇%です。五十四人が死亡したドイツでも、事故などを除く三十六人のうち、IEDや自爆攻撃などによる死者が二十二人で六一%です。四十三人が死亡したデンマーク軍でも同様にIEDなどによる死者が六八%、四十八人が亡くなつたイタリア軍

では七五%に上ります。対テロ戦争の現場というのは、銃撃戦などによる戦闘による犠牲者はもちろんいらっしゃいます。

今もおっしゃいました、現にサマワでもIED

を見たという話ですよ。あのイラク復興支援活動行動史の墨塗り部分にも、IED攻撃があつたことが書かれているわけです。だから、非戦闘地域であつてもそういうことはあつたわけですよ。

まさに、戦闘が今まさに行われている現場でなくとも、例えばトラックで物資を運んでいるときに突然IEDで吹き飛ばされると。あらゆる場所が一瞬にして戦闘現場になる、これが今の対テロ戦争の現場の実態じゃないですか。総理はそういう認識はないんですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 確かに、先ほど大臣からも答弁をいたしましたように、イラクにおいても、IED、これは簡易爆発物であります。この簡易爆発物や自爆テロによつて諸外国には犠牲者が出ていたものと承知をしておりますが、我が国はこれは一人の犠牲者も出でおらず、これは我が国による安全確保の仕組みは十分に有効であつたと、こう考へておられるわけがありますが。そして、先ほど大臣が答弁をいたしましたように、この法案の中には、円滑かつ安全に活動できるという要件が書かれているわけあります。これを政府として、この安全かつ円滑にとどくことについての、これは政府として解釈する中において、部隊が現実に活動を終えるまでの間、戦闘行為を発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定するということを申し上げているわけあります。当然そのように運用をしていくわけであります。

○小池晃君 だから、法律にじや何で書かなかつたんですか。法律に書いていないことをここで幾ら言われても、これは国会の議論に堪え得るものではありません。

しかも、今あつたように、これは実態としては、

だからイラクではそれはなかつたとおっしゃる。それを変えようとしているんじゃないですか。今、非戦闘地域

であります。

しかし、こういう実態、一瞬にして戦闘現場になつてしまふような対テロ戦争の兵たんで、安全な場所で行うから大丈夫だという議論など成り立つはずがないではありませんか。イラクでは犠牲者は出なかつた、それで今度は大丈夫だと何で言えるんですか。それを拡大しようというのが今度の法案じゃないですか。

こういう認識は総理ではないんですね。そういう危険性を自衛隊員に与えることになる、今度の法案は、イラクのサマワではなく更に拡大する。その危険性の認識はなんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、小池委員も、イラクにおいては自衛隊においてIED、簡易爆

発物や自爆テロ等について犠牲者が出なかつたと

いうことをお認めになつた。それは非戦闘地域と

第一に、無辜の市民の甚大な犠牲であります。

私は、あのアフガンの空爆が始まつた二〇〇一年の十一月にアフガンの国境近くのクエッタ、パキスタンのクエッタの病院まで行つて、クラスター爆弾によつて非常に被害を受けたたくさんの

負傷者を見てまいりました。体中に爆弾の破片が刺さつた母親、頭蓋内に爆弾の破片が飛び込んでいる乳児、もう本当に痛ましい光景で、今も忘れられません。

国連がアフガニスタンの戦争で犠牲になつた民間人の数を発表するようになつたのは二〇〇七年以降であります。この二〇〇七年以降、二〇一四年の末まで二万一千四百十五人、今年に入つて四ヶ月でも九百七十八人、今でも市民の犠牲は続

いております。

それから第二に、報復戦争が憎しみを呼んで新

たなテロを世界中に拡散したわけですよ。

外務省にお聞きをしますが、世界でのテロ戦争

による死者数を二〇〇〇年と直近の二〇一四年で示しをいただきたい。お願いします。

○政府参考人(平松賢司君) お答えいたします。アメリカ国務省が国別のテロリズム報告書において引用しておりますメリーランド大学のテロ及

びテロ対応研究コンソーシアムというものが作成した資料がございます。そのデータベースによりますと、二〇〇〇年の全世界のテロ事件における死者数は四千四百二十二名でございます。二〇一四年の全世界のテロ事件による死者数は四万三千五百十二名でございます。

○小池晃君 テロによる死者数はアフガン報復戦争以来十倍になつてゐるわけですよ。発生件数も見てみると、千八百十四件から一万六千八百八件、激増しているわけです。その多くがアフガン、パキスタン、イラク、ナイジエリア、そしてシリア。

総理、テロに対する報復戦争、対テロ戦争、これ世界に何をもたらしたのか。報復戦争は憎しみを生んで更なるテロを生む。まさにテロの拡大再生产という、そういう状況を生み出したんじゃないでしょ。それが私はアフガン報復戦争の拡として必要だとと思う。総理はそういう認識ないです。報復戦争がテロを世界中に広げた、そういう認識はありませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) テロというのはまさに過激主義の中から発生してきている、近年のテロについては過激主義の中から発生をしてきているわけでございます。こうしたテロに対する国際社会は協力して闘つていろいろいう決意をテロ

発生以来我々は示しておるわけですが、しかし、その中において、同時に、アフガニスタンをテロリストがばつこする地域からしっかりと成功した国にするために国際社会は協力をしてきましたが、そうした実際の実態の経験を基に、実際に活動する期間と場所について、そのように指

定した方がこれは現実的だという観点から今回は整理をし直したということでござります。実際に活動する期間と場所について、そのように指

○小池晃君 私は、九・一のときにカナダにおりまして、九・一の日にカナダから日本に帰国する途中だったんです。飛行機がダイバートしたんです。本当に恐ろしい思いをしましたよ。

テロは許さない、それは当然ですよ。しかし、この報復戦争、今いろいろとおつしやつたけれども、国連安保理決議は武力行使を容認しております。

最初の答弁あつたように、今回は国際平和支援法に基づいて活動するんだと、同じような事態になれば。しかも、今回の法案では、洋上の補給活動にどまらず、戦闘作戦行動に発進準備中の米軍戦闘機に対する給油も整備もできるようになる、それは午前中に議論しました。それらに加えて、PKO法の改定によって危険な治安維持活動にも参加できるようになるわけです。武器使用権限も大幅に拡大するわけです。

アフガンのRSU任務への参加について、参議院本会議で総理は、検討していないと答えたのみで、将来の参加について否定していない。今度の法案が成立すれば、アメリカは現在も続いているこのアフガン戦争に支援を求めてくることは間違いないだろうと。それに対してこの法案は、まさにそうした要求に切れ目なく応えることができるものになっている。集団的自衛権行使容認によつて、今まで辛うじて存在していた歯止めをことごとく取り去つたからであります。現実に今も続いている戦場に、従来よりも格段に危険な形で日本の自衛隊の若者が入っていく。これが本法案によつてもたらされる当面の最大の現実的な可能性であり、危険性だと。

総理は、イラク戦争、湾岸戦争のような戦争に武力行使を目的として参加することはないと言うが、一たびこんな活動に自衛隊が入つていけば海外での武力行使に道を開いていくことは明白であります。明らかな憲法違反だ。憲法違反の戦争法案は廢案にするしかない。断固廃案だ。そのことを申し上げて、質問を終わります。

○松田公太君 日本を元気にする会・無所属会の

松田公太です。

本日は初回ということになりますし、時間が三十分ちょっとしかありませんので、法案の中身詳細についてはまた後日お聞きしたいと思いますが、本日は、総理の基本的な姿勢、考え方、ここについてお伺いをしていただきたいと、このように思っております。

これはかねてから申し上げていることですし、また先月の決算委員会でこれ安倍総理にもお聞きしましたことなんですが、明確にそのときお答えいただけなかったのでもう一度お聞きしたいというふうに思つておりますけれども、今回のこの法案の国民の理解がなかなか進まない最大の原因の一つが、総理がやはりこの国を果たしてどのようにしていきたいと思つてているかというビジョンの部分、これがしっかりと伝わっていないというところだと思います。

ですから、例えば、百年後、五十年後を考えてみると私は言いませんけれども、三十年後の日本、ちょうど戦後百年となるわけですから、そのときの日本はこういう国にたい、こういう国にいるべきだというふうに思つて、その部分をやはり明確にお伝えいたくことが、国民、なぜうした要求に切れ目なく応えることができるものになつてゐる。集団的自衛権行使容認によつて、今まで辛うじて存在していた歯止めをことごとく取り去つたからであります。現実に今も続いている戦場に、従来よりも格段に危険な形で日本の自衛隊の若者が入っていく。これが本法案によつてもたらされる当面の最大の現実的な可能性であり、危険性だと。

総理は、イラク戦争、湾岸戦争のような戦争に武力行使を目的として参加することはないと言うが、一たびこんな活動に自衛隊が入つていけば海外での武力行使に道を開いていくことは明白であります。明らかな憲法違反だ。憲法違反の戦争法案は廢案にするしかない。断固廃案だ。そのことを申し上げて、質問を終わります。

○松田公太君 日本を元気にする会・無所属会の

とができました、国際的な信頼も得ることができます

た、その上に立つて、その信頼を基礎として、世界がより良い世界となるために日本は更に貢献をしていく國でなければならないということをございます。

○松田公太君 非常に簡潔であつたんですが、信頼、この部分を、今まで得るに達したわけですか

のかもしれませんけれども、この法案は、私、逆にその信頼を失つてしまふきっかけにもなるんでないかなというふうに、こう思うわけですね。

私は、私のビジョンで恐縮ですけれども、日本はアジアでリーダーシップを取つていく、そういう国をしっかりと目指していくべきだというふうに思つてゐるわけです。ただ、それは総理の考えている方向性とちょっと違うかもしれません。總理ももちろんアジアでのリーダーシップをといふことは常におつしやつていますので、そのことは

この法案が必要なんだというその目的に対しても、やはり明確にお伝えいたくことが、そこが見えてくる一つのきっかけにもなるんじやないかななどいふふうに、こう思うわけです。

私は、やはりアジアという地域はこれから経済成長のポテンシャルも非常に高いわけですし、その中でのリーダーシップを取つていく、それは、人道的支援や国際協力、そしてまた外交活動、また、個別の自衛権、これを更に拡充していく、集団的自衛権、これに関しては間違つても地球の裏側に行くところ、そういうところまでは考へない、そういう方針で私は日本のプレゼンスを高めいくべきだと思うんですね。

ベースになるのが、やっぱり日本のその平和ブランドの力だと思ってるわけです。その平和ブランドの力、これを更に構築していく、経済的にも文化的にも各国の国民たちとともに新たな価値を創造していく、一緒に世界を切り開いていく、そのような仲間になるというのが私はこの日本のビジョンであるべきだというふうに思つてゐるわけです。

私は、海外生活が非常に長いですけれども、アフリカ、アメリカで育つて、自分で会社をつく

てからはシンガポールにも数年間滞在したこと

あるんですね。そのシンガポールを拠点にしましてアジアの国々をずっと回つていただけですけれども、私が例えればインド、パキスタン、中東の国々を訪問する、その際に、例えればパキスタンに入国するときに自分自身が危機感を覚えたり、心配だなと思ひながら入国をしたことはほとんどないわ

けです。

それに対して、例えばそいつたパキスタンの国々の人たちと一緒にビジネスを交渉する、当時は、実は私、アメリカの二番目に大きなサンドイッチエーンのアジアパシフィッククリエーションの社長もちょっとしていたんですけど、アメリカのパートナーたちは、いや、過激派がいて、いつ自分が誘拐されてしまうかもしれない、拉致されれるかもしれない、そういうおそれがある国にはなかなか心配で行けないと、こういうふうに言われてしまうわけです。

そのとき私は仕方なく何をしたかというと、ドバイを集合地点にしまして、アメリカからドバイに来ていただきて、私もシンガポールからドバイに行つて、パキスタン・カラチのパートナーにはドバイに来ていただきてそこで交渉したと。ただ、そういう感じではなくかやつぱり商談もつまくなつてしまつたんです。

日本人が、一部の国を除いては、世界中のほとんどの国もターゲットになるようなことを心配せずに人国できる、またビジネスを開拓できる、そして文化の交流もできる、これがまさしく私は平和ブランドの力だと、このように思つてゐるわけです。日本が戦後七十年間こつこつと樂いてきた、それが私は日本の宝だらうなどいうふうに、こう考へてゐるわけですね。

これを私は崩さずに、日本は民間の力、経済の力、文化の力でアジアのリーダーとなつていく、

こうあるべきだと思ふんですが、総理はいかがで
しょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど答弁いたし
ましたように、日本はこの七十年、ひたすら平和
国家としての道を歩んでまいりました。同時に、
世界の平和の構築のためにも努力をしたわけでござ
ります。

かつて、PKO法において自衛隊をカンボジア
に派遣するかどうか大変な議論になつたわけでござ
りますし、大変な反対もあつたわけですが、しかし、あのとき我々が決断したことによつ
て、先般日本に来日をされたファン・セン首相がこ
う言つておきましたが、まさにあのとき日本も賛
成をしてくれたPKOの力によつて、今カンボジ
アはPKOを出す側に回ることができた、世界の
平和構築に図る側になつたと。スークンにおいて
彼らは医療活動を行つてゐるわけでございます。
そこで、今般この我々の審議をしている法律が通
過をすれば、日本のPKO部隊と自分たちのPK
O部隊がより強固に連携することになるのではないかと期待をしてゐると、そういう話もあつた
私は、五十四か国、今まで訪問をいたしました。
先般も日・メコンの会議もございました。そのほ
とんどの国々から、日本が進めている国際協調主
義の下の積極的平和主義、そして今回の法改正に
ついて理解をいただき、また支持もいただいてい
る、このように確信をしているところでございます。

また、もちろん今、松田委員が指摘されたよ
うな日本のブランドというのが事実でありますから、この日本の言わばソフトパワーとい
うことも大切にしていきたいと、このように考え
ております。

○松田公太君 今、安倍総理からカンボジアPK
Oの話等ございましたが、私も、PKOの協力法、
ここに關してはもっと徹底的に拡充してもいいん
じやないかというふうに思つてゐるんです。でも、
今回の法案は、まあ説明するまでもありませんが、

そこが主ではございませんよね。ですから、話は
私、違つてくると思つていますし、総理も各国に
行つていろんな方々とお話をされて日本の立場を
説明して、それについて賛同していただけるとい
うこともあるかもしませんが、私自身も非常に

多くのビジネスパートナー、アジアにもいるわけ
でして、そういう方々とお話をすると、逆のこ
とをおつしやる方も実際はいるんですね。ですか
ら、こういつた法案というのは、大きなまた外交
交渉に見なくちゃいけないんだろうというふ
うに思うわけです。

その上で、先ほども言いました国際協力法の部
分であつたり、集団的自衛権、存立危機事態の法
案であつたり、こういつたものがミックスになつ
てしまつてゐるという話で、次の質問に入りたい
ふうに思つてゐるわけですね。でも、はつきり
言つて、国民党は残念ながらまだ理解できてい
ないという方が現状なんですね。私を含めたここに
おられる国会議員も、正直その審議を聞いていて
細かい話のやり取りを聞いてるとなんだら混戻
してしまつて、何かよく訳分からなくななどとい
くこと最後なつてしまつてゐる方も多いんじゃない
かなというふうに正直思つております。それはそ
ううだと思ひますね。失礼ですけれども回りくどい
説明が非常に多いですし、総理と閣僚の答弁が
違つたり、また法制局長官の答弁も食い違つたり
する、また理解が違つていてたりといふことが明る
みに出るわけですから、ますます、国会議員だけ
じゃなくて、国民党も混乱してしまつていうことだ
と思うんですが。

やっぱり、そのような混乱を招いてしまつてい
る理由の一つが、この二つの法案というのが、実
は一つの新法と十の法案の改正によつて成り立つ
ているということにあるんではないかなというふ
うに思つてゐるんですね。

百十六時間審議されたと先ほど話しましたが、

その十一の法案で割つていつたら、一つの法案当
たり十時間ぐらいでしかないわけですよ。これだ
け重要な法案に対してやつぱり十時間というの
は、私は少ない方じゃないかなというふうに思つ
うこともあるかもしませんが、私自身も非常に

石混交にしてしまうと、より難解さがこれ増すの
は当たり前のことだと思います。場合によつ
ては、皆さん、総理も含め、もししかしたら国民の
理解が進む前にこの法案を通してしまおうなんと
いう、多少そういう助平心もあつたのかもしれません
けれども。

本当に、この法案、一つ一つ読み解いていくの
も難しいものなんです。それを十個もくつつける
改正、本当に分かりにくくなつてしまつ。別々に
していただければ、我が党も含めて、ほかの私、
実は会派の方々ともお話しするんですが、そうで
すけれども、この法案については賛成できるのに
なというのが実はあるんじやないかなというふう
にも思うわけです。

総理、この法案をやつぱり一度戻していただき
て、こればらばらにしていただきて、一つ一つに
していただきて、出し直していただくということ
はこれできないでしようか。全部、十一ばらばら
にしてしまつて、何かよく訳分からなくななどとい
くこと最後なつてしまつてゐる方も多いんじゃない
かなというふうに正直思つております。それはそ
ううだと思ひますね。失礼ですけれども回りくどい
説明が非常に多いですし、総理と閣僚の答弁が
違つたり、また法制局長官の答弁も食い違つたり
する、また理解が違つていてたりといふことが明る
みに出るわけですから、ますます、国会議員だけ
じゃなくて、国民党も混乱してしまつていうことだ
と思うんですが。

私は、繰り返しですけれども、後方支援、存立
危機事態、そして国際協力という三つぐらいには
分けられるんだろうなというふうに思つていて
ますので、是非それを最後の最後までしつかり考えて
検討していただければというふうに思つてゐます
けれども。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回、既存の十本

の法律について改正を行うということにしておりま
すが、この十本の改正の目的は、いずれも我が

国との平和と安全の確保及び国際社会の平和と安全

の確保という点に集約されることは事実であります

し、明確だと考えております。

また、法律案の条項につきましては、相互に関

連し、一つの体系を作つてゐるわけであります。

例えば、存立危機事態の新設は自衛隊法、事態対

処法、米軍行動関連措置法等の改正を伴うことか

ら、ばらばらに改定したのではなく各々の法案の相互
関係がかえつて分かれにくくなつてしまつという
点もあるわけでございまして、そこで一本の法律
案で一覧的にお示しをし、改正の適否を総合的に
判断をしていただくことが適当と判断したもので
あります。このため、政府としては、十本にば
らして出し直す、法形式を改めて再提出するとい
う考え方方はございません。

○松田公太君 一つの体系でこれはでき上がつて
いるという話ですけれども、今お話を伺いして
いるところでは、存立危機事態というところは何
となく意味が分かります。事態対処法であつたり、
米軍行動関連措置法であつたり、捕虜取扱法、
そういうものは一つにしなくてはいけないとい
うことなんじやうけれども、私、そこはそれで
一つとしてまとめたら、ほかの二つ、三つ、例え
ば国際協力法の部分は少なくとも、PKO協力法
ですね、これは別に審議できるんじやないかなと
いうふうに思いますし、今どなたかがおつしゃつ
て、丁寧にやりたいと思うのであります。事態対処法
であれば、審議を例え一括にしたとしても、採決
ぐらいはこれ別々にすることができるんじやない
かなと、こういうふうにも思うわけです。

私は、繰り返しですけれども、後方支援、存立
危機事態、そして国際協力という三つぐらいには
分けられるんだろうなというふうに思つていて
ますので、是非それを最後の最後までしつかり考えて
検討していただければというふうに思つてゐます
けれども。

ちなみに、総理は、今出されておりますこの十
一本の法案、これ略称ではなくて正式な法律名を資
料を見ないで言うことができますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 急な御指摘でござ
いますから、既存の法律でございますが、一々今
それにお答えすることはできませんが、今まさに
申し上げましたような目的においては、この十本
の改正する目的は明確であるうと、このように考
えていいるところでござります。

○松田公太君 総理大臣にちよつと恥をかかせる

のが目的ではありませんので、絶対この場で答えてくださいと、そのようには言いませんけれども、総理、正直におっしゃっていたいんですけど、これなかなかちょっと難しいと思うんですよ、この十一法案、正式な法律名を全部十一個言うというのですね。正直、私も不安です。多分、ここにいらっしゃる国会議員だってそういうじゃないかなというふうに思っています。略称は覚えているかもしれませんよ、でも正式名のことを私言つています。

しかし、戦後七十年の大転換と、こう言われるわけですし、総理が歴史のある意味その審判を将来的に受ける、そういう覚悟も込めてこの法律を出されているというふうに思いますので、一つ一つの法律名にやっぱり私は魂がこれ込められてもいいんじゃないかなというふうに思うわけです。魂を込めるんであれば、本来であれば十一の法案ぐらいはずばっとぱっとと言えてもしかるべきじゃないかなと思いますが、ただ、それやっぱり言えないような法案をこの一国会で国民眞に理解しろというのは、私はこれ難いんじゃないかなというふうに、これちょっとひどい話いやないかなというふうに思つてしまふわけです。

やっぱりこの束ね法案は、私、一旦取り下げる、中身をよく精査して、閣僚や政府参考人の皆さんと答え合わせをしつかりしていただきて、そして、その上で幾つかに分類をして提出をし直していくとあります。また、私がこれ心配することではありませんけれども、この法案に対する強引さと問題点が国民に明らかになつて、最近の安倍内閣の支持率は下がつてしまつていますよね。

確認させていただきたいんですけれども、安倍総理は今後、この支持率が二〇〇%台にならうが一〇〇%台にならうが、若しくは、例えばおじい様の岸総理のときのように、法案を通した後にすぐ退陣をしなくちゃいけない、そのような事態に追いついてきましたとしても、この国会でこの法律は通されると、そういう強いお気持ちなんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私どもが法律を提出をしているこの意味は、国民の命と平和な暮らしを守るために、我々はその責任を果たさなければならぬという考え方の下に法案を提出をさせていただいているわけでございますし、そして、まさに今こそこの法律を成立をさせなければなりません。また、この法律をこの国会で通すということだと思います。

政治家として強い信念を持つのは、これは当たり前のことですし、私自身も強い信念を持つて幾つかの政策、これは実現したいと、このように考えているわけですけれども、しかし、時折その権力者の強いその信念というものが強過ぎて危険な事態を生むかもしれないということは、これは歴史を見ても証明されているわけですね。

総理は、現在御自身がちょっととかくなになり過ぎているな、少し柔軟になって国民の声にもうちょっと耳を傾けてみようかな、若しくは野党の声にもうちょっと耳を傾けていこう、そのような姿勢をお持ちいただくことはできないのでしょうか。そう考えることはできないのかということが私の質問です。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私どもがこの法律、法制を提出する上において、例えば集団的自衛権の一部行使容認においても、一〇〇六年、第一次安倍政権ができるときに有識者の懇談会、安保法制懇を立ち上げまして、様々な御議論をいたしました。しかし、それは国際法的に極めて非常識でした。しかし、それが強引な御意見もございました。そのため、内閣はそれを踏まえ、内閣はこの議論の中には私は実行するべきだと思いますけれども、私は、あの原発事故以降、原発問題、エネルギー問題を取り組んできたわけですけれども、原発の再稼働における問題の一つは、検証がまだしっかりされていないということだというふうに思つております。国会に設置されました事故調がございましたね。事故調から出てきました提案の中に、指摘の中には私は実行するべき非常にいいものが幾つかあつたなというふうに思つておりますが、残念ながら、そういう手が付かず、再稼働が優先されて、どんどん話が進められてしまつて、いるというのが現状だと思つております。

本法案の問題も、過去の歴史をしつかりと検証しないで進めてしまつて、いるところに私は問題があると、こう感じております。

例えばその一つが、先ほどアフガンの話が出

出をしているこの意味は、国民の命と平和な暮らしを守るために、我々はその責任を果たさなければならぬという考え方の下に法案を提出をさせていただいているわけでございますし、そして、まさに今こそこの法律を成立をさせなければなりません。また、この法律をこの国会で通すということないという決意でこの法案について審議に臨んでいるところでござります。

○松田公太君 強い決意をお持ちだと、何があらうともこの法案をこの国会で通すということだと思います。

政治家として強い信念を持つのは、これは当たり前のことですし、私自身も強い信念を持つて幾つかの政策、これは実現したいと、このように考えているわけですけれども、しかし、時折その権力者の強いその信念というものが強過ぎて危険な事態を生むかもしれないということは、これは歴史を見ても証明されているわけですね。

総理は、現在御自身がちょっととかくななり過ぎているな、少し柔軟になって国民の声にもうちょっと耳を傾けてみようかな、若しくは野党の声にもうちょっと耳を傾けていこう、そのような姿勢をお持ちいただくことはできないのでしょうか。そう考えることはできないのかということが私の質問です。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 諸外国において、例えば米国、英国において検証を行つております。第三者が関与する形で行われた例もございます。検証の目的や対象、調査の手法は検証ごとに異なるものであります。そもそも、人道復興支援や後方支援のみを行つた我が国と、言わば武力行使そのものを行つたり、あるいは主体的な海外での諜報活動を行い、その諜報活動を行つた成果の分析を行つた国と言わば海外におけるそうした諜報活動は行つことはそもそもしていらない。我が国、イラク戦争においてもアフガン戦争においてもそれはそうでございますが、そうした各国と同列にこれを論することはできないんだろうと、こう思ひます。

外務省における検証は、当時の政策決定過程を検証し、もつて教訓を学び、今後の政策立案、実施に役立てるなどを目的として行つたものであります。

器がこれ見付からなかつたわけですね。それに対して、総理大臣、岸田大臣、以前の答弁を拂見させていただきましたけれども、その検証はしっかりと行われていますよというふうにおっしゃつてもらひ、そしてさらに長い間与党で議論を重ね、今回の法制に至つたわけでございます。

そういう意味におきましても、これは与党での議論も行い、そしてさらに長い間与党で議論を重ね、例えば一千万人といえどもわれゆかんということではなくて、自らかえりみておおくんばと、何回もこれは果たして大丈夫だろうかということを反省しながら、これはまさに与党でそういう議論を重ねながら今回法律を出させていただいたところでございました。この委員会におきまして、様々に参加をしてしまつたのか、米国にしつかりと省しながら、これはまさに与党でそういう議論を重ねながら今回法律を出させていただいたところでございました。午前中には、片山委員から、維新において対案を出すというお話をございました。この委員会におきまして、様々に御議論も我々は当然政府として真摯に拝聴してまいりたいと、こう思つておこなつています。

○松田公太君 国民の声、野党の声にもしつかりと耳を傾けていただけるというお話をですが、その上でお聞きしたいんですけども、少し話は変わりますけれども、私は、あの原発事故以降、原発問題、エネルギー問題を取り組んできたわけですけれども、原発の再稼働における問題の一つは、検証がまだしっかりされていないということだというふうに思つております。国会に設置されました事故調がございましたね。事故調から出てきました提案の中に、指摘の中には私は実行するべき非常にいいものが幾つかあつたなというふうに思つておりますが、残念ながら、そういう手が付かず、再稼働が優先されて、どんどん話が進められてしまつて、いるというのが現状だと思つております。

本法案の問題も、過去の歴史をしつかりと検証しないで進めてしまつて、いるところに私は問題があると、こう感じております。

例えばその一つが、先ほどアフガンの話が出

米国、英國のこれは検証もございますし、そういうものから学ばなければならない。

我々も、今後、例えば様々な後方支援活動等を行つていく上においても、そうしたことを参考にしていく、また教訓にしていくことは当然のことではないかと思います。

○松田公太君 立場が違う國々もあつたというのももちろんのことです、イギリスの、今米国の話も出ましたが、例えばイギリスでは、これは御存じのとおり、イラク戦争に関して独立の調査委員会をこれ設けて、徹底した検証が行われたわけですね。ブレア元首相も呼ばれて、意思決定に関わった関係者が八十人ぐらい呼ばれて、もうテレビ、オープンに、インターネットもオープンに全部公開された状況で事情聴取というものが行われたわけです。

事情がもしかしたらちよつと日本に近いかもしないオランダ、オランダというのは事後の協力しかしておりませんので、オランダに関しては、実は徹底した調査が行われて、國民に公開されたその調査書というのは五百ページにも及ぶんであります。ちょっと日本の四ページとは訳が違うなというふうに思うわけです。私もちらつと読ませていただきましたけれども、徹底して調査が行われている。

未来への教訓とするためには、やっぱり戦争をめぐる意思決定のプロセス、ここが私は非常に重要なふうに思つておりますので、徹底して検証して、よりオープンに私はこれを公開をしなくていいんだろうというふうに思つてゐるわけですが、総理、ここについてもう一度お聞かせいただければと思います。

○國務大臣(岸田文雄君) 検証について、各国の比較について御指摘がありました。

先ほど総理からありましたように、実際に武力行使、攻撃を行つた國と人道復興支援あるいは後方支援を行つた國、これは同列に論することはできないという部分がありますが、それに加えて、我が国において外務省が行つた検証ですが、これ

は我が國の政策決定過程について検証したものであります。

そして、四ページ、大変ページ数が少ないのであります。なぜならば、その政策決定過程において、各国と具体的などんなやり取りをしましたのか、あるいはどのような情報収集をしたのか、こういった部分もしっかりと検証いたしました。こ

れはあくまでもその主要なポイントを明らかにし

たものであります。なぜなら、なぜならば、その政策決定過

程において、各国と具体的などんなやり取りをしましたのか、あるいはどのような情報収集をしたのか、こういった部分もしっかりと検証いたしました。こ

れで、主要なポイントを明らかにしたということ

あります。

いずれにしましても、外務省としましては、政策決定過程につきましてしっかりと検証をしたわけ

であります。これを今後の政策決定にしっかりと反映をしていきたいと考えます。

○松田公太君 各国との関係でやっぱりつながり

かに明らかにできない部分が多いというお話をす

が、その結果が四ページのあの内容とすることであれば、本当に、何も実はやっぱり公表できないんじゃないかなと。主権國家として、ほかの國々を見ていますと、もうとしつかり國民に開示をして

いるという部分が非常にそこは違うな、日本と、

というふうに感じてしまうわけですね。そういう

た部分があるので、ますます私はこの法案について心配になつてしまふわけです。

先ほど総理にお聞きしましたけれども、何が何

でもこの法案はこの国会で通すということでしたけれども、そういうお気持ちであったとしても、

例えば、少しでも改善をするために、この法案の中にもうちょっと明確に検証を事後にする仕組み

というものを取り入れるべきだというふうに思つております。

これについては、また後日もうちょっと深掘りした議論をさせていただければと思います。本日はちょっと時間があまりませんので、次に進めさせ

ていただきたいと思います。

○國務大臣(岸田文雄君) 検証について、各

ですけれども、この法案は、平和安全法としたり戦争法案としたり、そういう言葉のレッテル貼りというのは、野党もそうですし、特に与党も私たちは控えていただきたいというふうに思つてはいる次第です。

しかし、これは安保法案である以上、これはもう密接に平和と戦争、ここに関わつてくる。これは当たり前のことでして、日本国憲法前文第一段目で、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と述べているわけですね。

そして、この憲法の一番最初の文章に認められた意味というのは、やはり戦争を二度と起こさないためには、國民が政府を統制し、政府を真に国民の政府たらしめることが必要であるという強い決意だというふうに私は思つております。まさにそれこそが眞の民主主義だというふうに思いますし、平和主義を貫くために不可欠なことだらうと考えてゐるわけです。

そこで、今回の平和安全法の策定に当たっては、自衛隊の活動について原則事前に国会の関与について適切に規定をすることとしました。国会の関与が必要な活動については原則事前に承認としていますが、例外として事後承認を認めているものであります。例えば、存立危機事態や重要影響事態における活動の実施は緊急時の事後承認を認めていますが、これを認めなければ我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が事前に十分察知されずに突然的に発生し、またこれによつて、國の平和及び安全の確保に支障を來す可能性がある場合であります。具体的には、我が国と密接な

関係にある他の國に対する武力攻撃が事前に十分察

知されずに突然的に発生し、またこれによつて、

間を置かずして我が國の存立が脅かされ、國民の

生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆され

る明白な危険がある状況に至ることは否定できません。

いわけであります。

こういう事態だなということがまさに国会議員

の皆様にも大体おおむね理解をしていただけるよ

うな例外的な事態でなければ、それは事後承認と

はしないということであります。極めて短期間の

うちにそのような事態に立ち至つた場合には、國

会承認の前であつても、並行して自衛隊に行動を

命じ、まず何よりも國民の幸せと幸せな暮らしを守ることが必要ではないかと考えております。

また、PKO法に基づく活動の実施については、

国会閉会中や衆議院解散中に活動の必要性が生じ

た場合、次期国会の開催を待つては國際社会

の期待にタイムリーに応えることができないこ

とが想定されるわけでございまして、このように

やむを得ない場合には事後承認となることもあります。

けるために、武力攻撃事態を除く全ての場合において例外なく國会による事前承認を付ける私は必

要があるというふうに思つておりますが、それにについて総理はどうのように考えられますでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 自衛隊の活動に対

する民主的統制について国会の承認が必要であるという認識は、委員の御指摘のとおりだと思います。

今回の平和安全法の策定に当たっては、自衛隊の活動について原則事前に国会の承認としています。事後承認を認めているものであります。例えば、存立危機事態や重要影響事態における活動の実施は緊急時の事後承認を認めていますが、これを認めなければ我が

国と密接な関係にある他の國に対する武力攻撃が事前に十分察

知されずに突然的に発生し、またこれによつて、

間を置かずして我が國の存立が脅かされ、國民の

生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆され

る明白な危険がある状況に至ることは否定できません。

いわけであります。

こういう事態だなということがまさに国会議員

の皆様にも大体おおむね理解をしていただけるよ

うな例外的な事態でなければ、それは事後承認と

はしないということであります。極めて短期間の

うちにそのような事態に立ち至つた場合には、國

会承認の前であつても、並行して自衛隊に行動を

命じ、まず何よりも國民の幸せと幸せな暮らしを

守ることが必要ではないかと考えております。

また、PKO法に基づく活動の実施については、

国会閉会中や衆議院解散中に活動の必要性が生じ

た場合、次期国会の開催を待つては國際社会

の期待にタイムリーに応えることができないこ

とが想定されるわけでございまして、このように

やむを得ない場合には事後承認となることもあります。

得ますが、原則はあくまで事前承認でありまして、原則事前承認ということは大変私は重いと考えておりますし、政府としても可能な限り国会の事前承認を追求していく考え方あります。

○松田公太君 いろいろ今幅広にお話をしていただきましたけれども、私がやはり心配するのは、その原則という言葉であつたり、例外ともう言葉も何回か出てきましたし、可能な限りという話も出てきましたが、ここがやっぱり私、歯止めになつてない部分だというふうに思うわけですね。例えば存立危機事態にちょっとと絞つてお話をさせていただきたいんですですが、存立危機事態と武力攻撃事態というのはかぶつている部分があるというのが政府の説明だというふうに思いますけれども、今まで、今出てきている存立危機事態のやはり唯一の例というのがやはりホルムズ海峡なわけです。

今朝の答弁にもありました、そういう場合必ずこれは国会の事前承認しますよといふことなんですかね、じゃ、その他の例えれば具体的な例といふのがやっぱり今示されていないということもありますし、我々は非常に理解に苦しむ部分なんです。普通に考えますと、その存立危機事態と武力攻撃事態でかぶつっている部分は、私は、その瞬間は、例えば武力攻撃事態にシフトするこ

とによって、これは武力攻撃事態の状況になつたわけだから、それはもう政府の責任において進めますよということにすればいいんじゃないかなというふうに思うわけですよ。そうすれば、すつきりとその部分というの分けられるんじやないかなというふうに思つんですね。

並立して存在するといふことも私は意味は分かりますけど、並立した瞬間に、それは武力攻撃事態、これは等ですね、予測事態も含まれるわけでですから、そつちにシフトして入れてしまふという考え方がある。私はこれつつきりして、そういうふうに思つただければ国民はもっと理解が進むんじやないかなというふうに思ひますが、総理、いかがでしようか。

處についてです。私の本日の質問は、安保法制の整備の必要性とともに、不十分な点をいかに改善すべきかという観点から聞いていきます。

まず、総理にお聞きします。

次世代の党は、既に二月に国家安全保障基本法案や領域警備法案を官邸に届けています。これは、その後示された政府案でカバーできていない部分、例えば、自衛隊の國や平和を守る活動において国際標準に沿つた武器使用権限を持たせる、これは使うかどうかは別で抑制的であるべきであると考えますが、権限をしっかりと持たせておかないと不測の事態に対処できない、こうした点について対処できる内容になつておりますし、グレーバー事態についても、次世代の党の案は、つなぎ目なく事態に対応できる内容となつております。

我が党は、より良き法案とするために政府・与党とは非協議をしたいと考えておりますが、総理のお考はいかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 次世代の党からは、本年一月に国家安全保障基本法案及び領域警備法案について申入れをいたしました。一層厳しさを増す安全保謙環境についての認識や現状について危機感を共有していただいていると思います。また、政府案に先立ち、法案の形で自らの政策や立場を明確に示された誠実な姿勢に敬意を表したいと、こう思う次第でございますし、国民の命を守り、そして幸せな平和な暮らしを守つていただくためにその責任を果たすぞうという姿勢に対して評価したいと思います。

〔委員長退席、理事佐藤正久君着席〕

既に、日本はテロのターゲットに残念ながらなっています。世界は協調してテロと闘つて

に思ひますので、総理のおっしゃるように、審議の中ではそれでは議論をまず深めていきたいというふうに思つております。

さて、今回の法整備に反対する人の中には、集団的自衛権の行使を容認すると戦争に巻き込まれる、すなわち戦争法案だというレッセル貼りを行つてゐる人もいます。私は、絶対に戦争を起こしてはならないという反戦論者でありまして、だからこそ、国際情勢や日本の防衛力を客観的に分析をしてまいりましたけれども、子を持つ親として、今何もしないというのは全くありません。

我が国の抑止力を高め、我が子を守るためにも、必要な法整備を行つていかなくてはならないというものは明白です。(資料提示) 個別の自衛権で対処する論のみならず、軽武装中立を主張する人もいますけれども、何もせざず平和を守れる時代というのは終わりました。例えば、中国はウイグルで何をしているでしょうか。デモ隊に銃を乱射し、千人を超える人を虐殺しました。これは映像も多數残つています。そして、南シナ海では国連海洋法条約に違反し軍事拡張を続け、さらには我が国固有の領土尖閣も奪い取ろうとしています。こうした状況の中、何もせず放置をすれば、戦争に巻き込まれる危険性が高くなるということは明白です。このような状況で軽武装中立を主張する人は、いざというときにはスイスのように国民皆で武器を取つて戦うという覚悟があるのでしょうか。しかし、それでは多くの国民の血が流れてしまうわけです。

そして、テロの抑止です。

既に、日本はテロのターゲットに残念ながらなっています。世界は協調してテロと闘つて、それに支援も何もしなければ、日本は何もしないのでやりやすいということで誘拐やテロの集中的なターゲットになるおそれがあります。だからこそ、今、手を打つ必要があります。

個別の自衛権での対処を主張する人もいますが、もうそれでは日本は守れません。アメリカのオバマ大統領がもはやアメリカは世界の警察では

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 武力攻撃事態等、これは予測事態も含みますが、予測事態、そして切迫事態、武力攻撃が発生するという事態を含めて存立危機事態は大体重なつていくわけでござりますが、この外にある存立危機事態としては、念頭にござりますのはホルムズ海峡による機雷封鎖とすることになるわけでござりますが、他方、武力攻撃事態等におきましては、予測事態においては、これ自衛隊に対しては防衛出動の待機命令を出すということでござりますから、ある意味においてはこれは時間的な余裕も考えられるわけですが、これは使うかどうかは別で抑制的であるべきであると考えますが、権限をしっかりと持たせておかないと不測の事態に対処できない、こうした点について対処できる内容になつておりますし、グレーバー事態についても、次世代の党の案は、つなぎ目なく事態に対応できる内容となつております。

我が党は、より良き法案とするために政府・与党とは非協議をしたいと考えておりますが、総理のお考はいかがでしょうか。

○松田公太君 事前承認と事後承認については、また今後議論を深めさせていただければと思ひます。どうもありがとうございました。

○委員長(鴻池祥肇君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、小池晃君が委員を辞任され、その補欠として仁比聰平君が選任されました。

○和田政宗君 次世代の党の和田政宗です。

我が党は、我が國の平和を守るために必要な法整備を行うべきと考えており、衆議院では野党で唯一、法案に賛成をいたしました。しかしながら、我々は政府案にはまだ不十分なところがあると考

えております。それは、武器使用権限が厳し過ぎるため、いざというときに本当に国民や自衛隊員を守れるのかという点や、グレーバー事態への対

ないと言ひ、米軍が中国のミサイルを警戒し前線

での能力を後退させてゐる中で、日本はその空白

をしつかり埋め、近隣友好諸國と連携し共同で対

処しなければ、平和は守れません。

そこで、政府にお聞きをしますが、日本単独の

個別の自衛権のみで全てに對処するとの考え方を取

り、日本がアメリカにも頼らず自國のみの防衛力

で防衛をしようとする場合、防衛費は幾らになる

と見込まれるでしょうか。

○國務大臣(中谷元君) 自主防衛論について、一般論として申し上げれば、今日の國際社會において自國の意思と力のみで國の平和と獨立を確保しようとすれば、核兵器の使用を含む様々な侵略事態、また軍事力による威嚇等のあらゆる事態に対応できる隙のない防衛体制を構築することが必要になります。

我が國が獨力でこのよくな体制を保持することについて検討しておらず、必要となる防衛費をお答えすることは困難ですけれども、一般論を申し上げば、米国が有する裝備品や運用基盤等を我が國自身が裝備していくことになれば、所要の防衛費、関係費、これは大幅に増加するものとなると考えております。

○和田政宗君 国民の理解を進めるためにも是非数字を挙げてほしかったですけれども、防衛大学の二人の教授の試算では、单独防衛の場合は防衛費は二十四兆円になるということです。これは現在の防衛費の五倍で、とても今担える金額ではありません。だからこそ、他国と連携して我が国の平和を守ついく必要があるわけです。

そして次に、集團的自衛権の説明について聞きます。

そもそも、自衛権は、個別的であろうと集團的であろうと、國際法上、國家の基本権、自然権として認められており、國連憲章五十一条に明記をされています。だからこそ、世界各国の憲法では自衛権が明記されている国は少數なわけですね。されば、國家に自衛権があることは余りに当たり前のことで、わざわざ憲法に書く必要がないからで

す。日本国憲法にも書かれておりません。

その自衛権のうち、集團的自衛権についても、

政府は昭和二十五年の答弁から一貫して國家の基

本権として認めてきているわけですが、昭和四十七年の政府見解では、集團的自衛権は持つ

てあるが行使できないと制限をしたわけです。つ

まり、キャップをかぶせたわけです。去年の政府

解釈の変更は、その過度な制限を外したにすぎない、キャップを外したにすぎないわけで、むしろ

集團的自衛権について適正化されたと考えるべき

です。どう考えても合憲でありまして、憲法違反には当たりません。

私は、政府はこうした説明も行っていくべきと考えますが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、和田委員から御指摘になられたように、四十七年の見解もそう

でありますし、我が國は國際法上は集團的自衛権の権利を保有しております。これは世界各国が、

国連憲章に書いてあるわけありますからそんでありますし、安保条約の前文にもこれは書いてござりますし、日ソの共同宣言の中にもこれは実は書かれているわけでございます。

ここで持つてある権利というものは、まさにこれ

はフルの集團的自衛権でございまして、國際社會が認識している國際法上における集團的自衛権の

権利は、我が國はこれはもう従来より持つてある

という認識では一貫しておりますが、憲法上の要

請によつてそれは行使できないというのが四十七

年の見解であります。ですから、権利を有して

いるというところは同じでございます。

しかし、その行使においては、全部行使できな

いのか、しかし、果たしてそれは必要な自衛の措

置の中に入るものもあるのではないかということ

を我々は考え続けてきたところでございますが、

その中におきまして、國家の存立が脅かされ、そ

して国民の生命や財産や幸福を追求する権利が根

柢から覆されるという三要件に当てはまる場合には、これは許されるという判断をしたわけでござ

いまして、これはまさに憲法の範囲内であるとい

うことは言うまでもないと、このように思います。

○和田政宗君 総理の御答弁でも分かるんですけ

れども、やはりより分かりやすくシンプルな説明

というものを國民は求めているというふうに思ひますので、また我が党もこの審議の中でしつかり

とそいつた点が深まるようにしていきたいとい

うふうに思つております。

次に、我が國の平和を守り、抑止力を高めるという観点から、政府に改善を求めてなくてはならない

集団的自衛権について適正化されたと考えるべき

です。どう考えても合憲でありまして、憲法違反には当たりません。

私は、政府はこうした説明も行っていくべきと考えますが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今、和田委員から御指摘になられたように、四十七年の見解もそう

でありますし、我が國は國際法上は集團的自衛権の権利を保有しております。これは世界各国が、

国連憲章に書いてあるわけありますからそんでありますし、安保条約の前文にもこれは書いてござりますし、日ソの共同宣言の中にもこれは実は書かれているわけでございます。

ここで持つてある権利というものは、まさにこれ

はフルの集團的自衛権でございまして、國際社會が認識している國際法上における集團的自衛権の

権利は、我が國はこれはもう従来より持つてある

という認識では一貫しておりますが、憲法上の要

請によつてそれは行使できないのが四十七

年の見解であります。ですから、権利を有して

いるというところは同じでございます。

○國務大臣(中谷元君) 従来から、武力攻撃が發

生した時点は武力攻撃が始まつた時点、すなわち相手が武力攻撃に着手をした時点でありまして、

武力攻撃による現実の被害を待たなければならぬ

いというのではなくて解されており、これは旧

三要件でも新三要件でも変わりません。いずれに

せよ、我が國又は我が國と密接な関係にある他国

に対する武力攻撃が発生していなにもかかわら

ず個別的、集團的自衛権を行使することは、憲法

上も國際法上も認められません。

御指摘の急迫不正の侵害、これはそもそも刑法

上の概念として、急迫不正の侵害に対処する正当

防衛、これの要件として用いられる言葉でござい

ます。昭和四十七年見解及び旧三要件においても

この急迫不正の侵害という言葉が使われておらず

して、ここで言う急迫不正の侵害という言葉は、

一般的な正当防衛の要件である急迫不正の侵害と同様のことを意味する表現でござります。

そこで、今回、新三要件を整備するに当たりま

して、急迫不正の侵害という言葉よりも、國際法

攻撃の発生という言葉で整理をしたところでございまして、このように実質何ら変更があるわけではございません。新三要件と比べて旧三要件の方が幅があつたという点ではございません。

○和田政宗君 それでは、確認ですけれども、新

三要件の武力攻撃があつたことと旧三要件の急迫

不正の侵害があること、これは同じ意味といふ

うに捉えてよろしいでしょうか。

○和田政宗君 これが切迫をしていて、自衛隊を展開するなど、基本的に武力行使以

ての必要な措置を講じることとなります。この点においては、旧三要件も新三要件も変わりません。

一方、我が国と密接な関係にある他国に対する

武力攻撃が発生し、これにより我が國の存立が脅

かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が

根底から覆される明白な危険がある事態、すなわち存立危機事態においては、新三要件を満たす場

合に、防衛出動を命じられた自衛隊は武力の行使

を含む対処が可能になるということでございま

す。

○和田政宗君 この新三要件の武力攻撃があつた

ことに関連しまして、サイバー攻撃についてお聞

きをしたいのですけれども、敵国が武力攻撃を行

本に行おうとする場合、通常、サイバー攻撃を行

いまして、例えば自衛隊のデータリンクシステム

などを無効化しようとするわけです。

政府は、サイバー攻撃の際、何をもつて武力攻

撃があつたというのでしょうか。

○國務大臣(中谷元君) 武力攻撃が発生したか否

第三十二部 我が国及び國際社會の平和安全法制に関する特別委員会會議録第四号 平成二十七年七月二十九日 [参議院]
ないと言ひ、米軍が中国のミサイルを警戒し前線での能力を後退させてゐる中で、日本はその空白をしつかり埋め、近隣友好諸國と連携し共同で対処しなければ、平和は守れません。

か、これはその時々の国際情勢、相手国の明示された意図、攻撃の手段、態様など個別具体的な状況も踏まえまして判断すべきものと考えております。サイバー攻撃、これも同様であります。

その上で、サイバー攻撃につきまして申し上げれば、その態様には様々なものがあり、また実施する主体も国とは限らず、個人であつても大きな被害をもたらすことは考えられます。

こうしたサイバー攻撃の特性を踏まえ、サイバー攻撃のみで武力攻撃と評価することができるにつきましては、政府としても従来から検討を行つてゐるところであります。が、国際的にも様々な議論が行わっている段階であり、現時点において政府としてどのようなサイバー攻撃であればそれがみでも武力攻撃と評価されるかについて確定的な判断を示すということは差し控えさせていただきたいと思います。

○和田政宗君 今回の安保法制は、今この日本がさらされている状況についてしっかりと守つていいという法案であるというふうに認識をしておりますが、サイバー攻撃についてはこれから検討するということでありましたら、これは抑止力も含めて高まつていかないといふふうに思います。で、これは早急に対応をお願いしたいといふふうに思います。

そして、新三要件について更に確認をしたいのですけれども、新三要件においても、まさに日本や同盟国を標的としたミサイルに燃料が充填されようとしているときに敵基地を攻撃できるんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 敵基地攻撃については、

従来の考え方では、法理上、法的な理屈の上では新三要件の下でも変わらないわけでござります。ただし、現在は我が国は敵基地攻撃を目的とした装備体系を保有しておらず、個別の自衛権の行使としても敵基地を攻撃することは想定をいたしておりません。ましてや、集団的自衛権の行使として敵基地を攻撃すること、これはそもそも想定をしていないわけでございまして、先ほどサイバー攻

撃のお話がありましたが、いずれにしても、これ

までサイバー攻撃に対する自衛権行使の事例はなくて、サイバー攻撃に対する自衛権行使の在り方については国際的にも様々な議論が行われている段階であります。現実の問題として、サイバー攻撃に対する自衛権行使の在り方について、国際的な議論も見据えつつ更に検討してまいりたいと思つております。

○和田政宗君 これは、現行憲法の枠内で更に所要の法整備を行つてあらゆる事態に対処できるといふことが我が国の抑止力ということが高まつていくというふうに思ひますので、この点についても更に議論をしていただきたいといふふうに思つております。

次に、グレーボーン事態について聞きます。例えば、離島に漁民に偽装した外国の武装兵士が上陸した場合において、武力攻撃と認定できず、防衛出動ではなく治安出動や海上警備行動として自衛隊が出動する可能性があります。その場合、自衛隊には警察官職務執行法が準用され、警察権行使としての武器使用となるため、事態に十分対処できないおそれがあります。外国からの明確な武力攻撃が認定できないような場合には、武器使用権限を国際標準に沿つた形にすることなど、事態に十分に対処できるよう法整備が必要ではないかと考えます。

今回の政府案についてはこうした点の法整備がなされておりません。我が党は既に領域警備法でのような点を政府に提案をしておりますが、政府はどうぞやるということになりますれば、これはもう国際的には軍隊であります。基本的に軍隊の運用基準である武器使用権限、これが国際標準にのつとつてやることができれば、これはそのままの段階が進んだとしても適切に対応できるといふふうに思ひますので、そういう観点が必要であるといふふうに考えております。

そして、それに加えて、海上警備行動について更にお聞きしますけれども、海上警備行動が発令されると、自衛隊には海上保安庁法が適用されます。その際、日本の領海内を無害でない航行を行つた外国の軍艦は適用除外となるはずです。すなわち、何らかの侵害行為を行おうとしている軍艦に対し、武器を使用できず、警告射撃すらできないことになりますけれども、この点について政府はどのように考へておられるでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 御指摘のようない

用しておりますが、正当防衛の案件であります急迫不正の侵害が認められる場合には、自衛官は相手の攻撃を持つことなく危害射撃、これをを行うこ

とが認められており、その時々の状況に応じて適切に対処できるものと考えております。

さらに、治安出動時におきましては、小銃、機関銃等の殺傷力の高い武器を所有していた者が我が国に侵入をし、そして武器を使用するほかにこれを鎮圧する適当な手段がない場合には、事態に応じて合理的に必要と判断される限度において武器を使用することができます。そこで、このように、海上警備行動や治安出動を命ぜられた自衛隊には現行法においても事態に対処するため十分な武器使用権限が与えられておりまして、御指摘のような事態に対しても支障なく対処できるものと考えております。

○和田政宗君 今大臣は自衛隊法の第九十条のところを挙げておられるわけですが、要件として三つ、これにいざれかに該当するといふふうなことがありますけれども、これ判断に迷う場合もあるといふふうに思ひます。警察官職務執行法でまずやるといふふうに思ひますれば、これはその枠からはみ出さとくに判断といふふうに思ひます。そこで、自衛隊は、これはもう国際的には軍隊であります。基本的に軍隊の運用基準である武器使用権限、これが国際

標準にのつとつてやることができれば、これはそのままの段階が進んだとしても適切に対応できるといふふうに思ひますので、そういう観点が必要であるといふふうに思ひます。そこで、それに加えて、海上警備行動について、それを閣議決定をいたして、警察機関で処についてを閣議決定をいたして、警察機関で処についてを閣議決定をいたして、警察機関で処についてを閣議決定をいたして、警察機関で

御指摘のようない

事態における自衛隊の具体的な対応については、個別具体的な状況に応じて判断する必要があり、一概に申し上げることは困難であります。が、一般論として申し上げれば、国際法上、外国軍艦、公船、これは我が国の領海内においても我が国の管轄権からの免除、これを有しておりまして、議員の御指摘のとおり、これらの船舶に対して自衛隊は第九十三条三項の規定に基づき武器を使用すること、これはできません。

しかしながら、仮にこれらの船舶が不法に発砲や体当たり等を行い、我が國船舶に危害を及ぼすような場合等には、その行為を排除するため、海上警備行動により、その事態に応じて合理的に必要と判断をされる限度で武器を使用することができます。また、外国軍艦、公船による侵害行為が我が国に対する外部からの武力攻撃に該当すると判断をし、我が国を防衛する必要があると認められる場合には、防衛出動により対処することとなりります。

このように、現行法においても事態に対応するため十分な武器使用権限が与えられており、御指摘のような事態に対しても支障なく対処できる

潜水艦についても同じことが言えます。どう対処するんでしょうか。過去、スウェーデンは領海侵犯した潜水艦に警告のために爆雷を落としたこと

がありますけれども、日本はこれはできないんですね。同様ことは中国の海警局の巡視船が領海内に侵入してきた場合にも言えます。政府はどういうふうに考へておられるでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 御指摘のようない

事態に対応するため十分な武器使用権限が与えられており、御指摘のようない

ものと考えております。

○和田政宗君 海上警備行動で対応できないときには防衛出動といつようなことがありますと、これはその都度判断が入るということでありまして、例えば閣議を電話で行うというようなことでありますけれども、それでも最低恐らく三十秒から一分、もっと掛かるというふうに思うわけであります。その間にもう、例えば我が自衛隊の艦船がやられてしまつたとか相手からの攻撃を受けたといふようなことになつてしまふ可能性もあるというふうに思いますので、これは、我が党が提案をしております領域警備法も含めて、しっかりと自衛隊が初期の段階からつなぎ目なく対応できるような形、これを政府は検討すべきであるというふうに私は思います。

次に、我が国防衛に密接に関係する南シナ海の状況について聞いていきます。

近くは現実的、遠くは抑制的と言つてゐる政党もありますけれども、これは現在の兵器の能力向上からするとナンセンスであるというふうに考えております。速度マッハ十のミサイルを中国が開発中でありますと、これは南シナ海から十数分、印度洋からも二十数分で日本に飛んでくるわけです。

遠くだから抑制的でよいというわけではなく、遠くも対処できるようにしなければ日本は守れない状況です。特に、南シナ海は、制海権、制空権を中国に取られると大変なことになります。それは、中国が原子力潜水艦による安定した他国への攻撃能力を身に付けることになるからです。

地図を御覧ください。東シナ海を見てみますと、水深が浅い部分ですね、白くなつておりますけれども、水深二百メートルぐらいでありまして、自衛隊や米軍が容易に探知することが可能です。一方、南シナ海は水深が二千メートルを超えておりまして、地図の部分では青くなつております。十分な深さがありますので、探しにくくなるわけすなわち、中国がこの海域を取れば、原潜から

の日本への攻撃能力やアメリカへの攻撃能力を身に付け、その力を誇示して領土拡張圧力を強めることが予想されます。だからこそ、中国は国連海洋法条約に違反してもこの海域を押さえようとするわけです。

政府は、この南シナ海における中国の軍事的拡張行動についてどのように考へておられるのでしょうか。今後、港湾・滑走路・レーダー等の軍事施設を建設していく可能性がございま

す。

仮にこうした軍事施設が建設された場合に、一般論として申し上げれば、海警のほか海軍や空軍の南シナ海におけるプレゼンスを増大させる可能性があり、それが南シナ海全域における中国のA2AD、接近阻止、領域拒否、この能力の向上につながる可能性が考えられるわけでございま

す。

現在、中国は、開発が進むSLBM、潜水艦発射弾道ミサイルJL2、これを搭載するためのジン級SSBN、彈道ミサイル原子力潜水艦、これらの配備を進めていると見られておりますが、仮に、強化されたA2AD環境下、これらが南シナ海で運用された場合に、水深が比較的深いという特性と相まって安定的な核抑止パトロールが可能となり、その結果、中国の戦略核戦力の向上につながる可能性も考えられます。

防衛省といたしましては、南シナ海における情勢が我が国の安全保障に与える影響を注視をし

ます。

○和田政宗君 その南シナ海ですが、この

南シナ海において機雷がまかれた場合、迂回ル

トもあり、日本としては対処しない、機雷掃海に

ついては対処しないという政府答弁でありますけ

れども、中国が機雷をまくなどいうことはこの海域

に潜る原子力潜水艦の安定した攻撃能力の確保を狙つてゐるわけで、日本にとっても米国にとってもASEAN諸国にとつても、中国がこの海域を

わないのでしょうか。世界で最も多くの機雷掃海の艦船を持ち、アジアにおいて高い機雷回収能力を持つてゐるのは日本のみで、だからこそ、自國の平和を守る、そして、それのみならず、この地域の平和のために担わなくてはならない役割があるか。

○國務大臣(中谷元君) 中国は、南シナ海で埋立

て中の地形について軍事利用を認めると言ふことをい

たしております。今後、港湾・滑走路・レーダー

等の軍事施設を建設をしていく可能性がございま

す。

仮にこうした軍事施設が建設された場合に、

一般論として申し上げれば、海警のほか海軍や空

軍の南シナ海におけるプレゼンスを増大させる可

能性があり、それが南シナ海全域における中国の

A2AD、接近阻止、領域拒否、この能力の向上

につながる可能性が考えられるわけでございま

す。

仮にこうした軍事施設が建設された場合に、

一般論として申し上げれば、海警のほか海軍や空

を配備することについて、政府はどのように考えるんでしょうか。

○國務大臣(中谷元君) まず、特定の国、また地域を対応いたしておりませんが、我が国は、弾道ミサイルの脅威に対しては、我が国自身の弾道ミサイル防衛システムを整備をするとともに、日本安保体制によります抑止力、対処力の向上に努めることによりまして適切に対応するということいたしております。

また、我が国の弾道ミサイル防衛システムは、多目標対処、これを念頭に置いたシステムでありまして、多層防衛により、複数の弾道ミサイルが我が国に向け連射された場合にあっても対処することは可能でございまして、引き続き、防衛大綱に基づいて、即応態勢、同時対処能力、継続的に対処できる能力を強化する種々の取組を行つてまいります。

この弾道ミサイルへの対応につきましては米国との協力は不可欠でございまして、新ガイドラインにおきましても、弾道ミサイル防衛に対する協力をを行うということを確認をいたしております。こうした日米協力の強化、そして我が国の弾道ミサイル防衛システムとが相まって、ミサイル脅威への抑止力、対処力を高めてまいります。

そして、潜水艦にトマホークのようなという御質問がございましたが、我が国は、武力行使の目的を持つて武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる海外派兵、これは一般的に自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないと解しております。

このような従来からの考え方、これ、新三要件の下でも集団的自衛権行使する場合であつても全く変わらず、新三要件から論理必然的に導かれるものでありまして、敵基地攻撃についての従来からの考え方、これにつきましても、る御説明をいたしているおり、装備体系を保有しておらず、また集団的自衛権の行使として敵基地を攻撃することはそもそも想定していないということです。

○和田政宗君 最後に、総理に聞きます。
○内閣総理大臣(安倍晋三君) ASEAN諸国等との安全保障協力について、昨年の日・ASEAN防衛担当大臣ラウンドテーブル、今月の日・メコン首脳会議等、様々な機会を通じて、ASEAN諸国との間で平和安全保障分野での協力の強化について話し合いを行つてまいりました。今後も基本的価値を共有するASEAN諸国との協力関係を一層強化してまいります。

また、台湾との関係につきましては、非政府間の実務関係として維持するというのが我が国の立場であります。台湾は、基本的価値観を共有する我が国重要なパートナーであり、大切な友人であります。どのような協力や対話を進めていくかは、我が国基本的立場を踏まえつつ検討してまいりたいと思います。

○和田政宗君 終わります。ありがとうございます。
○水野賢一君 無所属の水野賢一です。

冒頭、さつきの松田委員とちょっと重なりますが、けれども、安保法制と一口に言つていますけれども、十本の法律を改正するわけですね、自衛隊法とかPKO法とか周辺事態法とか、ほかに新法もいっぱいあるわけですから、十本の法律をばらばらに改正したのでは個々の法案の相互関係がかえつて分かりにくくなってしまうということになります。

そしてまた、今回我々が進めている国際協調主義の下における積極的平和主義において、しっかりと我が国は平和と安全を守り、地域や国際社会に貢献をし、より安全で平和な世界を維持をしていくといふこの一つの大きな体系の中におきまして法律を一団で分かりやすく出しているわけでありまして、その上において改訂の適否を総合的に判断をしていただくことが適當だと、こう判断をしましたところでございます。

○水野賢一君 だから、総合的にしか判断できな

分は絶対容認できないとか、若しくはここは情報をしつかり開示してもらわなきゃ判断ができないとか、やっぱり当然そういうことがあり得るんだろうけれども、それを全部一々くりにして採決というのは僕は乱暴だと思いますし、これは審議するときだつて丁寧な審議にならないと思うんですね。

総理はよく、まあ総理に限らず、世の中一般で議論が深まつていらないという声があるんだけれども、その背景には、その一因には政府がこうやって束ねて法案を出してきたというこの乱暴なやり方もあるんじゃないかというふうに思いますけれども、そうした反省は、総理、ございますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回、十本の法律、既存の法律について改訂を行つとしておりますが、十本の改訂法の目的は、いずれも我が国が平和と安全の確保及び国際社会の平和と安全の確保という点に集約されていることは明確であります。

また、法律案の条項は相互に関連をして一つの体系を作つてあるわけでありまして、例えば存立危機事態の新設は自衛隊法、事態対処法、そして米軍行動関連措置法等の改訂を伴うことから、ばらばらに改正したのでは個々の法案の相互関係がかえつて分かりにくくなってしまうということになります。

また、法律案の条項は相互に関連をして一つの体系を作つてあるわけでありまして、例えば存立危機事態の新設は自衛隊法、事態対処法、そして米軍行動関連措置法等の改訂を伴うことから、ばらばらに改正したのでは個々の法案の相互関係がかえつて分かりにくくなってしまうということになります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そもそも、国際法上要請がなければ、これは集団的自衛権の行使は行えないわけでございます。そして、同時に、要請が行われて我々が集団的自衛権の行使を行うのは新三要件に合致をすることでありまして、これは我が國の存立が脅かされている、そして、これは我が國の存立が脅かされている、そして生命、自由、幸福追求の権利が根柢から覆されるという中において行うわけでございまして、そこでは、現実的には極めてこれは想定し得ないのではないかと、こう思うわけでございます。

しかし、いざれにいたしましても、これは国際法上我々は違法なことはしないというのが大前提でございまして、当然、国際法上違法な状況になれば、それは直ちに行使をやめるということになります。

○水野賢一君 だから、総合的にしか判断できな

いうふうに申し上げているんですが、さて、法案の内容に入りますけれども、集団的自衛権の限定容認に関してですが、我が国と密接な関係にある他国が武力攻撃を受けた場合、そこから要請があつて、かつ、もちろん新三要件は満たした場合、そういうときに武力行使があり得るというわけですが、この要請が必要ということは法律には明記していない。

では、なぜかというと、国際法上当然のことだから改めて書くまでもなかつたというわけなんですが、じゃ、伺いますけれども、最初はその国から日本に対して要請があつたと、そして日本も武力行使の三要件に照らして集団的自衛権行使しました、しかしその後になつて要請がなくなつた場合、例えば武力行使はもうこの辺までいいですよとかとどうふうに要請国が言つてきた場合、というのは、自衛隊はあれですか、自動的に撤収するんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そもそも、国際法上要請がなければ、これは集団的自衛権の行使は行えないわけでございます。そして、同時に、要請が行われて我々が集団的自衛権の行使を行うのは新三要件に合致をすることでありまして、これは我が國の存立が脅かされている、そして、これは我が國の存立が脅かされている、そして生命、自由、幸福追求の権利が根柢から覆されるという中において行うわけでございまして、そこでは、現実的には極めてこれは想定し得ないのではないかと、こう思うわけでございます。

しかし、いざれにいたしましても、これは国際法上我々は違法なことはしないというのが大前提でございまして、当然、国際法上違法な状況になれば、それは直ちに行使をやめるということになります。

○水野賢一君 だから、総合的にしか判断できな

いから、全体をパッケージにして、だから、おかげでござります。

しかし、普通十本も法案があれば、法律があれ

ば、当然、この部分は理解できるけれどもこの部

しいから個別にしつかり審議していくましよう

ておられます。

○水野賢一君 ですから、それは、確かにその要

請してきた国が翌日やめてくださいとは言わないでしよう。だけれども、これ例えは一ヵ月とか二ヵ月とかというスパンの中では、これはここまで作戦目的をいろいろ達成したんだからもう武力の行使の段階は終わりましたねということを言つてくるということは十分あり得るわけで、そういうときはあれですか、今総理の答弁、確認ですけれども、要請がなくなつたんだから、日本としてはもう自衛隊は撤収して防衛出動は撤回すると、そういう理解でよろしいですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、存立危機事態においては、言わばこの存立危機事態を生起している攻撃を排除していくことなどざい

ますから、言わば一般のこれ集団的自衛権の行使とは違つて、A国がB国に攻撃をしていると、そ

して、そのA国に対してもこれは壊滅的な打撃を与えるために攻撃されたB国と共同してこれを攻撃するということではなくて、まさに三要件に觸わ

る攻撃がこのB国に攻撃をしている関連において行われたということでございまして、例えば近隣

諸国においてA国が米国を攻撃をしたという中に

おいて、そしてそのA国がミサイル能力を持つて

いて、このミサイル能力から日本を守るために展開をしている米国の艦艇をこれは守るということ

については、これは言わば三要件を満たすといふ

中におきまして、存立危機事態における言わば武力攻撃を排除するために攻撃をするということを

我々は行つていこうとということございまして、そこがまさに私どもが認めている、一部容認した

集団的自衛権の行使の本質ということになるわけ

でございますが、その上において、今申し上げま

したように、いざれにいたしましても国際法に

我々は反することはしないといふことでございま

す。

○水野賢一君 総理は、私が聞いたのは、要請がなくならず撤収するんですか、防衛出動は撤回するんですかということを聞いているんだけれど

も、ちょっと違う話をずっとされるのでよく分か

らないんだけれども。

あれですか、国際法には反さないとおっしゃつ

ていますよね。国際法に反さないというの

たときに、その後も武力行使をするというのは国

際法違反だというふうにお考えですか。

○國務大臣(岸田文雄君) 国際法上、集団的自衛

権の要件としましては、武力行使を受けた国から

の要請又は同意、そして必要性、そして均衡性、

それ

を

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

罰ないんだから。何でこれ抜いたんですか。

がない國も含むのかと聞いたら、答弁書では、「我が國が外交關係を有していない國も含まれ得る」という答弁書が返ってきたんですね。普通に考えて、密接な關係なら外交關係はあるんだろうといふうに思うんですけども、多分、それは外交關係はなくとも經濟關係が密接な場合もあるとかとおっしゃるのかもしれませんが、この答弁書で明確に答えていないことがあるんですね。

私はこの主意書で台湾も含まれるのかと明確に聞いているんですが、答弁書は、「意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えする」とは困難である。」という答えだったんですね。意味するところは明らかなんですよ。

改めて聞きます。他国には台湾は含まれるですか。

○國務大臣(岸田文雄君) 我が國と密接な關係にある他国につきましては、従来から米国はこれに該当する可能性は高いと考えておりますが、それ以外の国につきましては、該当する可能性、相当限定されると考えております。

そして、その上で申し上げるならば、これは一般に、外部から武力攻撃に対し、共通の危険として対処しようという共通の関心を持ち、我が国と共同して対処しようとする意思を有する国を指す、このように考えております。

これは武力攻撃が発生した時点で個別具体的に判断するわけですが、あらかじめ、どの国が当たる、ここは該当する、ここは該当しない、こういったことは示しておくものではありません。これは武力攻撃が発生した段階で個別具体的に考えることであり、事前に、ここは該当する、ここは該当しない、公の場で申し上げるのは適切ではないと考えております。

○水野賢一君 いや、伺いますけれども、今審議している法案の中の重要影響事態法案では、後方支援、給油とかの後方支援については米軍以外にも実施することがあり得るわけですよね。合衆国軍隊等という言葉を使っています。米国以外の外國の軍隊と言っていますが、この後方支援、米軍以外と言うときは、じゃ、これは、このときの等には台湾は含まれるんですか。

○國務大臣(岸田文雄君) これは先ほど存立危機事態のときに申し上げましたが、存立危機事態のときには武力攻撃が発生した時点で個別具体的に判断するということになります。

御指摘の件につきましても、これは個別具体的に判断するものであると考えます。

入るのかどうか。

これ、今の岸田大臣の答弁で、要するに、實際に台灣海峡で何かが起きたときにこれが該当するのかどうかというの、それはそのときのいろんな個別具体的な事情があるだろうから、当てはまるかどうか今のうちに言えないだろうけど、今聞いているのは法律上の話なんですよ。総理、今聞いているのは法律上の話なんです。法律で言っている他国には台湾は含まれているのかということがどうかと、これは法律として、これは具体的には個別具体的に判断するとしてあります。

○國務大臣(岸田文雄君) 先ほども答弁させていただきましたが、これは法律として、これは具体的には個別具体的に判断するとしてあります。

○國務大臣(中谷元君) 不当の武器使用でござりますが、本号の法定刑は一年以下の懲役又は三万円以下の罰金であり、刑法上の国外犯处罚規定が

事実上三年以上の懲役を伴う罪とされていることとの均衡を考慮いたしまして、国外犯处罚規定を設けていないことでございます。

○水野賢一君 それじゃ、PKOでもどこでも、邦人救出のときでも、武器の使い方を法律に書いてある使い方と全然違う使い方しても、国内でやつたってそれは一年以下というその感覚が間違つてます。

○國務大臣(中谷元君) 自衛官による武器使用に当たっては、いついかなる活動を行う場合であつても、法令に基づいた適正な武器使用が求められます。また、派遣に際して、法令に基づいた適切な武器使用が行われるよう徹底した訓練、これを実行しており、自衛官が海外で違法な武器使用を行つたときには、一般的に想定はされません。自衛官が派遣先で犯罪を犯した場合に、我が國と派遣先国のどちらが裁判管轄権を持つかにつきましては、派遣先国との間の地位協定等の内容いかんによることになります。

その上で、あくまでも一般論として申し上げれば、故意により人を死亡させた場合には殺人罪が成立することが考えられます。殺人罪には刑法についての罰則があるんですね、武器の不當使用。だから、国内で自衛隊が武器を不當に使用すれば当然罰則がある。ところが、せつかり国外犯の处罚規定を設ける中で、海外で武器を不當に使用したときの罰則はすっぽり抜けているわけですよ。

これ、じゃ、海外で、今、例えばこういうときには正当防衛や緊急避難のときにしか武器は使っちゃいけないと書いてあるけど、勝手に使つた場合、これ罰則ないんですよ、国外犯の处罚規定が事実上三年以上の懲役を伴う罪とされている

ことと均衡を考慮いたしまして国外犯処罰規定を設けないいたしておりまして、これはこれで適切であると考えております。

○水野賢一君 これ、大臣、一番肝腎なことじやないですか。大臣、何か僕は勘違いしているんじゃないかと思いますけれども。国外犯処罰規定といふのは、今度新設されたのを見ると、海外で自衛隊員がストライキをしたりとかサポートージュをしたりとかしたときに処罰する、それはまあ、それ必要でしょう。必要だらうけど、この問題の本質というのは、海外で自衛隊が勝手に部隊を動かしたり、若しくは勝手に武器を使用したら思わぬ戦争とかに発展しちゃうじやないかという、満州事変みたいな形のことが、中央が全然把握していないのに勝手に鉄道を爆破したりとかしたら大変なことになるでしょと。そういうことのときに、ここに武器使用を海外で、いや、ここは重要なだから、危害射撃のときには正当防衛とか緊急避難とかいろいろと制約が掛かっているわけでしょ。

総理、勝手に武器を使用しても何の罪に問われないというの、これ、いいんですか。どういうことなんですか。中谷大臣はさつき、法令に従つてやつていくんですね。じゃ、法令に従わない人がいたときにどうするんだつて聞いているんですから。総理、どうですか。

○国務大臣(中谷元君) 前回も委員から御指摘いたしましたが、改定をさせていただきましたが、本日更に委員からも御指摘をいただきました点、また自衛隊法の罰則の在り方等につきましては、今般の法則とは別途不斷の検討を行つていくべきものと考えております。

○水野賢一君 いや、今の発言は、大臣もこの法律はこのままじゃ不備があると、だから別途申し直さなきいかぬのだという、そういう答弁でしよう。それだったら、欠陥があるというんだつたら、これ以上審議できないですよ。これ以上の審議できなかつて、これは出し直しを私は要求します。

○國務大臣(中谷元君) 前回、委員から御指摘いたしました点で我々は検討いたしまして、法律に盛り込みをさせていただきました。今回におきましては、今回の改正におきましては、その点は盛り込みましたが、今後、この法案とは別途、非常に不斷の検討を行つていただきたいと思っております。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど中谷大臣から答弁させていただいたとおりであります。これら、本号の法定刑は一年以下の懲役又は三万円以下の罰金でございまして、刑法上の国外犯処罰規定が事実上三年以上の懲役を伴う罪とされているということとの均衡、先ほど申し上げたとおりでございまして、均衡を考慮しまして国外犯処罰規定を設けていないわけございまして、その均衡において今回の法則はこうした形にさせていただいたということでございます。

それとはまた別途、別途検討というのは、言わば国内犯においてこれほどのような規定を設けていくかということについてございますが、そもそも現行の自衛隊法の罰則については、他の国家公務員との均衡などの観点から、最高刑は七年以下の懲役又は禁錮とされております。

自衛隊は、志願制度の下、個別の隊員の強い責任感に基づいて厳正な規律を維持することが基本であり、専ら罰則をもつてこれを維持するとの考え方には立つていないと、いうことでございまして、いざれにいたしましても、自衛隊法の罰則の在り方については、今回の法則といふのは海外における海外犯との均衡を考えて出しているわけでござりますから全く問題のないところでござります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私が申し上げていることは、今回、言わば国外においてどういうことですか。今の法律は甘いということですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私が申し上げている方向で出すんですか。どういう方向で出すんですか。今の法律は甘いということですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私が申し上げているふうにおっしゃっていますが、私は問題があるというふうに発言をしたわけではございません。言わば、今回、国内法との関係におきまして、この本号の法定刑は一年以下の懲役又は三万円以下の罰金であり、そして、刑法上の国外犯処罰規定が事実上三年以上の懲役を伴う罪とされていることとの均衡を考慮して国外犯処罰規定を設けていたい、こういうことでござります。

そこで、水野委員は、それではそもそも国内犯の規定が過過ぎるのではないかという御指摘があつたわけでございますが、しかし、それにつきましては、それを変えるということを私は申し上げているわけではなくて、そもそも様々な法律に

ついて、体制については、自衛隊法の罰則の在り方についてはは今回の法制とは別途不斷の検討を行つていくべきものと考へて、このように申し上げているわけでありまして、この法制そのものが問題であるということは私は一言も申し上げていないということです。

○委員長(鴻池祥肇君) 水野君。(発言する者あり)

速記止めてください。

(速記中止)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

ちょうど最初の約束の質疑時間が来ておりまます。たまたま、水野委員からは、これ以上質疑できないという状況になつておることは御高承のとおりでありますけれども、ここで委員長が内閣側に申し上げたいわけでござりますが、なお、この件につきましては一層議論が深まつていくと思ひますので、内閣の方、総理始め防衛大臣も、この答弁につきましてはもう一度検討していただきまして、水野議員につきましては、明日以降について、再度、党の質問時間内で再び質問をしていただくと、こういうことにしたいと思いますが、いかがでございましょう。よろしくうなづいていますか。

それでは、質問者 替わつてください。

○水野賢一君 今のが委員長の裁定というか裁きに従わさせていただきますけれども、私としては、海外の自衛隊が勝手に発砲しようと、命令以外の武器を使用と、罰則も何もないというようなこの欠陥法案については、断固反対すると同時に、出直しを要求するというふうで、委員長の指示に従いたいというふうに思ひます。

○吉田忠智君 社会民主党の吉田忠智でございます。

我が党は衆議院で一回も質問できぬまま、強

行採決をされました。今日が今回の法案の初めての質問でござります。まず、基本的な考え方を申し上げたいと思います。

十一本の安全法制は、集団的自衛権の行使容認、武力行使と一体である後方支援、ロジスティックサポートの非戦闘現場への拡大、国連が統括しない活動への自衛隊派遣など、明確に憲法九条違反であります。

社民党は、専守防衛に徹し、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法の認めるものであるとする自衛隊合憲論に立っています。

一方で、アフガニスタン、イラクなどへの海外派遣は、個別の自衛権の担い手たる自衛隊の権限を超える違憲状態であり、戦争への道を開くものとして厳しく批判してまいりました。こうした我が党の懸念が現実化したものが今般の戦争法案、十

一法案だと考へています。

我が党は、昨年亡くなつた土井たか子名誉党首

がまとめた二十一世紀の平和構想、いわゆる土井

ドクトリンにおいて、平和憲法の理念を基本に、

戦後七十年、一人の命も奪つたことのない非戦の

ブランドを生かし、戦争やテロの原因である貧困

や社会的不公正などの解消に貢献する人間の安全

保障こそ実践すべき安全保障政策だと考へます。

まず、中谷大臣に質問いたします。

この戦争法案の理念は、米国の世界的な軍事戦

略に、より積極的に奉仕、貢献していく見返りに、

今まで以上に米国に抑止力を行使してもらおうと

期待するものではありませんか。

○国務大臣(中谷元君) これは、あくまでも我が

國の防衛、安全保障 これをしつかりしたものに

するため、あらゆる事態に切れ目のない対応が

求められますように、私も防衛大臣をいたしております。

このように、私は防衛大臣をいたしております。

○吉田忠智君 ショーン・ザ・グラウンド、次々と要求を突き付けられ、テロ特措法、イラク特措法と、米国の対テロ

戦争にお付き合いをしてきたわけであります。

ども、今日も議論がありましたけれども、結果と

して憎悪と報復の連鎖を招いただけであります。

米国の抑止力偏重の安全保障政策の結果が、中東

の泥沼であり、ISILの台頭ではありませんか。

次に、法制局長官伺います。

従来、他国に対する武力攻撃の阻止を内容とす

る集団的自衛権の行使は憲法上許されないとされ

てきたものを、なぜ集団的自衛権の行使容認に踏み切れたのでしょうか。

歴代の内閣法制局長官経験者に衆議院の特別委

員会の質疑の場で、例えは宮崎さんは、黒を白と

言いくるめる主張だ、また阪田さんは、従来の憲

法解釈の枠内から外れると批判されています。

歴代長官経験者が国会で議論されている法案に

ついて憲法違反と公式の場で述べるというのは、

私は前例のない異常な状況ではないか、そのよう

に思つておりますが、横畠長官は、その根拠も含

めてどう考えておられますか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 新三要件の下で

の限定された集団的自衛権の行使は、あくまでも

我が国が存立を全うし、国民を守るために、すなわち我が國を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一部限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものでござります。すな

くわち、国際法上は集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使それが自体を認めるものではないということです。

わち、国際法上は集団的自衛権の行使一般を認めることは憲法に抵触するという考えは変わっておりません。

このように、新三要件の下での限定された集団

つきましては、昭和四十七年の政府見解を引用して、これに基づいて説明させていただいております。この昭和四十七年の政府見解は、その文言からすると国際関係において一切の実力の行使を禁じているかのように見える憲法第九条の下でも、例外的に自衛のための武力の行使が許される場合があるということ、それがどのようない理由によるのか、また具体的にどのような状況がそれに当たるのかということを整理して述べているものでございます。

すなわち、第一に、憲法の前文、第十三条に照らしても、憲法第九条が自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されないと述べております。これは昭和三十四年の砂川判決の最高裁判所廷判決の、我が国が自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことであると言わなければならぬと

いう判断と軌を一にする考え方でござります。

第二に、しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右に言う自衛のための措置を無制限に認めては解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が

根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて許容されるものであるから、

その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである

として、このような極限的な場合に限つて例外的に自衛のための武力の行使が許されるという考え方を述べております。

この第一及び第二の部分が、憲法第九条の下でなぜ例外的に武力の行使が許されるのかという理由、根拠を述べた部分であり、その意味で基本的な論理と述べております。

新三要件は、この昭和四十七年の政府見解の基

本的な論理を維持し、この考え方を前提として、

安全保険環境の変化の状況を踏まえて慎重に検討し、これに当たる極限的な場合として、我が

国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、我が国と密接な

関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合もこれに当たるとしたものであります。その結果として、昭和四十七年の政府見解の第三の結論の部分が一部変更されるということです。

もとより、他国防衛の権利として観念されるいわゆる集団的自衛権一般の行使を認めるわけではないので、もとより結論が真逆になつたということもございません。要するに、これまで憲法第九条の下でも、外國の武力攻撃という軍事力を用いた急迫不正な侵害行為によつて国民が犠牲になると、その理由と同じ理由で、新三要件の下での限定された集団的自衛権の行使も合憲であると言えると考えておるところでございます。

○吉田忠智君 これからは簡潔に答弁してください。

一応、正式に法制局長官の見解を聞きました。いずれにしても、曖昧な根拠で憲法解釈の変更を行つていうことは、別の政権が何らかの理由で憲法解釈の変更を行うことを許すわけでありまして、立憲主義を否定して法的安定性を損なうことになると、そのように考えます。

長官歴代長官が守つてきた憲法解釈の一貫性、整合性を破壊したことの責任をどう考えておられますか。これは簡潔に答えてください。

○委員長(鴻池祥警君) 内閣法制局長官、簡潔明瞭にお願いをいたします。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 安全保険環境の変化とすることを前提として検討したということ

でございます。

○吉田忠智君 安全保険環境の変化と言えば、政権が替わつて、いかにも憲法解釈を変えられることになるんじやありませんか。

そして、日本の裁判所は、具体的な事件が起こるまで違憲審査を行わないという付隨的違憲審査権を取つています。自衛隊員や国民に犠牲者が出て初めて戦争法の合憲性が判断されます。それでは取り返しが付かないから、内閣法制局が法の番人、憲法の番人として監視してきたんじやないですかね、法制局長官。

今長官は、大失礼な言い方になるかも分かりませんが、安倍政権の番人じやありませんか。それを進んで受け入れていると言わざるを得ません。あなたが本来の職責を果たさなかつたために生じる戦争犠牲者にどのような責任を取るのか、その覚悟はありますか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 今回の法案、これが成立することによって戦争をするということではないと考えております。あくまでも我が国と国民、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、やむなく自衛のための武力の行使を許されることでござります。

○吉田忠智君 またそれは今後、法制局長官と議論をしつかりさせていただきます。

次に、中谷大臣に質問します。

大臣は、第一次安倍政権以前、例えば一〇一三年八月の対談で、これは衆議院でも議論になりましたが、政治家として解釈のテクニックでだましたくなかった、自分が閻譲として集団的自衛権は行使できないと言つた以上は、本当はできるとは言えません、そこは条文を変えない、と発言するなど、憲法を改正して集団的自衛権を行使できるようにすべきと訴えてこられました。その日

標そのものは賛同しかねますが、政治手法としては極めて真っ当な主張であつたと思います。

それが今回、集団的自衛権の行使容認は憲法改正を経ないでも憲法解釈の変更で足りるというの

は、余りにも便宜的で、法的安定性をないがしろ

にするものではありませんか。政治家としての矜持をやつぱり私は失つているんじやないか、そのように思いますけれども、いかがですか。

○國務大臣(中谷元君) 私の見解につきましては、十年前、御指摘のような考え方示していただきたいに思っています。

しかし、この十年、我が国を取り巻く安全保障環境、非常に変化をいたしております。そして、この状況で与党として、政府としていかにするのか、一年前でございますが、政府・与党の中でこ

ういった安全保障に対して緻密な議論と考察を経て慎重に検討をした結果、あくまでも、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福の追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に限つて限定的な集団的自衛権の行使を容認できるという結論に至りました。

これ、私自身も真剣に、今の憲法、国の存立のために必要最小限度の自衛権、これはいかなるところまで容認されるのか、これをえた結果でございまして、我が国を取り巻く環境、そして憲法の解釈と論理的整合性、法的安定性、これを私なりに真剣に考察をして納得をしているわけですが

います。そして、四十七年の政府見解における憲法九条の解釈の基本的な論理、これはしっかりと維持された考察の結果でございまして、この從来の憲法解釈の基本的な論理を引き継いで、この国の安全保障、防衛をしつかりするために、閣議決定に従つて法案を作り、そしてお願いをしている

といつところでございます。

○吉田忠智君 この質問をするに際してちょっと

年、二〇〇四年の二月五日、憲法調査会で出した

資料で、その冒頭に、憲法九条の意義ということをこのようにレジュメで書かれているんですよ

ね。

第九条は、二十世紀後半の五十年間、戦後の復興から高度成長の時期に日本のためによく機能し、歴史的役割を果たした優れたもの。憲法九条の果たしてきた機能、一番、敗戦後、日本がアジアの国々に国際的に受け入れられる現実的条件であつた、二番、軍事力の増強、防衛予算の増額を求める米国を抑え、軽武装、経済成長政策の柱であった、三番、国家利益の追求の手段として、経済利益追求はしても武力に訴えないこと、武器を輸出して死の商人にならないことなどを遵守し、平和を希求する道義的国家であり得た。

私はしばらしいなと思って感動いたしました、これを見て。そういう中谷大臣が、今、この憲法違反と言われる法案の中心になつて防衛大臣として仕事をしておられる、まあ心中はどうか分かりませんけれども、その点を大変残念に思つていま

す。

次に、存立危機事態について法制局長官に一点確認したいと思います。

まず、経済的な影響のみで存立危機事態を設定できるのか。二点目は、現在米国がサイバー攻撃に対して有形力による対応、すなわち米軍がサイバー攻撃の拠点をたたくことを戦略としておりますが、仮にサイバー攻撃を受けた米国から要請があれば、集団的自衛権の行使として存立危機事態を認定して自衛隊を出すことがありますか、お聞きします。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) まず、経済的影响のみというお尋ねの点、若干特定されていませんので、一般論としてお答えさせていただきます。

存立危機事態とは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある

事態であり、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなはち、その状況の下、武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるというこ

とをいつているものと解しております。まさに外國の武力攻撃という、武力、軍事力を用いた急迫不正な侵害行為によって国民が犠牲になるという極限的な場合を表しているものでございます。

この要件に該当するかについては、実際に生起した具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することとなるわけでございますが、いわゆるホルムズ海峡において武力攻撃に当たる機雷の敷設によってこれが封鎖された場合を考えますと、それは単なる経済的影響にとどまらず、生活物資の不足や電力不足によるライフル線の途絶が起き、これにより国民生活に死活的な影響、すなはち国民の生死に関わるような深刻、重大な影響が生じる可能性もあるわけでございます。この点を総合的に評価して、状況によつては存立危機事態に該当する場合もあると考えられます。單なる経済的な影響のみで存立危機事態を認定するということではないと考えております。

一般論として申し上げれば、いわゆるサイバー攻撃が武力攻撃の一環として行われるということは考へられるわけでございますが、それが他国に対して行われる場合において、そのサイバー攻撃には申し上げられない、個別の状況に応じて判断すべきものであるというふうに考えております。○吉田忠智君 いずれにしても、曖昧で、そのときの政権が恣意的に判断ができるという点が、衆

議院でも議論されておりましたけれども、極めて明らかであります。

次に、中谷大臣に、重要影響事態法案と国際平和支援法案で、非戦闘地域から非戦闘現場より現場へ、戦闘へ近い地域へと自衛隊の活動領域が拡大されるわけありますけれども、自衛隊の戦死リスクが高まるとの批判に対し、政府は、自衛隊が現実に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定する、これは何度も答弁をされておられますね、中谷大臣。

なぜこれを、先ほども議論がありましたけれども、法文に明記しないのか、この点は修正して入るべきじやありませんか。

○國務大臣(中谷元君) 先ほど法案の条文を朗読をいたしまして、七条の二に、後方支援活動を行つたまゝして、防衛大臣は、部隊による活動が円滑かつ安全に実施することができるよう実施区域を指定すると規定をしております。

これは、法律上、防衛大臣に安全に活動できる場所を指定することを義務付けているものでありまして、部隊等が円滑かつ安全に活動できるといふ要件は非常に重いものでございます。今現在戦闘行為が行われていないだけではなくて

このためには、日頃から訓練を重ね、いわゆる危機管理、部隊等が現実に活動を終えるまでの間、戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定することは、円滑かつ安全に活動する上で当然のことです。応戦しないで全員拘束されても、政府は、自衛隊は武力紛争の当事者ではないのでジュネーブ条約上の捕虜としての保護を受けないと言いますけれども、無権利状態に置かれるのではありませんか。

○國務大臣(中谷元君) 自衛隊は、我が国の安全のために日頃から訓練を重ね、いわゆる危機管理、このプロといたしまして、あらゆるリスク等におきましては自ら管理をし、そして運営をして安全に任務を遂行する、こういうことを日々訓練を重ねております。

ここで言う後方支援というのは、そもそも戦闘を行つといふところではなくて、その性質上、危険を回避して、活動を安全を確保した上で実施をするといふところでありまして、軍事技術が発達した今日においても、いかなる国の部隊であつても補給を受けている間は攻撃に対して極めて脆弱な状態になると。このため、現に戦闘行為が行われている現場では有効な支援を受けることは困難なことで、後方支援の実施は安全な場所であるといふことが大前提でございます。

このような大前提の下に、この重要影響事態法、そして国際平和支援法で、防衛大臣が区域を先ほ

うことだけ今日は指摘をしておきたいと思います。

こうした後方支援は兵たん活動に当たり、憲法九条一項が禁ずる他国の武力行使との一体化でありますけれども、非戦闘現場での活動によって戦争に巻き込まれるのではないか。自衛隊の活動場所が戦闘現場となつた場合に、捜索救助活動は継続されるし、休止、中断ができない場合もあるわけであります。総理も、二〇一三年の百田尚樹氏との対談本で、休止、中断は国際社会では通用しないと認めておられるわけであります。

中谷大臣、撤退しない、できない場合、個別自衛隊の行使として応戦すれば戦争に巻き込まれます。応戦しないで全員拘束されても、政府は、自衛隊は武力紛争の当事者ではないのでジュネーブ条約上の捕虜としての保護を受けないと言いますけれども、無権利状態に置かれるのではありませんか。

○吉田忠智君 撤退できない場合、戦争にならなければ自衛隊員は見殺しです。そもそも、こんな希望的観測を重ねた非現実的な想定で殺し殺される現場に自衛隊を出すことは問題であります。

今日、石破大臣においでをいただきました。防衛政策に深い見識をお持ちの石破大臣に質問します。一方で持論をお持ちだと思います。兵役、自衛隊の服務は奴隸的な苦役に当たるとお考えですか。

○國務大臣(石破茂君) お答えを申し上げます。

これは、政府が昭和五十六年三月十日に森清議員に対します答弁書というものを作成し、閣議決定をしておるところでございます。委員御案内のこととかと思いますが、そこにおきまして、政府答弁書はこのように述べておるところでございま

もイラクで実施をいたしましたけれども、この仕組みの下で実施区域が指定されるなどして、安全が確保された従来と安全面では私は変わりなく実施をさせる、そして、し得るのではないかと思つております。

また、万が一、部隊等が活動を実施している場所が戦闘行為による危険を回避する旨規定をいたしておりまして、部隊が武器を使用して活動の実施を一時休止をして、他の近傍において戦闘行為が行われるに至つた場合は、付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測をされる場合も、部隊等の長は反撃しながら活動を継続するというようなこともあります。応戦しないで全員拘束されても、政府は、自衛隊は武力紛争の当事者ではないのでジュネーブ条約上の捕虜としての保護を受けないと言いますけれども、無権利状態に置かれるのではありませんか。

活動地域の情勢に対する情報収集、これを行つたまゝして、他の近傍において戦闘行為が行われることでございませんし、戦闘に巻き込まれる、すなはちが戦闘行為になるということはないということでおります。

すなわち、政府は、徴兵制度によって一定の役務に強制的に従事させることが憲法十八条に規定する奴隸的拘束に当たるとは毛頭考えていない、このように政府として申し述べておるところでございます。まして、現在の自衛隊員がその職務に従事することがこれに当たらないことは言うまでもない、政府が徴兵制度を違憲とする論拠の一つとして憲法第十八条を引用しているのは、徴兵制度によって一定の役務に従事することが本人の意思に反して強制されるものであることに着目して、さきに述べたような意味でその意に反する苦役に当たると考えているからである。これが政府の立場でござります。

この考え方には全く異を唱えるものではございません。このとおりでございます。

その前の昭和五十五年八月十五日、稲葉誠一議員の質問に対しまして政府答弁書におきましては、憲法の趣旨、すなわち幸福追求権を定めました憲法第十三条、そして憲法十八条、この趣旨から徴兵制は違憲であるというふうに申し上げているものでござります。

ですから、委員の質問にストレートにお答えをするとすれば、奴隸的苦役ということを政府は言つておりません。意に反してといふところに意義があると、そういうことでございます。

○吉田忠智君 徴兵制を取るか否か、政策判断であると過去にお答えになつたというふうに私は承知をしていますけれども、一二年四月に発表された自民党憲法改正草案では、前文に国民の国防義務が明記されています。

また、現在、自衛隊の新人員は、陸自で約六ヶ月、空自でも半年から一年半ぐらいの教育訓練で第一線部隊に配属されると。十年も専門的な訓練をやらないと使い物にならないというのはデマ宣伝ではありませんか。少子化もありまして、新入隊員の採用も困難になっています。特に、海自などで募集業務に苦労していると聞いております。必要性がないとは言い切れません。

そこで、最近問題になつてゐるのが経済的徴兵制と言われることであります。文部科学省の学生への経済的支援の在り方に関する検討会では、昨年五月、奨学金返還滞者に自衛隊でインターンさせたらどうかとの発言がなされ、経済的徴兵制として報道されました。今後、徴兵制を導入する以前に、自衛隊に入隊すれば例えば選学金返還免除などの経済的インセンティブを与える。そういう制度を導入する可能性はないのでしょうか。中谷大臣。

○國務大臣(中谷元君) 防衛省におきまして、自衛隊に入隊することを条件に学生支援機構の選学金の返還、また国の教育ローンの債務を免除するという制度は存在をいたしません。

ただし、自衛隊貸費学生制度というのがありますし、これは有能な技術系の幹部自衛官となる人材を確保するための制度であります。平成二十七年度の貸費学生、これ十六名おられます。

この制度は、学校教育法による大学又は大学院で理学、工学、これを専攻している学生で、卒業後、その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務します。専攻した者に対する待遇に基づく選考の後、採用した者に毎月定額の学資金を貸与することによってその修学を助成し卒業後に陸海空自衛隊の幹部候補生として任用する制度でございますが、貸与された学資金は、自衛官として一定年度以上勤務をいたしますと規定に従つて返還が免除をされるということですが、これはあくまでも志願に基づいて選考採用する制度でござりますが、貸与された学資金は、自衛官として

○吉田忠智君 これから、せっかく今日が皮切りで社民党も議論に参画をいたし、あしたは福島副

党首が質問に立つようになつております。社民党は院内外で違憲の戦争法案の廃案に向けて徹底して闘うことと申しあげて、質問を終ります。ありがとうございました。

○山本太郎君 生活の党と山本太郎となかまたち共同代表の山本太郎です。

党名は長いんですけれども質問時間はなかなか長くないということなので、是非簡潔にお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

その前に、本日この審議を傍聴しに来てくださっているお客様の中に、六名の沖縄からのお客様がいるそうです。辺野古から来ていたいたと

いうことです。

過去四度、直近の選挙では沖縄の民意ははつきりとしました。辺野古に基地は造らせない、それが沖縄の選んだ民意。そしてそれが決めたこと。その前に、本日この審議を傍聴しに来てくださっているお客様の中に、六名の沖縄からのお客様がいるそうです。辺野古から来ていたいたと

○吉田忠智君 アメリカは入隊する際に選学金免除という制度もありますから、この経済的徴兵制という問題も決してこれは無視できない課題だと思つています。

そして、憲法十八条の解釈で、総理も法制局長官も、それは苦役に当たるから、徴兵は、これは

絶対、徴兵制など十八条の解釈からしてあり得ないなどということでありますけれども、憲法九条の解釈をあんなにいとも簡単に変えたら、やっぱり国民の皆さんには不安に思いますよ。防衛省の官僚経験者の方からもやつぱり徴兵制導入の懸念の声が上がっていますから、素人だけの議論じやないんですよ、これは。その点だけ申し上げたいと思います。

総理に質問いたします。

相当、今回の法案、国民の反対の声が上がってます。六〇年安保のときとよく最近比較されるんですけど、そのときと違つていろんな国民の各層の声が、SEALDsと言われる大学生や若い人たち、子供を持つお母さん、学者、文化人、芸能人、中年の皆さん、本当に幅広く反対の声が上がっています。昨日、今日と私も議論を聞いていまして、この憲法解釈の変更、私は、将棋でいうともう詰んでいるんじゃないかと思うんですけど、詰んでいる。もう論理的な整合性というのがやっぱりない。

そして、合憲と言つてゐる憲法学者、公式に言つてゐるのは三人しかいないんですよ。今までの安保法案とは違う。ほとんどの憲法学者が違憲だと。そして、先ほど申し上げた内閣法制局長官経験者が、現に審議している法案について、その委員会の場で参考人として出てきて、これは憲法違反だ、違憲だ、問題だと、そんなことは今までありませんよ。そういうことをやつぱりしつかり受け止めて、私は、撤回して出直すべきだ、国民の皆さん

の声をしっかりと聞くべきだと。

先ほど、総理のもう一人のおじいさん、総理は岸信介元総理のことはよく出されます、安倍寛さんの話は余りされませんけれども、すばらしい方で私も敬服しています。安倍寛さんのことも少し思いを致して、新国立競技場で政治判断ができますから、政治判断したらどうですか。いかがですか。戦争法案、撤回してくださいよ。

まず、総論としてのお話を始めたいと思います。私たち生活の党と山本太郎となかまたちは、今回の中の政府・与党の言う平和安全法制、私たちから見れば紛れもない戦争参加法制だと思うんですけれども、これらの法案は明らかに憲法違反であり、そればかりでなく、安全を保障するどころか自衛

隊員と日本国民全体の危機を高めるもので、断固反対、全力で反対いたします。今回、この特別委員会で発言の場を得ましたので、私たちは次の四つの視点を基本に質疑を行つてまいりたいと思います。

第一、やはり何よりも今回の政府提出法案は日本憲法九条に違反する違憲立法だということです。

憲法九条には、自衛権を認めるとはどこにも書いておりません。明確に武力の行使、これ禁止されております。しかし、外部から日本に対して攻撃、急迫不正の侵害があり、ほかに手段がない場合は必要最小限度の実力行使が許されるという解釈で正当防衛のための自衛隊を保有しているんですね。日本が攻撃されていないにもかかわらず、武装した自衛隊が海外で武力行使をするということは到底許されることではありません。

第二、後方支援は武力行使そのものだということです。

日本政府は後方支援と言つておりますけれども、国際法上、ロジスティックスは補給、兵たんであり、後方支援する自衛隊は、日本が支援するアメリカ等の敵対国あるいは敵対組織の軍事目標、攻撃目標に当然なります。アメリカの敵がそのまま日本の敵になる、有志連合国の敵がそのまま日本の敵になつてしまふという話です。

第三、国際法上の正当性についてです。中東、アフガニスタンでのアメリカ等の爆撃や地上作戦に巻き込まれた市民、女性、子供たちの殺傷、これ明らかに戦争犯罪です。国際法上の正当性、あるわけがございません。このようなアメリカ軍等の行為に日本の自衛隊が参加、協力すること、あつてはならないです。自衛隊員の皆さんのが國に差し迫つた日本壊滅のリスクに關する重大な脅威について質問していきたいと思います。

現場の情勢、一刻と変化します。戦場ジャー

ナリストの方々にお聞きすると、皆さん口をそろえてこうおっしゃる、身を守るために動くものは全て撃つ、そんな状況に陥るのが戦場だと。安全だと思われた場所もその先は分からぬという話なんですね。我が国は海外ではあくまで集団安全保障、国連中心主義で行動すべきで、自衛隊の海外派兵は行わず、国連の人道支援活動を中心に参加、協力すべきです。

憲法違反の法案に対して、対案を出せ、これよく聞きますよ、声高に、与党側から。これはただの詭弁です。論点ずらし以外の何物でもない。憲法違反の法案に対する対案は廢案であると、先日、参議院本会議で民主党北澤筆頭理事がおつしやいました。そのとおり。

続いて、第四として、私たちの安全保障に関する政策を主張していきたいと思います。

まず、日本の領域に対する急迫不正の侵害に対しましては、従来どおり個別の自衛権と日米安保

で対処します。尖閣、小笠原、東シナ海の中国漁船等については、海上保安庁の能力を一段と高め、自衛隊はそれをサポートすべきです。南シナ海に対する軍事力ではなく外交力で対処すべき。ASEAN諸国と連携し、APECの枠組みで海上輸送路の安全を確保すべき。中国に国際法に違反するような行為があつたとするならば、APECやG7などとも協力して経済制裁をすることとし、そのことを抑止力とすべきではないでしようか。中東につきましては、自衛隊は派遣せず、国連の人道支援活動への参加、協力に徹すべきだ

と想います。イスラムは日本の敵ではありません。これが私たちの政策、いわゆる対案です。

以上、四つの視点から質疑を行いたいと思います。

すけれども、今日は第一回目ですから、現在の我が国に差し迫つた日本壊滅のリスクに關する重大な脅威について質問していきたいと思います。

衆議院で百時間以上を超える審議が行われたといふ話なんすけれども、でも、ほほ誰も理解で

きていないんじゃないですか。總理でさえも余り理解されていないんじゃないかなというふうに、

先日のテレビでの分かりやすい説明とか見ているとそういうふうに思つちやうんですけれども。安保法対して、それでも、テレビにも出演されて、いろいろかみ砕いてみんなに伝えようというお持ちというのはすごく伝わつてくるんですけどね。それでも、残念ながらますます混乱を深めているだけ。

理解を深めるコンテンツとして、今ちょっと話題がかなり盛り上がりかけています、皆さん御存じだと思います、「教えて！ひげの隊長」、御存じですよね。本家本元のひげの隊長の方も盛り上がりつていますけれども、その一方で、そのパロディー版が本家を超えるヒット数ということで、これ併せて見ていただき面白いと思うんですけれども。

まず最初の質問は、このひげの隊長さんの動画、その一こまをお借りして質問したいと思います。（資料提示） 少数会派はセルフサービスです。それでは参考したいと思います。

この動画の中、ひげの隊長さんはあかりちゃんに対しまして、「実際に日本にミサイルを向ける国があるの知つてる？」、このように聞いています。

安倍総理、実際に日本にミサイルを向けている国というのは存在するんですか、教えてください。

○國務大臣（中谷元君） 中国、北朝鮮、ロシア、これは我が国に到達し得る多数の弾道ミサイル、これを保有をしております。しかし、それのみをもつて我が国の安全に対する脅威と評価しているわけではありません。弾道ミサイルの能力のみならず、その時々の国際情勢、また当該国との言動、行動など総合的な分析、評価が必要となります。

その上で、政府として、北朝鮮による弾道ミサ

イル能力の増強等は我が国に対する重大な脅威と認識をいたしております。

かわらず、核・弾道ミサイル開発を継続をしている姿勢を崩していない、そして過去三回の核実験を通じて、核兵器の小型化、弾頭化の実現に至っている可能性を排除できない、そして日本を、大半を射程に入れる数百発もの弾道ミサイルを配備をしている、そして昨今、弾道ミサイルの発射訓練を繰り返している。そして我が国具体的な都市名を挙げて弾道ミサイルの打撃圏内にあることを強調するなど、挑発的な言動を繰り返していることなどを総合的に分析を評価した結果でございまして、北朝鮮の軍事動向、これは我が国はもとより、地域、国際社会の安全保障にとても重大な不安定要因となつております。

○山本太郎君 ありがとうございます。

質問レクというものが質問をする前にございまして、そこでどんな質問をするかといふのを、少しお互いにコミュニケーションできないといけないのでやり合はんですけれども、そのときに、ここはさくっといきたいですと、世間話をしているよういうようななお話があつたんですけども、丁寧に御説明をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、ひげの隊長、もし現実にミサイル撃つてきたらどうするのと、どうするのとは言つていいです、どうする、あかりちゃんに聞いています。

続ぎまして、ひげの隊長、もし現実にミサイル撃つてきたらどうするのと、どうするのとは言つていいです。どうする、あかりちゃんに聞いているんですね。安倍総理、そろそろ声を聞かせてください。もし現実にミサイル撃つてきたしたらどうするんですかね。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 我が国に対して弾道ミサイルが発射された場合には、自衛隊が米軍と協力をしつつ、弾道防衛ミサイルシステムによってこれを迎撃をいたします。具体的には、イージス艦とPAC3により二段階で対応することを考えております。

その際、我が国に弾道ミサイルが飛来すると認められるものの、これが我が国に対する武力攻撃とは認められない場合には、自衛隊法第八十二条

の三に基づく弾道ミサイル等破壊措置により対処

することになるわけであります。

他方、我が国に対する外部からの武力攻撃に該当すると判断をし、我が国を防衛する必要があると認められる場合には、自衛隊が自衛隊法第七六条の防衛出動により対処をすることとなります。

また、武力攻撃事態などに該当すれば、事態の状況に応じて国民保護法等の関係法令や国民保護計画等に基づいて警報の発令や住民の避難等の措置を迅速かつ的確にとることになります。

○山本太郎君 ありがとうございます。丁寧に御説明いただきました。

次は一言で答えていただけたと助かります。時間の問題もありますので。

安倍総理、「教えて！ヒゲの隊長」だけでなく、国会答弁でもよく出てくると思つんですね、この弾道ミサイルの問題、武力攻撃の問題、よく出てきますよね。我が国にとって重大かつ差し迫った脅威であるという認識でよろしいですか。イエスかノーカでお願いします。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これは、当然、数百発のミサイルを保有していて、核を開発している、搭載能力を向上させていくということについて脅威と考えております。

○山本太郎君 ありがとうございました。

同じ答えを、以前お出ししました質問主意書、その中でお答えをいただきました。まさに脅威であると、我が国に対する重大かつ差し迫った脅威となつていてると認識しているというお答えを以前にいただいているんです。

これ、テレビ御覧になつていてる方々、御存じなかつたらいけないので軽く説明させてください。質問主意書というシステムがございます。何か疑問に思つたことがあれば、質問を書いて、それを政府に渡すと、それが答え、閣議決定として返ってくるというシステムなんですね。非常にいいシステムですよ。

去年十一月、私は、政府に対しましてこの質問

主意書を使って出しました。どんな内容だったか。

九州電力株式会社川内原子力発電所への弾道ミサイルによる武力攻撃に対する国民保護計画に関する質問主意書を提出しました。皆さんのお手元にあるのは配付資料の二です。余りにも長くて、漢字だらけで、よく分からなかつたでしょう。もしも川内原発に弾道ミサイルその他が飛んできたらどうするんですかということを質問主意書で聞いたというお話です。

進めます。

その中で私は、弾道ミサイル攻撃等を含む武力攻撃による原子力災害への対処について、鹿児島県と薩摩川内市はそれぞれの国民保護計画の中に記載があると以前政府は答弁ましたが、政府自身は、九州電力株式会社川内原子力発電所に対する他の国等からの弾道ミサイルによる武力攻撃を想定していますかと質問いたしました。安倍総理の名前で返ってきた答弁書、質問主意書に対する答えは安倍総理のお名前で返つてくるんです。

他国等からの弾道ミサイル攻撃に関する想定に

ついては、政府として特定の施設についてお答えすることは差し控えるが、弾道ミサイル等の移転・拡散・性能向上に係る問題は、我が国や国際社会にとっての大きな脅威となつており、特に、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発は、我が国に対するミサイル攻撃示唆等の挑発的言動と相まって、我が国に対する重大かつ差し迫った脅威となつていると認識している。政府としては、国民の生命・財産を守るために、平素より、弾道ミサイル発射を含む様々な事態を想定し、関係機関が連携して各種シミュレーションや訓練を行つていろいろあるところであると書いてありました。

総理、政府としましては、平素より、弾道ミサイル発射を含む様々な事態を想定し、関係機関が連携して各種シミュレーションや訓練を行つていろいろあることで間違いございませんか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 政府においては、国民の生命・財産を守るため、平素から、様々な

事態を想定して、地方公共団体、関係機関を通じた対処能力の向上が図られるよう各種のシミュレーション、そして政府機関が連携した対処訓練や地方公共団体と共にした国民保護訓練を実施をしているところであります。このうち、国民保護共同訓練については、各種テロや武装グループによる攻撃など緊急対処事態を主として、警察、消防、自衛隊など関係機関が参加した総合的な訓練を行つておりまして、原発に対するテロ攻撃を想定した訓練も行つております。

○山本太郎君 ありがとうございます。やはり、有事に備えてしっかりとシミュレーションするんだ、訓練もするんだという総理のお仕事をちょっととかいま見れたような気がいたします。では、お聞きします。総理、様々な事態を想定し各種シミュレーションを行つてあるそうですが、いますが、川内原発の稼働中の原子炉が弾道ミサイル等攻撃の直撃を受けた場合、最大でどの程度放射性物質の放出を想定していくらっしゃいますか、総理。

○政府特別補佐人（田中俊一君） 御質問ですが、航空機衝突を含めて、原発が大規模に損壊した場合の対処施設は規制要求として求めておりますが、弾道ミサイルが直撃した場合の対策は求めておりません。弾道ミサイルが直撃するような事態は、そもそも原子力施設の設置者に対する規制により対処すべき性質のものではないと考えています。

放射能が放出されるという事態は、したがつて、福島の千分の一、もちろん基準はあるんですよ。もしものことが起つた場合、千分の一だつたり百分の一とかといううつすらとした、うつすらとした何かの基準は存在しているんです。だけれども、皆さんどう思いますか。弾道ミサイルが着弾したとする、そのほかにいろんなミサイルが着弾したとして、原子力施設を破壊され、福島の東電原発の千分の一の放出量で済むと思いますかと

いう話なんですね。思えませんよね。どうしてそれ

をしつかりと計算しないのかという話になるんで

すけれども、余りにもひどくないですか、これつて。

これ、質問主意書で質問したんですよ。仮定の質問であり、お答えすることを差し控えたいという話なんですね。仮定の話というけれども、仮定の話というと、やっぱりこれ、答えるのが難しいものなんですかね、総理。これはお伝えしていいなかつたんですけども、やっぱりそういう何が飛んでも、それでも、余りにもひどくないですか、これつて。

それによりますと、放射性セシウム137の放出量は、川内一、二号機の場合には約五・六テラベクレルと評価しております。ちなみに、この値は

福島第一原発事故で放出された量の約千分の一以下ということになつております。

○山本太郎君 ということなんですが、今の答弁は余りにも長過ぎて、テレビを御覧の方は何を言つておつしやつたんですよ、委員長。弾道ミサイルが飛んできた場合、原子炉、その近くに着弾した場合、もしもそれが破損した場合に一体どのような状況になるか、その漏れ出すというもとの対しては、それは計算されていないということですね。

今言われたものに関しては、言わされましたよね、福島の千分の一、もちろん基準はあるんですよ。もしものことが起つた場合、千分の一だつたり百分の一とかといううつすらとした、うつすらとした何かの基準は存在しているんです。だけれども、皆さんどう思いますか。弾道ミサイルが着弾したとする、そのほかにいろんなミサイルが着弾したとして、原子力施設を破壊され、福島の東電原発の千分の一の放出量で済むと思いますかと

いう話なんですね。思えませんよね。どうしてそれ

をしつかりと計算しないのかという話になるんで

すけれども、余りにもひどくないですか、これつて。

これ、質問主意書で質問したんですよ。仮定の質問であり、お答えすることを差し控えたいといふ話なんですね。仮定の話というけれども、仮定の話というと、やっぱりこれ、答えるのが難しいものなんですかね、総理。これはお伝えしていいなかつたんですけども、やっぱりそういう何が飛んでも、それでも、余りにもひどくないですか、これつて。

それによりますと、放射性セシウム137の放出量は、川内一、二号機の場合には約五・六テラベクレルと評価しております。ちなみに、この値は

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 武力攻撃事態は、その手段、規模の大小、攻撃パターンが異なることから、これにより実際に発生する被害も様々で

あり、一概にお答えすることは難しいというふうと
でござります。

○山本太郎君 一概に答えるのは難しい、仮定では答えられない。そして、この安倍総理の名前前へたゞいた質問主意書でも、反対の質問であり、

お答えすることは差し控えたいというようなお答えをいたしました。

でも、考えてみてください。今回の法案、中身、仮定や想定を基にされていないですか。A国がB

国に攻撃を仕掛けた。友好国のB国から要請があり、新三要件を満たせば武力行使ができるのできま
ないの、これ反対ですよ。反対でしょ。

でよく分からぬとかつてごによくによ言う割には、仮定でどんどん物事をつくつていこうとして

いるんですよ。仮定、想定で、そこからシミュレー
ーションしていくって物事をつくり上げていくという
事です。あくまで、現実世界の問題をシミュレートす
るためのツールです。

のは当然のことだと思うんです。都合のいいときは想定や仮定を連発しておいて、国防上ターゲットになり得る核施設に關しての想定、仮定で

きかねますつて、これ、どれだけ御都合主義ですかという話だと思うんです。

我が国を取り巻く安全保障環境、著しく変化しているんでしよう。飛んでくるかもしれないんでしょう、ミナイレ。中国が、比明洋が、ハランなど

話をされているじゃないですか。十分で到達します、飛んできたときは何もできていません。困ります。

ますよね、それ。本気で守る気あるんですか。この国に生きる人々の生命、財産、幸福追求権守る

んたこたら一番脆弱な施設しかも施設を守るために、その逃がす方法も。千分の一、百分の一、その程度の放出量でしかないなんて、これ何

よんですか、意味が分からない。

この先ほどお示しした質問主意書、避難計画作成の必要性は最大で何キロメートル圏の自治体に及ぶと想定していますかと質問しました。でも、これ答えなかつたんですよ。おかしく

総理、もしくは弾道ミサイルが飛んできて破壊された場合、何キロ圏までの計画を作成するべきなのか教えてください。

○政府参考人(大庭誠司君) 武力攻撃事態は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより様々な想定があり得ることから、国民保護措置の実施に関する基本的な方針を閣議決定した国民保護基本指針においては、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の四つの類型を想定しておりますが、特定の定量的な被害は記していないところでござります。

そして、弾道ミサイルなどの武力攻撃により原子力災害が発生した場合については、あらかじめ地域を定めて避難等の措置を講ずるものとするものではなく、事態の推移等を正確に把握して、それに応じて避難等の対象範囲を決定することとしております。

○山本太郎君 先ほどの内閣官房の方にお聞きしたいんですけど、後半部分よく聞き取れただすけれども、いろんなパターンがあるからどういう状況になるかが分かりづらい。だから、実際にそうなつてみて、いろんな被害の状況を見たりとか実測値を測つていきながらその避難の範囲であつたりとということを決めていきたいという理解でよろしいでしょうか。イエスかノーかでお答えくださいますか。

○政府参考人(大庭誠司君) 事態の推移等を正確に把握してその対象範囲を決定するということをございまして、例えば放射性物質等の放出の状況なるべく正確に把握して避難等対象範囲を決定していくたいということを考えております。

配付資料の三。去年五月二十八日に発表されましたが、田中規制委員長が主導して、関係自治体の地域防災計画や防災準備に資する基礎的データを提供するために原子力規制委員会が作成したんです。要は、基準がなかつたよねということなんですね。基準がなかつたから、それじゃちょっと避難計画とかいろいろなものをしてづらいでしょ、いろんなものにお役立てくださいということで規制委員会が作つてくださいました。田中委員長、専門家の方です、作つていただいたということです。

○山本太郎君 執さん、分かりましたか、今のテレビ御覧の皆さん。要は、前もつてのちゃんと東電福島原発のような事故があつたとしても、そしてそのほかに、今一番危険とされている、安倍総理、そして安倍内閣が声高に叫び続ける中国、北朝鮮からのミサイルがとう着弾が原子力施設にあつたとして、被害があつたとしても、これ事態の推移、要是、一度爆破していただくという話ですよ。実測値で測つていくしかないんだという話ですよ。

こんないかげんな話あるかよって、誰の税金で食べて、誰のお金でこの国会が成り立つていて、そして霞が関も、そして永田町もやつていているんだって、誰の命を守るんだっていう話です。どうして真剣にやらないんでしょ。こんな一日三億円近く掛かる国会の審議と言いますよね、予算割つていつたら。それを九十五日間も延長しておいて、実際その飛んでくるだけだと言われているミサイル、もしもそれが着弾した後の最悪のパターンというものを考えていいんですね。あきれて物も言えない。国民の生命、財産、幸福追求権、これを守れるとは到底思えないと。何もやつていないに等しいと思います。

先に行きたいと思います。

○山本太郎君 皆さん、分かりましたか、今、
テレビ御覧の皆さん。要は、前もってのちゃんと

した過頬言画であつたりとかどういものに、
すらしか存在していらないことなんですよ。
今言いました事態の推移、この意味分かりますか。

原発にもしも事故があつたとしても、福島第一の、東電福島原発のような事故があつたとしても、そしてそのほかに、今一番危険とされている、安倍

総理、そして安倍内閣が声高に叫び続ける中国、北朝鮮からのミサイルがという着弾が原子力施設にあつたとして、被害があつたとしても、これ、

事態の推移、要は、一度被曝していただくという話ですよ。実測値で測つていくしかないんだといふ話ですよ。

こんないいかげんな話あるかよって、誰の税金で食べて、誰のお金でこの国会が成り立っていて、
ここで質問する、ここで日本をつくるな。

そして霞が陽も、そして水田畠をやめていいんだって、誰の命を守るんだっていう話でしょう。どうして真剣にやらないんでしようね。こん

な、一日三億円近く掛かる国会の審議と言いますよね、予算割つていつたら。それを九十五日間も延長しておいて、實際その飛んでくるだ何だと言

われているミサイル、もしもそれが着弾した後の最悪のパターンというものを考えていいんですか。あきれで物も言えない。国民の生命、財産

幸福追求権、これを守れるとは到底思えない。何もやつていまいに等しいと思います。
先に行きたいと思います。

配付資料の三。去年五月二十八日に発表されました。田中規制委員長が主導して、関係自治体の地域防災計画や防災準備に資する基礎的データを

提供するために原子力規制委員会が作成したんです。要は、基準がなかつたよねということなんですね。基準がないから、それじゃらよつて誰誰

計画とかいろいろなものを立てづらいでしよう、いろんなものにお役立てください」ということで規制委員会が作つてくださつた。田中委員長、専門家の方ですよね、作つていただきたいということです。

その下に注意書きが書いてあるんです。「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について」という紙なんですねけれども、これは、「これ、下に注意書きが書いてある。どんな内容か。」などって、本試算はこれ以上の規模の事故が起こらないことを意味しているものではない。」

百分の一で計算していたら、えらい目に遭いましたよ。我が国で起こった事故で一番最大の数は何なんだという話ですよ。どうして百分の一にするんだって。それは、新規制基準というものを作りましたから。新規制基準を通過したものは、幾ら事故があつたとしても恐らく百分の一ぐらいいしかならないんじゃないかなという希望的観測じやないですか、これ。これ、もしも事故があつたとして誰か責任取りますか。想定外で終わりですね。

現在も進行中の事故福島、メルトダウンスリーとも言う、スリーメルトダウンとも言われているレベル7の事故三つ。収束の仕方も分からぬ、そんな事故があるにもかかわらず、誰も逮捕されない、強制捜査も入らない。分かりますよね、言っている意味。責任どうやって取るのかということを、覚悟を知りたいですよね。無理にやるんだろうって。安全保障の問題だ、エネルギー問題だつていろいろなことを言つてゐるけれども、実際はどうなんだって。もしものことが起こつた場合、また泣き寝入りか、福島の事故のように、余りにおかしいじゃないですか。百分の一なんていう数字、これじゃ試算できないはずです。人々の命は守れない。

総理、答えてくださいよ、これ、百分の一で十分だと思われますか。これ、伝えていないだけれども、総理に答えていただきたい。

<p>○内閣総理大臣(安倍晋三君) 武力攻撃による原子弹災害への対処については、国民保護基本方針に基づいて、原発からおおむね五キロ圏内は直ちに避難、原発からおおむね三十キロ圏内はまずは屋内退避といった対応を取ることがこれは基本であります。</p> <p>他方、武力攻撃によって五キロ圏、三十キロ圏といった範囲を超える大規模な放射性物質の放出が起きた場合には、そうした状況に応じて臨機応変に対処を行うことは当然でございます。指針も、事態の推移に応じて必要があると認めるときは、三十キロ圏よりも外も三十キロ圏内と同じ避難等の措置を行うとしています。</p> <p>その上で、国は、汚染のレベル、武力攻撃の状況等に応じて避難地域、避難先を明らかにして、避難に関する措置を地方自治体に指示いたしました。さらに、国は、自衛官、海上保安官による誘導避難を通じて、地方自治体とともに全力で住民の救援に当たっております。</p> <p>○山本太郎君 安倍総理、原子力規制委員会、原発に対する弾道ミサイル攻撃については閑知していないんです。</p> <p>これ、以前に自分の所属している内閣委員会でもお聞きしたことのあるんですね。こうおっしゃっています。結論から申し上げますと、評価はしておりませんし、評価というのはそういう事故があつた場合の評価はどうするのかということですね、今後もやるつもりはありません。ミサイルはいろんな種類がありますので、どういったものが飛んでくるかも分かりませんし、どういう状況になるかとも想定できませんので、やるつもりはありません。</p> <p>これ、困るんじゃないですか。今、この法案十本のものを一本に束ねて無理やりやろうとしているこの法案、ゆう活といながらみんなの夏休みを奪っているこの法案。この法案どうします。</p> <p>これ、やっぱり試算しなきゃ駄目なんですよ。原子力災害対策本部長つて誰でした、原子力災害</p>
<p>○内閣総理大臣(安倍晋三君) このシミュレーションしてもらつてください。</p> <p>○内閣総理大臣(安倍晋三君) このシミュレー ションにつきましては、先ほど申し上げましたよ うに、各種テロや武装グループによる攻撃など緊急対処事態を中心として、警察、消防、自衛隊など関係機関が参加した総合的な訓練を行つております。</p> <p>原発に対するテロ攻撃を想定した訓練も行つておりますが、この原発への弾道ミサイル攻撃についてでございますが、この武力攻撃事態は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどによって様々な想定があり得ることから、国民保護措置の実施に関する基本的な方針を閣議決定した国民保護基本方針においては、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、そして弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の四つの類型を想定しておりますが、特定の量的な被害は記していなわけあります。</p> <p>そして、弾道ミサイルなどの武力攻撃により原子弹災害が発生した場合には、あらかじめ先ほど申し上げましたような形で避難等の対象範囲を決定することとしております。</p> <p>○山本太郎君 ありがとうございます。</p> <p>とにかく、答えは出せないんだと。それはそうですね。これ、危機管理の基本って何だと。ブリペア・フォー・ザ・ワーストですよ。最悪の事態に備える、これ当たり前です。でも、最悪の事態には備えていない。どちらかといふと、見たくないものは見ない、耳は塞ぐ、でもやりたいことだけやっていく。それがたゞ国民のリスクにつながつたとしてもやる。原発を見りや分かる。安金保障問題は誰のため。よく分からぬ。</p>
<p>本当に国民の生命、財産を守るためにだつたら、このミサイルが飛んできたらどうするかといふことに対して、核施設が直撃されたらどうするかと、いうことに対して、対策はもう既にできているはず。でも、それができない。屋内退避ですつて、その間に実測値測るつて。なるほど、よく分かりました。</p> <p>じゃ、お聞きします、田中委員長に。</p> <p>これ、誰も教えてくれないんですよ。川内原発の場合、一号機原子炉内の核燃料百五十七体の放射性物質全て放出された場合、また貯蔵庫の燃料六十四体、使用済燃料プール千百二十八体の放射性物質全て放出された場合、全てです、セシウム137基準でそれぞれ何ベクレルになるんですかと言つて原子力規制庁と資源エネルギー庁に質問したんですけど、誰一人答えられないんです。</p> <p>専門家である田中規制委員長、お願いします、短めに。</p> <p>川内原発PWRの燃料一体から最大で何ベクレルのセシウム137の放出があり得るんですかね。知つているか知らないか。知つていたらその後続けていただいて結構です。知らなかつたらそこでおやめください。お願いします。</p> <p>○政府特別補佐人(田中俊一君) 燃料集合体の中の放射性物質というのは、燃焼度とか冷却期間とか、様々な条件によって変わります。当然、全体の量というものは把握しておりますけれども、全部が放出されるというようなことは想定しておりません。先ほど申し上げたとおりです。</p> <p>○山本太郎君 ありがとうございます。</p> <p>計算のしようがないって。でも、分かりそうなものですがね、計算したら。</p>
<p>お答えください、総理、お願いします。</p> <p>○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、従来から政府の立場は御説明をしておりますが、原子力規制委員会において安全基準、これは非常に世界でも厳しい基準であります。この基準を満たしたものについては再稼働していく方針でございません。お答えください、総理、お願いします。</p> <p>○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、従来から政府の立場は御説明をしておりますが、原子力規制委員会において安全基準、これは非常に世界でも厳しい基準であります。この基準を満たしたものについては再稼働していく方針でございません。お答えください、総理、お願いします。</p> <p>○山本太郎君 安倍総理の規制委員会への責任転嫁で、この質疑は終わりたいと思います。</p> <p>○荒井広幸君 新規改革の荒井広幸です。</p> <p>私の意見を述べて、国民の高見を賜りたいとうふうに思います。</p> <p>○山本太郎君 安倍総理の規制委員会への責任転嫁で、この質疑は終わりたいと思います。</p> <p>○内閣総理大臣(安倍晋三君) 政府としては、私どもベストな案を提出をしたと、このように考えておりますが、この参議院の委員会の御議論に対しましては、謙虚に、真摯に受け止めていきたいと、このように思つております。また、さきの衆議院の委員会におきましたも、自民党、公明党、与党と野新の会が提出した法案等についての真剣な協議が行われたものと承知をしております。</p> <p>この参議院に場を移しましてからもこうした姿勢で臨んでいきたいと、このように考えております。</p>

す

○荒井広幸君　対案、修正案などには柔軟に応じていただけると、こういうことですね。總理。
○内閣總理大臣(安倍晋三君)　この委員会の議論

○荒井広幸君 総理、そこなんですが、私が聞きました
かつたのは、恐らく国民の皆さんも、全て押し付
けてくるんじゃないかという誤解、不安があるん
當然、政党間の協議が進んでいくものと思ひます。
い我々も賛同を得ていくべく努力をしていきたい
と、このように思ひますので、いい提案があれば、
において、更に議論が深まる中において、より広

たと思います。
やはりいいものは取り入れていく、また、ある意味では政府が一步進んでいるかもしませんが、国民が、まだまだ十分な議論が、あるいは理解がない場合、この参議院の議論を通じて、そこにある一種の妥協点を認めていただいて国民の合意形成を図っていただき、その姿勢をいただいて、恐らく国民の皆さんも、納得、多少していただいている方も多いんだろうと思います。

経済産業大臣にお越し頂きました。
山本さんからもお話をありましたが、私は、政府と原発対策については真っ向から反対をいたしております。原発事故はなぜ起きたんでしょうか、経産大臣。

国会の事故調、また政府の事故調においてもいろいろ指摘がされておりますが、国会の事故調では、福島第一原発は四十年以上前の地震学の知識に基づいて建設された。その後の研究の進歩によって建設時の想定を超える津波が起きる可能性が高いことやその場合すぐに炉心損傷に至る脆弱性を持つことが繰り返し指摘されていた、しかし東電はこの危険性を軽視していたというようなな

と、また、政府の事故調では、東京電力や原子力安全・保安院等の津波対策、シビアアクシデント対策が不十分であったと、また、同じく政府事故調では、東京電力を含む電力事業者も国も、我が国の原子力発電所では炉心溶融のような深刻なシビアアクシデントは起こり得ないという安全神話にとらわれていたがゆえに、危機を身近で起こり得る現実のものと捉えられなくなつていたことに根源的な問題があると指摘されているところであります。

○荒井広幸君 参議院に議論が移りましたら、安倍内閣がすごく私は変わったような、ちょびっと変わったような気がするんですね。それは今まで初めてです。私は三月十一日以降ずっと議論して、普通は、原発事故の原因は何かといえば、津波、地震をまず第一に言つていました。今テレビの前の皆さんもお聞きになつて、安倍内閣、代表して経産大臣は、まさに安全神話に陥っていたということを言いました。そこなんですが、私が言いたいことは、

国会の事故調査委員会、戦後初めてです。戦争の責任についてもうやむやにしてしまいました。様々な問題でうやむやにしましたが、戦後初めて、衆参で全ての政党政派が委員を選び、この原発の事故原因たるは何ぞやとこの事故調を立ち上げて、その結果を引用していただきました。

私は、こうしたことが非常に重要なうんですが、その国会の事故調の結論の、結びの中で、今回の事故は、これまで何回も対策を打つ機会があつたにもかかわらず、歴代の規制当局及び東電経営陣が、歴代の規制当局というのはこれは政府を含んでいることですが、それぞれ意図的な先送り、不作為、あるいは自己の組織に都合の良い判断を行うことによって、安全対策が取られないまま三月十一日を迎えたことで発生したものであつたと、このように結論付けています。

私は、安全保障法制も、保守リベラルの立場として極めて臆病で慎重論を持っていた人間であり

ましたけれども、この原発の事故に私は遭遇をして、そのまましていまだに大勢の皆さん方が苦しんでおられます。

国会事故調査委員会報告では、マインドセットという言葉も使っています。思い込みです。私も思い込みがあったのだと思います。原発を進めてきました。大丈夫だ大丈夫だ、何重にも安全をつくっているから大丈夫だと言つてやつてきたんです。しかし、こうした本当に責任を感じる、責任のある、申し訳ない事故が起きてしました。大変なことです。

私は、その意味において、総理、内閣には何としてでも避難している人、自主避難も含め、そして放射線量の、先ほど規制委員長言いましたが、五ミリシーベルトと言つていますが、低線量長期被曝の原因は分からぬ。ウクライナの政府報告書、こういったものもう一回、二十七年、三十年の歴史を踏まえて考えてもらひながら万全を期していただきたい、そのように思います。当然、原発再稼働は反対であります。

想定外を置いて安全神話、思い込んでいた私は、その意味において、平和という安全神話に陥っていたかもしれないと思つているんです。あらゆる想定をして、この場合にはこんな対策、こういうことも起きるのではないか、あらゆることを想定して国民を守っていくという責務が政府に私はあろうと思うんです、総理。

あらゆることを想定する。しかし、その中で、憲法の制約がありますから、限定したことしかできない。あらゆることを想定するという意味では、まだまだ私は不十分だと思います。次世代さんとか維新さんが言うように、もつとこういうケースもあるんじゃないかと考えた方がいいと思う。しかし、今回の法律は、憲法の範囲の中でどこまでできるかといふぎりぎりのことを、大丈夫だと言わないので、万が一に備えるということであつているわけです。その意味において、私は、國民の皆さんに安倍政権は問い合わせをしていると、こ

うも言えるんだろうと思うんです。その問い合わせをして、丁寧で、そして時間をかけて理解を得るまでというのは当然の姿勢であります。そのあらゆることの想定の中で、憲法の範囲の中できることは何かといったときに、それが限定的集団的自衛権の行使というところに行き着いていたのであるうと思います。

今回は、私の憲法の考え方を述べながら、これについて見解を申し述べさせていただきたいと思います。

まず、国民の皆さんには、参議院の選挙制度、変わったなと思ったと思います。衆議院は、選挙制度、議長の下の第三者委員会、民間の委員の方に今検討を委ねております。参議院は、自身を切る覚悟で、いろいろ御議論はあつたと思いますが、二つの案に集約されてまいりました。そして、今度、四県二合区を含む十増十減案ということで、この法案が成りました。

参議院の議論が、審議が国民の皆さんに信頼に堪え得るかどうかは、参議院が自ら、最高裁の要請を受けて、較差問題を何とかしろといつたことに応える道しかありませんでした。その意味において、我々は自ら一年前の七月二十四日に採決をし、衆議院で昨日通ったわけです。

〔委員長退席、理事佐藤正久君着席〕

その選挙を見ますと、憲法第七条というのを是非国民の皆さんも読んでいただきたいんです。天皇の国事行為です。天皇は象徴です。その国事行為として、七条四号には、「国会議員の総選挙の施行を公示する」というのが天皇の仕事であると書いてあるんですね。もう一度読みます。「国会議員の総選挙の施行を公示すること」となってい

るんです。

これはどうでしょう。衆議院は総選挙です。参議院は、これは通常選挙なんです。憲法には通常選挙と書いてありません。総務大臣、どうしてこのように総選挙だけが憲法に書いてあるんでしょ

○國務大臣(高市早苗君) 日本国憲法第七条第四号に規定する総選挙とは、全国全ての選挙区において同時になされる選挙を指し、公職選挙法で言うところの衆議院の総選挙のみならず、参議院の通常選挙もこれに含まれると解しております。

戦後、憲法改正法案の国会審議が始まりましたのは昭和二十一年六月二十五日でございました。この審議に向けて法制局が作った想定問答がございました。この中で、国会議員の総選挙は衆議院の総選挙のみを予想するのかという問い合わせに対し、参議院議員の半数改選をも予想した概念ありますということになつておりましたので、よつて、そもそも現行憲法では両院の選挙を総選挙と位置付けている、このようになつております。

○荒井広幸君 マツカーサー、そして民政局のホイットニー准将、そしてケーディスという大佐、この方が二十一年の二月十三日に吉田外務大臣と憲法を担当する松本泰治大臣と話をします。そのとき渡されたのがマッカーサー・メモです。

一院制でした。衆議院と呼ぶかどうかは別として、一院制だったんです。しかし、我々先人は、私から言えど、戦争の反省を含め、政府と衆議院の暴走を防ぐためにもう一院、国民から選ばれる参議院をつくろうとして二院制を主張しました。この二院制の主張は認められるんです。よつて、あの憲法を作る、ある種混乱の中、戦後の混乱もありました、そういう混戦の中、公職選挙法は、この公職選挙法というのを選挙を決めるもので、同時に議論されていくんです、憲法と公職選挙法。そのときに総選挙という言葉だけが残つてしまふんですね。

公職選挙法では三十一條が衆議院、三十二條が参議院通常選挙となつていて、まあうかり忘れたといへばそういうことなんですが、後で気付いてそのような答弁になつているものなんですね。ですから、憲法制定過程というのは、ある程度私たちも十分に勉強し直さなくてはならないというところがここにあると思うんですね。

戦後、憲法改正法案の国会審議が始まりましたのは昭和二十一年六月二十五日でございました。この審議に向けて法制局が作った想定問答がございました。この中で、国会議員の総選挙は衆議院の総選挙のみを予想するのかという問い合わせに対し、参議院議員の半数改選をも予想した概念ありますということになつておりましたので、よつて、そもそも現行憲法では両院の選挙を総選挙と位置付けている、このようになつております。

○荒井広幸君 マツカーサー、そして民政局のホイットニー准将、そしてケーディスという大佐、この方が二十一年の二月十三日に吉田外務大臣と憲法を担当する松本泰治大臣と話をします。そのとき渡されたのがマッカーサー・メモです。

一院制でした。衆議院と呼ぶかどうかは別として、一院制だったんです。しかし、我々先人は、私から言えど、戦争の反省を含め、政府と衆議院の暴走を防ぐためにもう一院、国民から選ばれる参議院をつくろうとして二院制を主張しました。この二院制の主張は認められるんです。よつて、あの憲法を作る、ある種混乱の中、戦後の混乱もありました、そういう混戦の中、公職選挙法は、この公職選挙法というのを選挙を決めるもので、同時に議論されていくんです、憲法と公職選挙法。そのときに総選挙という言葉だけが残つてしまふんですね。

公職選挙法では三十一條が衆議院、三十二條が参議院通常選挙となつていて、まあうかり忘れたといへばそういうことなんですが、後で気付いてそのような答弁になつているものなんですね。ですから、憲法制定過程というのは、ある程度私たちも十分に勉強し直さなくてはならないというところがここにあると思うんですね。

私は、これが間違いだと言つてゐるんではないですよ、憲法が。しかし、そういう過程を経て、今見たらば不自然な総選挙しかやらないんだから、私たち参議院は永久議員のままでいられるんですから、こんないいことはない。しかし、そうはなつていません。

法務大臣、この七条四号にあります、「国会議員の総選挙の施行を公示する」ということで、参議院は通常選挙であります。これは憲法を解釈しているというふうに読んだらしいんですか、どうなんですか。

○國務大臣(上川陽子君) お尋ねの総選挙に関する事柄でございますけれども、一般的に法務省の所管するものではございませんで、法務大臣としては、答弁につきまして差し控えさせていただきたいと存じます。

○荒井広幸君 これは肩透かし食つちやつたような話なんですね。

非常に、課題として、まあ答えられないというのはもう当然分かつてはいるんですけども、これは皆さん非常に、衆議院と参議院といふのは、二つあって、公職選挙法は同じときに憲法と同じく議論していくんです。第九回帝国議会、この日本国憲法といふのは明治欽定憲法の改正なんです。第九回帝国議会で、帝国憲法改正案で審議されていくんですが、並行して、同時にこの選挙制度といふのも議論されていくんです。

憲法は尊重されなければならないけれども、その時々に極めて厳しい現実があります。今言つてゐる安全保障の環境といふものです。自然環境ながら分かりますが、安全保障の環境とは何ぞやといふのは、またどんどん議論が行くと思いますが、いか、重大な私はここに空白があった。それは同じなんですね。

憲法は尊重されなければならないけれども、そなうのが逐次議論になります。明日以降これらの議論もしてまいりますが、内閣法制局が憲法の番人のような誤解がありますが、子供たちの教科書にはそれは最高裁判所です。書いてあるとすれば、内閣の法律顧問が内閣法制局であると書いてあるんです。内閣の法律顧問が内閣法制局であると書いてあるんです。内閣法制局は内閣を補佐する組織です。衆議院にも参議院にも法制局があります。私どもも、そうした法律を作るときには、その専門的知識、憲法とぶつかつていいか反対ないか始め、法律を作つていただくということをやつてまいります。

こうしたことから、最後には最高裁が判決を下さなければならぬのでありますけれども、それによってまつてあるような国会では国民の信頼は取れません。この議論を含めてどうであるのかといふこと

然のことです。憲法は、当時の、戦争終結後ですから様々な世界の力学が動きましたし、そして、それに先立つ半年前、国連もできています。国連も理想主義を掲げます。世界ももう戦争はしたくない、日本も一度としない、これが国民の意見であります。そういう中で憲法が形作られてまいります。

そのときに、押し付け憲法というのも一つ見方としてあるでしよう。しかし、先ほど言いましたように、少なくとも一院制において、これは憲法第四十二条です、国会は衆議院、参議院の両院をもつて構成する。これが政府の行き過ぎにストップを掛ける再考の府であり、衆議院の議論の結果に更に熟議を重ね、国民に説明し、場合によつては再考を促す、これが熟議の府、参議院の成り立ちです。こうした成り立ちが存在意義そのものであります。この存在意義を、のつとつたときに、何ゆえに憲法七条四号に総選挙としか書いていないか、重大な私はここに空白があった。それは同じなんですね。

憲法は尊重されなければならないけれども、その時々に極めて厳しい現実があります。今言つてゐる安全保障の環境といふものです。自然環境ながら分かりますが、安全保障の環境とは何ぞやといふのは、またどんどん議論が行くと思いますが、いか、重大な私はここに空白があった。それは同じなんですね。

憲法は第九条で平和主義を言つてゐる。一、二という文脈で言つてゐます。しかし、厳しい状況の中で命や自由や幸福を追求する権利をどう守つたらいいか、常にこのハウスで先人方が悩み、国民とともに、どのようにするかを議論し、時には激しくぶつかり合つてきたわけです。

憲法には、十三条、皆さんの命を守り、自由と命を守る、そして幸福を追求する権利を下さを認めると。では、万が一武力に襲われたときに、我々は皆さんの命や自由という権利をどう守れるでしょうか。

とをしつかり議論をしていくべきだと考えております。

そして、私はこう申し上げます。国民を守らない憲法というのは存在するのでしょうか。国民を守らない憲法というのは存在するのでしょうか。

憲法九条、平和主義、そして、命、自由、幸福追求権十三条、この悩ましい課題に直面する現在、我々は、侵略戦争、植民地支配を反省し、どのように国民とともに世界の平和と繁栄に貢献していくかということを考える重大な岐路に今我々参議院は立たされています。国民とともに十分な議論をしてこれを進めていかなければならないと思います。

理念、理想はある、しかし現実がある。そこに私は、憲法の範囲の中で解釈は許される、限定的集団的自衛権の今回の行使は、三条件という下の中で縛りを掛けていることによって、私はこれは合憲であると考えている次第です。

総理の御意見を改めて聞かせていただきたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま委員が御指摘になられたように、憲法の七条も引かれたわけですが、九条においてもまさに自衛権について言及がないわけでございます。

そこで、果たして自衛権を持つことができるかどうか、これは九条の二項との関係もあるわけでございまして、自衛隊が合憲かどうかということも大きな議論になつたのでございますが、砂川判決におきまして、必要な自衛の措置をとり得ることとは国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならぬと、自衛権はあるということを明確に憲法の番人である最高裁が判示した、示したわけでございます。

その上において、四十七年に政府解釈として、この砂川判決と軌を一にするものでござりますが、必要な自衛の措置についての考え方を示したところでござります。

我々は、国民の命と幸せな暮らしを守る責任が

あるわけでございます。当然、憲法は、砂川判決にもあるように、平和的な生存権、そして国民の

命、自由、幸福追求の権利、憲法の前文そして十三条を引いた上において、非武装で国民を守らないということはないという考え方を示したわけでございます。

そして、その中に入るものは、必要な自衛の措置は何かということを我々考える中において、今回まさに我が國の存立を脅かす、国民の生命や自由や幸福追求の権利が根底から覆されると、そういう状況、まさに三要件を付け加えた上において、三要件を満たしたものについては、集団的自衛権の中におきましてもその三要件が当てはまるものは行使できると、こう判断をしたところでござい

ます。

それはあくまでも、まさに委員がおっしゃったように、憲法が、国民が平和的に生存していく、本来の自然権である権利をしっかりと守り、追求していくことができないということではないという考え方につけてのものでござります。

○荒井広幸君 総理を信頼するものであります

が、私は、戦争の反省から二院制で参議院が生まれた、国民の目を入れて国民の立場で政府の暴走を抑えるためには、自衛隊を派遣する前に国会の同意を全てにおいて事前においてこれをかけていく

くといふことが不可欠であるということを申し上げたいと思います。それは後日に譲ります。

朝日新聞の憲法学者の皆さんへのアンケートで、六三%に上る専門家の学者の皆さん、自衛隊

を違法判決、憲法違反の可能性があると答えております。それに対して、国民は違和感を持ってい

る、自衛隊の災害派遣活動やPKOは国民からも世界からも高く評価されている、自衛隊が違憲、違憲の可能性との前提に立つた議論は正しい国民の皆さんの理解に結び付かないんではないかと新

聞紙上で公明党山口代表がお話をされています。

私も同感なんです。憲法学者の皆さんには、

我々しつかり心に刻まなくてはなりませんけれど

も、もつともだなどいうふうに思います。ここに

も書きましたが、九条と十三条、そのはざまをどう埋めていくのかということに我々は本当に心血を注いでいるわけです。

その意味におきまして、前の公明党代表でもあります、そして自民、公明連立のシンボル的存在

でもあります太田大臣のこのアンケートに対する分析をお聞かせください。

○国務大臣(太田昭宏君) 私は、現在、公明党を代表する立場にはありませんし、自衛隊の所管大臣でもありません。また、個別の世論調査の日々について、それにコメントをするということは、

公的に私は適切ではないと、このように思つてい

ます。

その上で、御指摘でござりますので、その上であえて申し上げますと、政府は從来より、憲法第

九条は我が国が主権国家として持つ固有の自衛権まで否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法上認められるものであるとしておりまして、私もその

よう思つてゐるところです。

○荒井広幸君 この調査は大変参考になるんですけど、私は、戦争の反省から二院制で参議院が生まれた、国民の目を入れて国民の立場で政府の暴走を抑えるためには、自衛隊を派遣する前に国会の同意を全てにおいて事前においてこれをかけてい

くといふことが不可欠であるということを申し上げたいと思います。それは後日に譲ります。

朝日新聞の憲法学者の皆さんへのアンケートで、六三%に上る専門家の学者の皆さん、自衛隊

を可能にする安全保障関連法案は憲法違反に当たる

るところお考えですかといふと、違反ですよ、百四名、

ようです。しかし、一週間、十日遅れて発表になつた、自衛隊の存在は違憲かどうか、同じ方に聞いています。自衛隊の存在は憲法違反に当たる

と考える方が五十名、可能性があると考える方を含めると七十七名で、六割を超えているんです。同時に、こうした情勢を見なくてはならないことは、憲法学者はもとよりですが、政治家の方はおっしゃっていることでございま

す。同時に、こうした情勢を見なくてはならないことは、憲法学者はもとよりですが、政治家の方はおっしゃっていることでございま

す。同時に、こうした情勢を見なくてはならないことは、憲法学者はもとよりですが、政治家の方はおっしゃっていることでございま

す。同時に、こうした情勢を見なくてはならないことは、憲法学者はもとよりですが、政治家の方はおっしゃっていることでございま

す。同時に、こうした情勢を見なくてはならないことは、憲法学者はもとよりですが、政治家の方はおっしゃっていることでございま

す。同時に、こうした情勢を見なくてはならないことは、憲法学者はもとよりですが、政治家の方はおっしゃっていることでございま

す。ですから、誤解をしないで聞いていただきたいのですが、この朝日新聞の憲法学者の皆さんに対するアンケートでは、七月十一日の新聞の紙面では、存立危機事態における限定的集団的自衛権

を可能にする安全保障関連法案は憲法違反に当たる

るところお考えですかといふと、違反ですよ、百四名、

違反の可能性がありますよ、十五名、百二十二名

のうち百十九名の方が、この先輩憲法学者の皆さん

が、自衛隊の存在は憲法違反に当たるかどうかと

いう質問だつたんです。同じく質問を聞いていた

(参照)

(西田実仁委員資料)

安全保障における「原理」「原則」「視点」

憲法適合性

憲法9条、憲法13条(原理)

「武力による威嚇又は武力の行使」をしてはならない
 → 例外的に許容される自衛の措置(新三要件)

法制度

自衛隊の海外派遣3原則

→ 「平和安全法制」における各活動の要件、手続等

政策判断

3つの視点

- ①「わが国の主体的判断」
- ②「自衛隊にふさわしい役割」
- ③「平和外交努力」

3

平成27年7月29日 (参)我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 公明党 西田実仁
 出典:西田実仁事務所作成

国際法上の正当性の確保

活動	要件	法文上の扱い
活動等における国際平和共同対処事務	<p>次のいずれかの国際連合の総会 または安全保障理事会の決議が存在する場合</p> <p>① 国際社会の平和及び安全を脅かす事態に対処するための活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、または認める決議 ② ①に掲げるもののほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関して国際連合加盟国の取組を求める決議</p>	国際平和支援法 (3条1項1号)
国際連携平和安全活動	<p>次のいずれかが存在する場合</p> <p>① 国際連合の総会、安全保障理事会又は経済社会理事会が行う決議 ② 次の国際機関が行う要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際連合 ・ 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、 国際連合難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの ・ 当該活動に係る実績若しくは専門的能力を有する国際連合憲章第52条に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関で、 歐州連合その他政令で定めるもの <p>③ 当該活動が行われる地域の属する国の要請 (国際連合憲章第7条1に規定する国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る。)</p>	国際平和協力法 (3条2号、別表1)

5

平成27年7月29日 (参)我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 公明党 西田実仁
 出典:「平和安全法制」の概要を基に西田実仁事務所作成

自衛隊の行動にかかる国会承認

活動	国会承認
重要影響事態における後方支援活動等 (重要影響事態安全確保法 5条)	原則 事前の国会承認 例外 緊急の必要がある場合の事後承認
国際平和共同対処事態における協力支援活動等 (国際平和支援法 6条)	例外なき事前承認
国際連携平和安全活動 (国際平和協力法) (6条7項～12項)	停戦監視活動及び いわゆる安全確保活動のみ事前承認の対象
存立危機事態への対処のための防衛出動 (自衛隊法 76条) (事態対処法 9条)	原則 事前の国会承認 例外 特に緊急の必要があり事前に国会の 承認を得るいとまがない場合の事後承認
船舶検査活動 (船舶検査活動法) (重要影響事態安全確保法 5条) (国際平和支援法 6条)	重要影響事態安全確保法、 国際平和支援法に定めるところによる

6

平成27年7月29日 (参)我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 公明党 西田実仁
出典:「平和安全法制」の概要を基に西田実仁事務所作成

自衛隊員の安全の確保

活動	関連規定の要旨
国際平和共同対処事態における協力支援活動等 (国際平和支援法)	✓ 安全配慮規定 (9条) ✓ 実施区域の設定 (7条3項、8条2項) ✓ 活動の中止 (7条4項) ✓ 一時休止 (7条5項)
国際連携平和安全活動 (国際平和協力法)	✓ 安全配慮規定 (10条) ✓ 業務の中止及び危険を回避するための一時 休止その他の協力隊の隊員の安全を確保す るための措置を定めた実施要領の策定 (8条)
在外邦人等の保護措置 (自衛隊法)	✓ 予想される危険に対応して保護措置ができる 限り円滑かつ安全に行うための部隊等と外国 の権限ある当局との間の連携及び協力が確 保されると見込まれること (84条の31項3号)

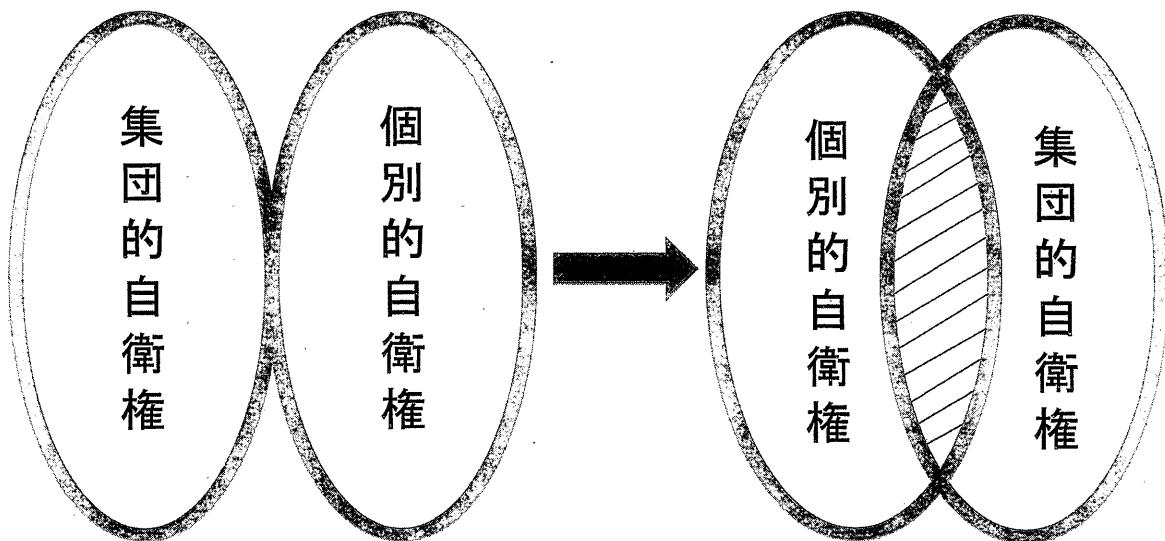
7

平成27年7月29日 (参)我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 公明党 西田実仁
出典:「平和安全法制」の概要を基に西田実仁事務所作成

(片山虎之助委員資料)

【資料①】

維新案の自衛権の考え方



平成27年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 維新の党 片山虎之助 片山事務所作成資料

【資料②】

維新案における明白な外形基準

維新案

- ・日本周辺
- ・条約締結国の軍隊
- ・日本防衛のための活動中の外国の軍隊への武力攻撃
- ・日本に対する武力攻撃が発生する明白な危険

政府案

- ・我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃
- ・国の存立(生命・自由・幸福)が根底から覆される明白な危険

A
国



平成27年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 綱領の党 片山虎之助 片山事務所作成資料

【資料③】

維新案と政府案の対比

	維新案	政府案
憲法適合性	○	×
三権行使の要件	武力攻撃危機事態 (自國が武力攻撃を受ける明白な危険)	存立危機事態 (国の存立(生命・自由・幸福)が根底から覆される明白な危険)
海外派兵	できない	ホルムズ海峡の機雷掃海(例外として)
グレーゾーン事態	領域警備法を創設	法整備せず(運用で対応)
周辺事態・後方支援	米軍に限定 極東及び極東周辺	米軍以外の外国軍も地理的制約なし
他国領内における国際貢献の正当性	国連安保理7章決議	国連決議等
武力行使一体化	非戦闘地域に限定 戦闘準備の航空機への給油整備 武器弾薬の提供	現に戦闘が行われている現場を除く地域 戦闘準備の航空機への給油整備 武器弾薬の提供
防衛出動の承認	専門委員会で実質審議し承認を厳格化	通常の国会承認手続

平成27年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 維新の党 片山虎之助 片山事務所作成資料

【資料④】

ホルムズ海峡機雷掃海の法的検討

ホルムズ海峡には公海部分がない

紛争継続下に、我が国自衛隊がホルムズ海峡で機雷掃海することは、海外派兵(=武力行使の目的を持って他国領域内に自衛隊を派遣すること)に該当するので憲法違反となる。

紛争下の機雷掃海は国際法上、武力行使に当たる

(但し、新三要件に該当すれば機雷掃海が可能となる)

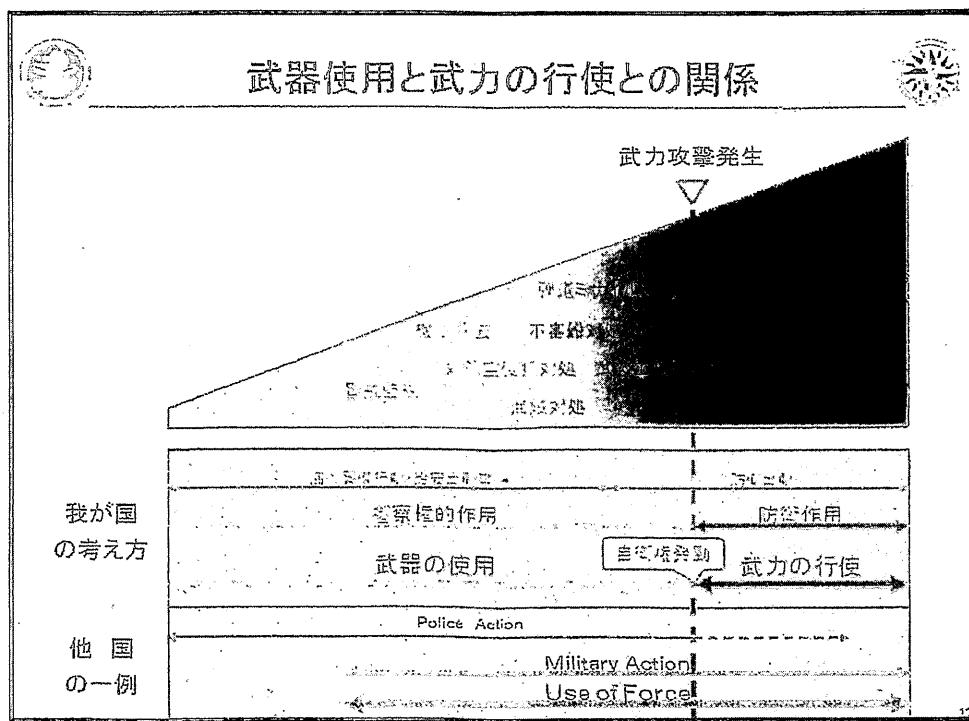
憲法上より正当性があるのは機雷掃海の後方支援

米国等による
機雷掃海

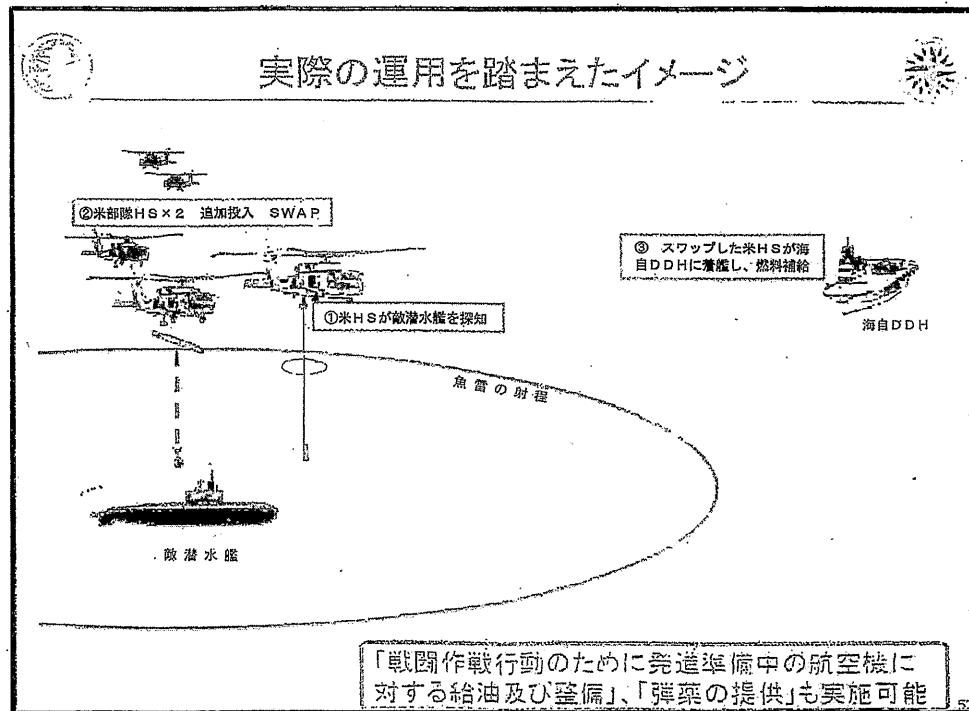
△ 国際法上の正当性に欠ける場合がある

国連安保理7章決議
による機雷掃海

○ 国際法上の正当性に疑問の余地がない



2015年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 日本共産党・小池晃／海上自衛隊資料より小池晃事務所作成



2015年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 日本共産党・小池晃／海上自衛隊資料より小池晃事務所作成

アフガニスタンでの米陸軍の 補給任務中の死傷者数(07年度)

	輸送回数	死傷者数	比率
燃料	897回	38人	1人/24回
水	438回	15人	1人/29回

2015年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 日本共産党 小池晃ノ米陸軍環境政策研究所報告書(2009年9月)より小池晃事務所作成

アフガニスタン戦争での犠牲者

	カナダ	ドイツ	イタリア	デンマーク
死亡者数	158	54	48	43
IED	92	7	23	22
自爆	13	14	1	0
地雷	0	1	0	3
発砲	26	14	8	12
事故など	27	18	16	6

2015年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 日本共産党 小池晃ノCasualties 資料より小池晃事務所作成

何もしなくて良いのでしょうか？

中国・北朝鮮・テロの脅威

放置

必要な法整備

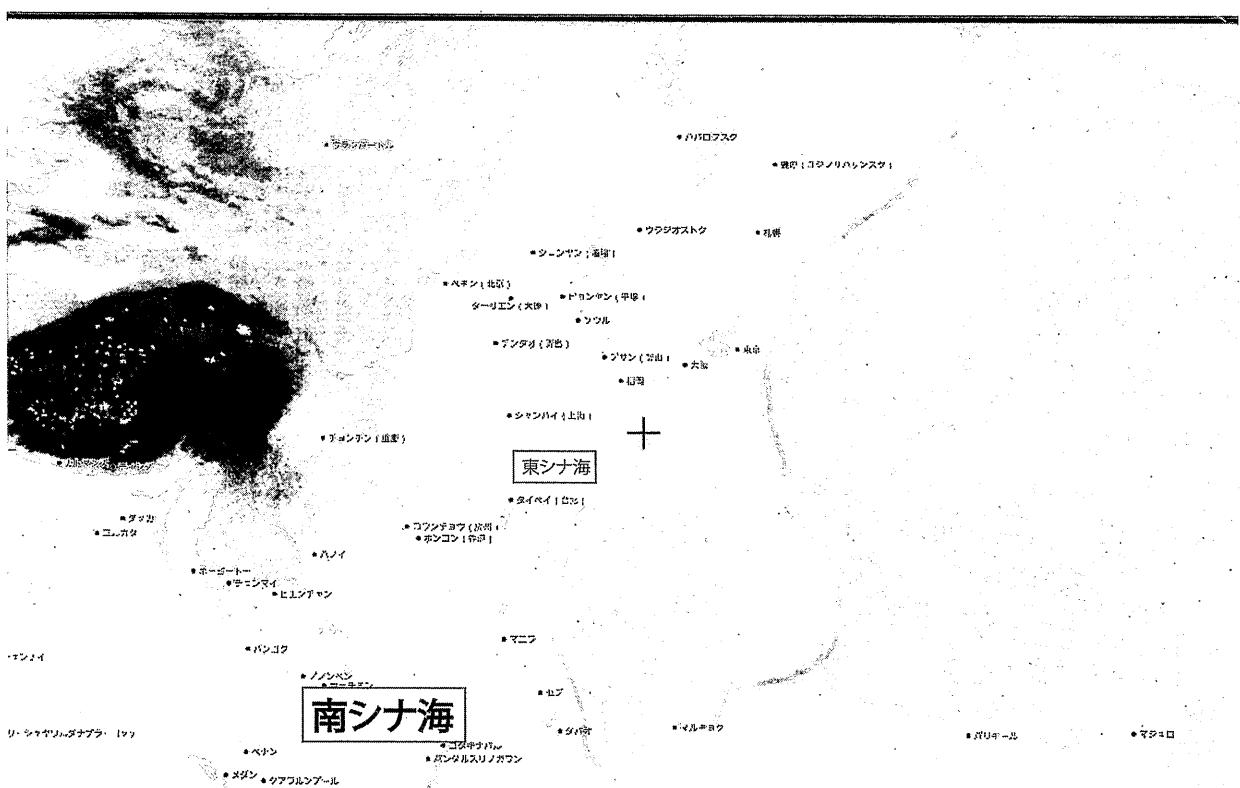
戦争に巻き込まれる → 巻き込まれにくくなる

テロのリスクが高まる → リスクは低下

国民、特に子供たちを守るために抑止力の向上が必要

何もせず反対だけでは、いざというとき守れません

平成 27 年 7 月 29 日 参議院平和安全法制特別委員会 次世代の党 和田政宗 出典：和田事務所作成資料



平成 27 年 7 月 29 日 参議院平和安全法制特別委員会 次世代の党 和田政宗
出典：国土地理院地図（電子国土 web）を元に和田事務所にて加工

資料2

緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について（案）

平成26年5月28日
原子力規制委員会



2015年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 生活の党と山本太郎となかまたち：山本太郎
<自民党公式 You Tube チャンネル「教えて！ヒゲの隊長」より、山本太郎事務所作成>

資料①

1. 趣旨・目的
原子力災害対策指針では、放射性物質の放出前に予防的防護措置を実施するための枠組や、事故の進展に応じて段階的避難等の追加的防護措置を実施するための枠組等、原子力防災体制の基本的考え方を示している。

原子力災害対策指針の考え方に基づき、関係自治体において、各地域の実情を踏まえて、地域防災計画の策定等が進められているが、原子力災害の様態は、事故の規模や進展の状況等によって多様であり、実際の原子力災害時には、状況等に応じて、柔軟かつ適切な対応が求められる。

このため、関係自治体において、リスクに応じた合理的な準備や対応を行うための参考としていたくことを目的として、仮想的な事故における放出源からの距離に応じた被ばく線量と予防的防護措置による低減効果について、全般的な傾向を捉えていたいための試算を行った。

本試算では、セシウム-137が100テラベクレル、その他の核種がセシウム-137と同じ割合で換算された量、さらに希ガス類が全量、環境中に放出されるような仮想的な事故を想定した。この想定は、東電福島第一原発事故を踏まえて強化された新規制基準への適合性を審査する上で「想定する格納容器破損モードに対して、Cs-137の放出量が100Bq を下回っていることを確認する」(注) とされていることを踏まえて設定したものである。

なお、本試算はこれ以上の規模の事故が起こらないことを意味しているものではない。

(注)『実用発電用原子炉に係る原心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド』より抜粋

2. 計算条件及び評価方法

- 想定する事故：放射性物質が環境に放出されるが、具体的な事故のシーケンスは設定せず、以下の条件で計算。
○原心内蔵量：80 kWe 級加圧水型原子炉 (PWR) をモデル。
(事故直前まで定格熱出力 (2,662MWt) 比 10% の熱出力で 40,000 時間運転を継続したものとして算出。)
- 格納容器への放出割合：米国 NRC の NUREG-1465 から引用。
- 環境への放出割合：セシウム-137 の環境への放出量が 100 テラベクレル (ヨウ素系等) の格納容器へは、NUREG-1465 から得られた各核種グリーブ (ヨウ素系等) の格納容器へは、全量が放出されると仮定。

資料②
2015年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
平成26年5月28日 原子力規制委員会提出資料「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について(案)」より
山本太郎事務所作成

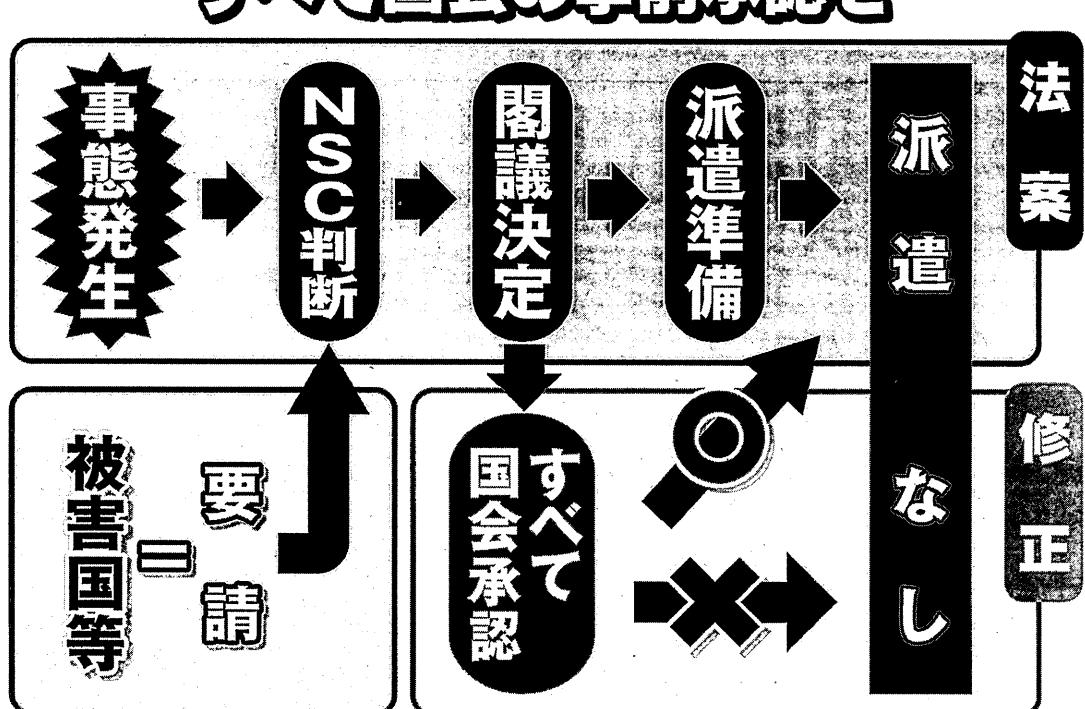
- 炉心停止から放出開始までの時間：12時間
- 環境中への放出総統時間：5時間（一定の割合で放出されると仮定。）
- 放出高さ：50m
- 大気中拡散・被ばく線量評価に使用した計算コード：OSCAR
- 独立行政法人日本原子力研究開発機構（JAEA）安全研究センターの協力を得て実施。）
- 気象条件：年間ににおける1時間毎の気象データ（3,760通り）から248通りをサンプリング（茨城県東海地区）。
- 被ばく経路：外部被ばく（放射性ブルーム、地表沾着によるもの）及び内部被ばく（吸入によるもの）
- 評価方法：環境中に放出された放射性物質の挙動は、放出後の気象条件下によって影響を受けるため一定ではない。このため、本試算では、年間の気象データからサンプリングされた気象条件に対する被ばく結果（放射性物質の濃度）を年間に並べたものの中央値及び95パーセント値（百分位数）を代表値として評価。換算すれば、95%値は、特殊な気象条件を除いた最大値といえる。

3. 計算結果から得られる示唆

今回の計算結果から得られる示唆は以下のとおり。（計算結果については別紙参照。）

- （1）PAZにおける防護措置
 - PAZでは、放射性物質の放出前に、予防的に避難を行うことが基本。ただし、予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような要保護者については、無理な避難を行わず、屋内避難を行うとともに、適切に安定期ヨウ素剤を服用することが合理的。
 - なお、コンクリート構造物は、木造住宅よりも被ばく線量を低減させる効果があることが知られている。また、病院等のコンクリート建物に対して放射線防護機能を付加することで、より一層の低減効果を期待できる。
- （2）UPZにおける防護措置
 - UPZでは、放射性物質の放出前に、予防的に屋内避難を中心に行うことが合理的。
- （3）放射性ブルーム通過時の防護措置
 - 放射性ブルームが通過する時に屋内で行動するとかえって被ばくが増すおそれがあるので、屋内に退避することにより、放射性ブルームの通過時に被ばく線量を相当程度低減することができる。

（荒井広幸委員資料）



平成27年7月29日(水)参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 新党改革荒井広幸 作成・荒井広幸事務所

資料③
2015年7月29日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
生活の営む日本太郎となかまたち 山本太郎
平成26年5月28日 原子力派遣委員会提出資料「緊急時の被ばく線量及び防護措置の決済の範囲について(第)」より
山本太郎事務所作成

